

午後1時17分 開議

議長（嶋本五男君） ただいまから平成11年第4回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において13番 和気 豊君、14番 成田政彦君の両君を指名いたします。

お諮りいたします。本日、去る12月6日市長から提出され、昨日より議題となっております日程第2、議案第3号 泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定については、撤回したい旨市長から申し出がありました。

よってこの際、議案第3号 泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についての撤回の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よってこの際、泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について撤回の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

市長から、議案第3号 泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について撤回の理由の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） この件につきまして、貴重な時間を費やしたことをまことに申しわけなく、おわびを申し上げます。

議案第3号、泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを取り下げたく、御提案申し上げます。

この案件につきましては、議員各位から多くの意見を賜ったところでございます。今後、この件につきましては、各方面から意見を賜り、より精査する必要があると判断をいたしましたので、取り下げをお願いするものでございます。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） お諮りいたします。ただいま議題となっております泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について撤回の件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号 泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について撤回の件は、承認することに決しました。

次に、日程第3、議案第4号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第4号、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。議案書15ページでございます。

提案理由でございますが、地方公務員法等の一部が改正されたことによりまして、地方公務員法の引用部分等について改正を行う必要から、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正内容でございますが、地方公務員法第29条の改正により、新たに懲戒制度の一層の適正化を図るための条項が追加されましたため、これまで本条例で引用しておりました地方公務員法第29条第2項を第4項に改め、また同時にその他の字句の修正を行うものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可と

することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第4、議案第5号 泉南市少子化対策基金条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第5号、泉南市少子化対策基金条例の制定につきまして御説明を申し上げます。19ページでございます。

地域の実情に応じた少子化対策事業を推進する目的で国から交付されます少子化対策臨時特例交付金を基礎といたしまして、平成13年度末までに実施する事業に要する経費の財源に充てるため基金を設置する必要から、本条例を提案するものでございます。

内容といたしましては、21ページに記載をしておりますが、第1条で設置の目的、第2条で基金として積み立てる額、第3条で基金の管理、第4条で基金の運用益金の処理、第5条で基金の処分を定めるものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行したいと考えております。なお、基金の造成額でございますが、7,320万円でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 我が泉南市においては、この少子化対策臨時特例交付金の事業については、現時点のところまだ何も考えていないのかどうか、これをやろうという案があるのかどうか。

もう1点は、第5条の第1条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その一部を処分することができるという、その処分という

のはどういう意味なのか、お聞かせ願いたい。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 奥和田議員の御質問は、この少子化対策の分をどういった形で使っていくかという御質問だったと思います。

平成11年度につきましては、また後で歳出の補正予算の中にもあらわしております。健康福祉部の方ですけども、今まで各保育所の方にこういう制度を説明しまして、どういった形で事業を行っていくかということ、それもおろしまして、そしてその中で一応検討していただきました。そして、主に使途としましては、今現在のところ設備関係の例えば遊具でありますとか、そういうところをメインに使っていきたいと。平成11年度分にはそういうふうになっております。

そして、あとこれは12年度、13年度の2カ年ということになってますので、その中で、大体設備関係になると思いますけども、その辺を中心に今後考えていきたいと、そういうふうになっております。

それと、第5条のその一部を処分することができる、この意味ですけども、この処分というのは、あくまでもこれは基金でございますので、基金を取り崩すという意味の処分でございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 今のところ余り事業については何も考えていらっしやらないような答弁ですけども、市民が納得するような、8,800万という泉南市にとって非常に大事な財源ですので、市民が納得できるようなことを早いこと決めていただきたい。13年度末ぐらいで既に終わるんですから、早いこと決めて、いつまでもこんな貯金してるというような情けない状態ではなしに、早いこと決めていただきたいと思うんです。

先ほど説明のあった処分をすることができるということは、いつでも事業に引き出せますよという意味なんですね。現時点でまだ全然何も決めていらっしやらないのであれば、あちらこちらでこの活用についていろんな形で検討して実現してるところがたくさん今出てきてますけども、泉南は

ちょっと一歩出おしてくてるような感じです。

これから規制されて、チャイルドシートというのがあっちこっちでこの交付金を活用してやっていらっしゃるところがたくさんあるんですけども、このチャイルドシートの活用について、泉南市はどう考えていらっしゃるのか、お聞かせ願います。
議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。
市民生活部長（白谷 弘君） 奥和田議員の少子化対策臨時特例交付金の使途について、チャイルドシートの貸し出し等の御質問であったと思いますが、議員御指摘のとおり、道路交通法の改正によりまして、幼児用補助装置の使用に関する規定の整備が既に行われたところでございます。自動車運転者は幼児を乗車させるときはチャイルドシートを使用しなければならないと改正され、平成12年4月1日より施行されることになってございます。現在のところ罰則はなしで、行政処分の点数が1点減点と聞いてございます。

私どもとしましては、既にお子様のことを考え、施行前であってもなるべく早く保護者の方が購入していただくように、広報により啓発活動を行ったところでございます。

また、他の自治体でチャイルドシートの貸し出し等を実施するところもあるわけで、私どもも承知いたしてございますが、本市におきましては年間約740人の新生児が誕生しておりまして、6歳未満の対象者は本年4月の人口におきまして4,422人でございます。そのうち、みずから購入する人もあるかと思いますが、いずれにいたしましても、すべての人に貸し出しすることは大変困難であろうと考えておるところでございます。

それと、貸し出しをするといたしますと、まず貸出対象者をどのように決めるのか、また貸出期間はどの程度になるのか、その後貸し出して満了後の衛生面での問題等、クリアしなければならない課題がたくさんございますので、本市におきましては、チャイルドシートの貸し出しにつきましては大変難しいと、このように考えておるところでございますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 今聞いていると、何か難

しい、難しい考えてるようですけども、事業というのは、難しく、難しく考えたら何もできません。前へ一歩進むためにどう考えたらええか、どうしたらええかと頭をひねっていただきたい。これは難しい、難しいと思ったら、事業というのは何もできないんです。市民のために、どうすれば市民が潤うかということをもまず考えるんです。この8,800万円を十分有意義に、市民がほんたによかったなと思えるような事業をしてくださいと言ってるんです。その一環として、わずかな金額です、これ。例えば阪南市でやってるのは、ほんまのわずかな金額で喜ばれてるんです。

だから、いわゆる貸し出しが難しいと思うんであれば、市民が購入するところに補助金を若干出すとか、そういういろんな工夫を考えていただきたいと言うんです。それができないということですか。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 先日、上山議員さんの一般質問でもお答え申し上げましたが、現時点では泉南市では大変難しいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。
議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） あなたたちね、何も考えんと、活用をどうするかということをもいまだに何にも考えんと、8,800幾かの金をもらったわけじゃないんです。これを活用しなさいとして国からいただいたものなんですね。それを市民のためにどうしたらいいかということをも即考えてくださいということをも言ってるんです。チャイルドシートについては、あちこちで現在出ておりますけども、いろんな声が出ております。しかし、一歩進まんことには、難しい、難しいでは何もできないでしょう。

例えば、子供さんが生まれながらにして自閉症の方を抱えて難儀してる方もいらっしゃるんです。現在の幼稚園では、いわゆるPHプログラムというのを設置してないんですね。どういうことかということ、言葉でなく絵や写真を見せて教える方法、これがないわけなんですか。だから、その子供さんがどういうふうに言うかということ、言葉がしゃべれないもんですから、自分の意思を伝えるため

に、あっちこっちかんでそれを意思として伝えるんです。そういう大変な子供を抱えて難儀してお母さん方がたくさんいらっしゃるわけなんですわ。そういう人たちのために、もっと考えて生かしていただきたいということを願ってるんですわ。何も考えていらっしゃいませんか、現時点で。これから考えようという気持ちもありますか。市長、どうなんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） これは3年間有効に使うという御趣旨は当然でございます、私どもも平成11年度は、私立の分も含めて一部使うわけですが、あとの分は基金として積みたいというふうに考えております。

その中で何に使うのかということなんですが、我々はでき得ればひとしく子供さんに御利用いただけるようなものに使いたいということを基本的に考えております。

チャイルドシート、なるほど喜ばれる方もいらっしゃると思いますが、先ほど数字的なものもお示ししましたけれども、すべて満たすというわけにはまいりません。したがって、仮に貸し出しということになれば、抽せんなり何なりということになるかというふうに思いますし、当たった方は喜ばれるでしょうが、そうでない方はやはり非常に辛い思いをされるわけですから、そういう使い方がいいのかどうかというのは、やはり考えないといけないというふうに思っております。

したがって、できればいろんなそういう保育とか、幼稚園も含めてなんですが、そういうお子様全体がお使いになれるようなもので何とか使わせていただきたいと、こういう考えを持っているところでございます。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 限定して言ってるわけではないんです。貸し出しが非常に管理するのが大変やということで、それが無理であれば、購入するときに若干の補助を出すことによって、十分それで賄えるわけなんですわ。そんなもん1,000万も要るわけありませんねん。二、三百万あれば十分賄えるんですよ。そういうことを泉南市がやることによって、ああ温かい行政だなと。そういうこ

とを考えてくださいと言ってるんです。

先ほど述べたように、そういう大変なお子さんを抱えていらっしゃる方がようさんいてるんですわ。そういう方たちのためにも、早くそういう事業を進めていただきたいんですわ。3年間あるからその3年間貯金しとくんではなしに、もうすぐに検討していただいて、こういうことをやっていこうと決めていただきたいんですわ。その点どうなんでしょうか、市長。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 少子化対策が決まりましたのがこの前ですので、11年度はもうあと残り少ないわけですので、今年度即使用するというか、使うということについては、わずかな期間でありますから、先ほど健康福祉部長が申し上げたような内容で使うと。残りは一たん基金に入れて、それを取り崩して使うという形を考えておまして、ですから今般は基金条例の制定でございますので、まず基金条例を通していただいて、そこで一たん今年度執行できない分はプールをして、おっしゃるようにできるだけ早くこの基金を取り崩して有効に使えるようにやっていきたいと。

その間には、当然いろんな幼稚園とか保育所とか、いろんなお子さんを抱えておられる方のいろんな御要望もあると思いますから、それらもお聞きした中で、先ほど言いましたように、できればひとしくその恩恵が享受されるような形で使っていきたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 今の答弁を聞いていると、私の言うことを何にも聞いてないみたいな感じがすね。もう市がこういうふうに考えてるんやから、そんなもん余計なことを言うなど、そういう答弁で切って捨てるみたいな感じがすけども、一日も早く。今すぐと言うてるわけではないんです。そらもうことはもうわずかしかないのはわかってますよ、そんなことは。けども、我々の言葉を生かしていただきたいということを言うてるんです。市民の声が今いろんなことがあるんで、そういうのを代弁して我々言ってるんです。そういう声を生かしていただきたいというんです。どうなんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 申し上げてるわけですよ。ですから、今年度はもう残りわずかですから、当面使いますと。あとは一たん基金にプールをして取り崩しながら使うと。その際には、子供さんのことですから、意見を聞いて使うと言うてるわけです。

ただ、チャイルドシートという限定のお話がありましたので、これはその恩恵を受ける方と受けられない方との差がかなり出てくるわけですよ、現実には。ですから、そういう使い方がいいのかどうかと。我々はできればひとしく、多くの皆さんがこの少子化対策のお金を使うことによってその恩恵を受けるような形で使いたいと。それが本来の趣旨であろうという考えを持っているわけでございます。

ですから、一たん基金にプールはしますけども、おっしゃるように何もためていくのがこの少子化対策ではございませんので、できるだけ来年度の使い道については検討したいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） ほかに。———和気君。

13番（和気 豊君） 1点だけお聞かせをいただきます。

提案理由の中に地域の実情に応じた少子化対策事業と、こういうふうになってるんですが、具体的な項目の中には保育所の待機児童への対策、こういうことがあるというふうに思うんですが、下からの意見の酌み上げというのは、これは非常に、ですから、これは私、了としたいと思うんですが、保育所の待機児童に対する対策については、政策的な判断を泉南市としてする必要がなかったのかどうか、行政としてですね。その辺はどうなのか。実態と、政策判断の必要はなかった、こういうことであれば、その辺の理由についてお示しをいただきたい、こういうふうに思います。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） この少子化対策の中に、待機児童の解消という趣旨が挙げられているわけでございます。この分については、当然我々保育所を運営していくときに、当初については、要するにできるだけ待機児童を

出さないという形でお子さんをお預かりしております。そして、年度途中に入られる方については、ある程度時期的に待機の方が出るという実情でございます。

ですので、この待機児童を解消するために定員の弾力的運用というんですか、それが現在制度化されておりまして、例えば定数の25%まで受け入れられますという、そういった形で1つ少子化対策ということを推進しております。

ただ、その場合に、当然保育所の施設の方でやはり職員のやっぱりそういった環境というんですか、そういうことを我々やっぱり考えていかなければならないということもありますので、一番最初この少子化対策の基金ですね、そしてこの交付金を使うにつけては、職員のそういった環境の改善というんですか、それとあと遊具とか、そういったところで今回はこの資金については使っていきたいと、こういうふうに思っておるわけです。

以上です。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） この基金の積み立てですが、この財源は限定されておるのかどうかということと、それからこの少子化対策というのは、一体どういう性格の対策なのかですね。その辺の基本的な御認識をいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 少子化対策の特例交付金ですけども、これは国庫補助金で入ってきます。そして、そのうち11年度に使う予定の分、1,500万ほどあるんですけども、それを差し引いた残りの分について基金の方に積み立てるということになっております。ですから、財源としては国から来る交付金ということになります。

それと、少子化対策の基本的な考え方という御質問だったと思います。少子化対策ですんで、やはりどういった形で少子化対策を考えていくかということになりましたら、1つは何で子供が減少しているのかという、その辺がやはり考えられるわけでございます。

その中で対策としては、結婚とか、あるいは出産の意思を持ちながらその妨げになってるような

要因、その要因をどういった形で是正していくかというところ辺が1つの少子化対策の大きな考えというんですか、があると思います。

ですから、その辺をどういうふうには正しているんですか、あるいは子育てを確保していくのか、保障していく。そういった中で少子化対策というのは考えていかれると、そういうふうに思います。以上です。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 財源は国庫補助の特定な財源ということですが、これだけ読みますと、一般会計の中で余裕があれば、泉南市の独自の判断で基金にお金を入れられるとも読めるので、その辺はもちろん国からのお金が原資でありましょうけども、やはり市の財源の中で必要とあらばそこに積み上げていくということも、この条例からいえるのかどうかということだけはちょっと後で答えてください。

それから、結婚の妨げになっているという、なかなか結婚する率が少なくなっているという問題と、結婚されても子供さんを産まないとか、産んだとしても少ない子供さんしか産まないという、そういうことに対する対策とすれば、単に子供だけの問題ではなしに、結婚できない状況が社会的にあるのであれば、それをやはり社会的に整備するという、そういうことも当然課題になるのではないかなと思うんですね。

そういう、むしろ結婚したけどもなかなか環境が悪くて産めないということで、子供の育っていく環境を整備していくということはもちろんあれでしょうけど、もっともっと原因からいえば、結婚してもらわないと——してもらわないということもおかしいですな。結婚できないのは、本人だけの意思ではなしに、そういう社会的な責任において結婚しないということであれば、それはちゃんと整備せいかんと思いますね。

それと、もう1つは、やっぱり整備されても結婚しないんだということも当然それは本人の自由ですから、それはとやかく言う必要はないと思うので、そういうことをちゃんと分析した中で少子化対策をやらないと、ちょっと何か今使われとることは、子供の今まで予算を投じられておったも

のに少し追加をして、もう少し事業量をふやしていくみたいにはしか聞こえないんですが、やはり社会の状況は変わってきとるわけですから、年ごろになれば結婚するのは当たり前という考え方も、我々はある意味古い考え方ですからね。それはどうという人生を選択するかは自由ですから、そういう中で、じゃ子供が減ってくる問題が社会的にどうという問題があるのかと。

これまでは産めよふやせよということで、戦争のときなんかは産めよふやせよで国が強烈に産ますようなことの政策を進めてきた時代もあるわけですから、余り国家なり社会が子供を産めとか産むなどが、そんなことは余り声高に言う必要は全然ないと思うんですね。そういうようなことをやっぱり基本的には押さえておかないと、子供のためにやっとするようやけども、何かほかのこのためにこういう政策が進められるということでは困るわけです。

市長、今740人ですか、新しい子供さんが生まれるという報告がありました。亡くなられる方は大体365人で、大体私1日1人というように押さえとるんですがね。そういう点では、泉南市でいえば、むしろ倍ぐらい新生児が生まれとるとい、そういう統計になるんじゃないんですか。

だから、全国一律に特定の財源をほうり込んで特定のに使わせるという国のやり方については、もう少しもらったお金については市独自の財源の振り分けができるようなこともやらないと、どんどんこういう——ふるさと創生の基金にしても、物すごく地方自治体が拘束されて混乱をし、事務量が物すごくふえるんじゃないですかね、そういう財源の割り振り方は。

そういうことで、やはり色のないお金、自由にその行政、市長が扱える、議会の承認もいただきながら使えるという、そういう財源構成にしないと、色つきのお金というのは、やっぱりいろいろ矛盾が出るわけですから、そういう点も含めて、市長、やはりこの基金の積み立て方については、市長もそういう場でいろんな御意見も言っとると思いますが、こういう少子化対策というのはいかなものかなと。もっとトータル的にやらないと、そういう社会的に問題のある少子化の問題ですね、

それは整備されないし、また時代は変わるとるわけですから、一概に子供が減るとることがそういう少子化対策という形で出す必要はないという面もかなり僕はあると思いますんでね、そういうことも含めて、この基金を積まれて、運用に当たってはやっぱり考えていかないといけないと。

だから、やっぱりそういう若い方の意見がこういう政策の中でどう反映されるのかということがありますから、行政だけで考えるのではなしに、もう少しそういう関係者の委員会なり審議会をつくっている議論しながら、このまちをどうするのかということを考える必要があると思うので、そういう基本的な考え方だけで結構ですから、市長にこういう少子化の問題を市長自身はどう考えておるのかということだけお伺いして、あとは財源の問題、国だけの財源じゃなしに、市でも判断をして積み立てるのかどうかだけ、ちょっと条例の内容から可能なのかどうかだけお答えしておいてください。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） いろんな施策によって制限のついた交付金もあると思います。ふるさと創生は全く自由だったわけなんですけど、地域振興券もそれに限ると。今回の少子化対策もそういう意味での目的を持った交付金ということですから、それに使うということでございます。その範囲の中で知恵を出すというのは、当然あり得る話だというふうに思います。ですから、使途については、その範囲内で御意見を聞いて有効に使うというのは、当然かというふうに思っております。

それから、もう一つありました少子化をどう考えるかということなんですけど、日本の人口はいましばらくもう少しふえるという統計になっておりますが、あと100年しますと6,000万人に減ってしまうということの推定がなされておまして、これは大変なことだというふうに思っております。ですから、本当にこの少子化の問題——今また少子化対策税制の問題が議論になっておりますけれども、やはりできれば日本の今の人口が維持できるぐらいの家族構成というのが一番いいのかなというふうに思っておりますので、これはやはり深刻な問題として受けとめていかなければい

けない問題だというふうに思っております。

それから、基金の対応については、健康福祉部から御答弁を申し上げます。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

〔小山広明君「できるかできんかだけでいいで、もう難しいことはいい」と呼ぶ〕

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 今回のこの少子化対策の臨時特例交付金につきましては、あくまでも国の補正予算の中で生まれたということになっております。そして、その交付金が人口でありますとか、あるいは就学前児童の数ですね。そういったもので交付されます。ですから、積算基礎としてはそういうふうになっておまして、泉南市の分としては8,800万という形で交付決定されたものでありますので、この範囲内で我々としましては歳出を組み、そして基金を積み立て、この少子化対策特例交付金を使っていきたいと、このように思っております。（小山広明君「3年間入んねんな、ずっと」と呼ぶ）

総額は11年度に入ります。そして、その分を平成11年度支出する分と、それとあと残る分については基金に積み立てると、こういうことでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） じゃ、これがすべての額だということですね、11年度に入りますから。で、3年間で使えということ。わかりました。

しかし、条例には別に財源がどうというのは一切書いてないわけですから、行政の中でまた基金に入れることも可能ではないかなと。今の行政の姿勢としては、国の財源だけでやるということは明確にされましたけども、条例の内容からいえば、この財源を特定しとるわけじゃないですから、寄附金とかいろんなことで回せるのではないかなと思いますけど、これは議会との議論の中で決めたらいいんじゃないかと思えます。

市長、今の日本の1億2,000万ぐらいが適当じゃないかという認識を示されたんですが、この間我々は大阪府下の市会議員の研修会に行って八木さんの講演を聞いたんですが、恐らく6,000万ぐらいになるだろうと。日本の人口がですね。日本は今の1億2,000万でも、労働力的に言え

ば慢性的に足りないという、そういう構造だと。日本の構造がですね。やはり何ぼ少子化対策をしても、やっぱりその流れ、結婚しないということとか、結婚しても子供を産まない、産んでも1人か2人という、そういうことは個人の意識、認識の問題ですから、外からやっても限界があるわけですので、そういう点では少子化対策というのは、やっぱりそういう状況も踏まえながらやらないと、そういう原因でないのにお金を何ぼつぎ込んだってその効果は上がらないわけですから、そういう認識はやっぱり必要ではないかなと。

そうなってくると、やはり世界的には人口が物すごくふえとるわけですから、そして今いろんな形で合法的、非合法含めて、いろんな人が日本に入ってきて、その人たちがいわゆる日本の基幹産業なり、本当の仕事を支えとる現実があるわけですね。泉南の中でも外国人がづらい、しんどい仕事を、本当に日本人だったら文句を言うような仕事でもどんどんやってる現実、この流れはとめられませんか。

そういうような状況があるということも、この少子化対策ではやっぱりきちっと見ながらやらないと、やはり政策を間違うんではないかと、そう思いますから、もっともっと国際化が、やろうとしなくてもどんどん先に国際化がそういう形で進みますから、ほんとに我々はそういう人たちと共存しながら、いろんな事情があるんでしょうけども、我々が敬遠するような仕事を彼らは担っとる現実があるわけですからね。

そういうようなことも視野に入れたいいわゆる少子化対策ということをししないと私はいけないと思いますから、あえて1億2,000万の人口が必要だというのは、日本人だけでそれをカバーするというんじゃないし、もっといろんなグローバルな動きの中で考える必要があるんじゃないかなと思いますので、意見だけ申し上げておきます。

議長（嶋本五男君） ほか。———島原君。
17番（島原正嗣君） 簡単にお伺いをいたします。

この問題の議論は、恐らく民生常任委員会の所管ではないかというふうに思います。できれば、これはお願いなんです、具体的な少子化基金に

対する国からのいろんな位置づけなり基準値なりを明示した資料があるんじゃないかというふうに思いますが、それは後で結構ですから配付してほしいなと思います。

そこでお尋ねするわけでありますが、私の理解は、1年1年、7,320万円ほど出てくるんかなというふうな思いをしておったんですけども、これは最終年度の14年の3月いっぱい、こういうふうに限られておるんですが、これが助役さんが今説明のありました総額で7,320万円と、そういうことに限られるのかどうかですね。毎年毎年こういうふうなことはないということの理解でよろしいんか、これが1点です。

それと、この最後の6条の項に、「基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。」と、こうあるんですが、これは具体的にはどういう——運用上の細則的なことを市長の方でお決めになるのかですね。そこらあたりをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

これには恐らく使って——市長が今小山さんの質問にお答えいただいたように、何に使っても構わんということではなしに、一定の基金の流用方法というんですか、一定の基準値があると思うんですが、細かいことは要りませんけども、ちょっとわかってる範囲でお聞かせをいただきたい。

以上です。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。
健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、一番最初に島原議員おっしゃられました資料の分につきましては、そういった実施要項とかがございますので、それはまた後で配付させていただきますと、このように思います。

それと、次にこの基金の額の問題です。ことし積み立てしますのは7,320万ということになってます。この分につきましては、11年度に7,320万を積み立てまして、その分を12年度、13年度の2カ年で取り崩しを行い、そして少子化対策に使うと、こういう趣旨でございます。それで、この基金条例は、13年度末で基金は廃止しますと、こういうことになっております。

それと、この交付金の使う範囲というんですか、は示されております。我々としましては、これは

保育所と教育委員会の分と両方あるんですけども、今考えておりますのは、設備を買いかえたりとか、あるいは更新したり、そういったものにメーンは使いたいと思います。

ただ、ほかに、少子化対策ですので、駅前に例えば保育所を設置するとか、そういったものもその用途の中には入っておりますけれども、我々としてはその中で市として一番やりやすいというんですか、しやすい、あるいは展開しやすい、そういった事業について使っていきたいと、こういうふうに思っております。

それと、第6条のこの基金の管理に関し必要な事項は云々というこの分でございますけれども、これにつきましては、現在管理につきましては、第3条で金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管すると、こういうふうになっておりますけれども、そのほかに、もし我々が想定できるようなものにつきましては、この第6条でまた別に何らかの形で考えていきたいと、こういう趣旨で第6条を設定してるということで御理解のほどをお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） もうこれで終わりますけれども、一般論からいえば、少子対策というのは、先ほども奥和田議員さんから、あるいは小山議員さんから御質問がありましたように、もっと市全体、市民全体が考えた場合に、この対策の具体的なあり方というものをもっとお互いに勉強していかなきゃならんのではないかなと思います。

確かに、地球規模的には人口はふえつつあると、こういうことですが、日本の人口は、市長も御答弁なさったように6,000万人ぐらいになると違うかと、こういうことでございます。

そういう視点からすれば、やっぱり子供を産むような対応も——男は産めないわけですから、もともと。結婚の関係においても、やっぱり市の方で奨励をしていくとか、そういうようなわりかし広範囲な中で検討すべき課題ではないかなというふうに思います。この条例だけでは全般的にちょっとわかりにくい部分がありますので、泉南市の少子対策というのはこういうものだというふうな観点から、所管の方で研究してほしいな、勉強し

てほしいなというふうに思います。

なお、問題は、国の制度によって自治体が行うわけでありますから、なかなかとても、谷部長が今おっしゃったように、各駅に民間保育所をつくと、一時預かりの保育所をつくるということも、これだけの額では、交付金だけではちょっと問題があると思いますので、大変御苦労も多いと思いますけれども、やっぱり少子化対策というものについて、市民全体で考えられるような施策をぜひお願いをして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 2点質問します。

今までの話の中で非常にはっきりしてきとるんですけども、この制度そのものはいわゆる国の制度であると。国レベルでは、たしか2,008億円レベルの大きな補正を組んで、全国レベルで展開しておると。

また、この背景には、私どもも非常に推したというふうな背景があるんですけども、その中で先ほど和気議員の質問の中にもあったんですけども、このいわゆる少子化対策基金条例、またこの制度がほんとに功を奏したか否かという判定基準は、私は資料請求でもしたんですけども、保育所の待機児童がやっぱりあるという中で、結婚された若いお母さんが今どうしても働かざるを得んような社会環境にある中で、自分の子供を保育所に預けたいんやけども、そんだけの待機児童があつて預けられないというふうな現状に至るところであると思うんですね。

そんな中で、今話もありましたように、本来であれば駅前保育所等で非常に共働きが簡単にできる社会環境をつくっていく意味においても、この対策というのは問われておると思うんです。だから、先ほどの質問にもありましたように、果たしてこの少子化対策基金条例の施行に伴って、泉南市の場合に待機児童なりというのがなくなるをもってよくなったなというふうに言えると思うんですけども、そこら辺ですね。ただ、設備の方にお金をかけます、そして校具の方にもお金をかけますというふうなお話を聞きましたんで、ほんとに功を奏するか否かというのは、その待機児童がなく

なるかどうかというのが1つの大きな——あるいは全部なくならなくとも、大幅に減ったというふうなことが大事じゃないかと思えます。

それから、もう1点、この制度の活用にあつては、教育委員会、それから特に保育所等がメインになるというふうな話がありまして、既に今回の補正でも若干具体的な西信達の保育園であるとかな家の保育園に計上されておりますけれども、この対象ですね。教育委員会、それから保育所、私は2回ほどこの質問をしとるんですが、いわゆる一般の無認可の保育所であるかというふうなこともこれを適用して、広く活用していただくというふうなお金であるというふうに理解しとるんですが、その2点を改めてひとつお答え願います。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、井原議員御質問の待機児童の件でございます。

この待機児童は現在あるんですけれども、先ほども答弁させていただきましたように、我々としては、一番最初、当初には必ず待機児童は出さないという形で保育を開始しております。ですから、まず一番最初は、年度当初には待機児童はゼロやと。

それと、あとその年度途中で保育所に入りたいという方がおられます。そういったときには、我々としては当然その分の予算化というのはしてるんですが、ただ、その予算化で予算が例えば不足する、あるいは特にそのほかにスタッフの関係で保育所の保母さんというんですか、資格を持った方が確保できないという場合もありますので、そういうときには時間的にある程度待機児童は出るというふうなことで御理解をお願いしたいと思います。ただ、待機児童は当初には出さないという方針でやっておりますので、そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

それと、あと無認可保育所の件ですが、これにつきましては、実は国からの交付要項がございまして、無認可の保育所については、今回この交付金の対象にはならないという指導がございしますので、その辺は以前にも多分お答えさせていただいたと思うんですが、今回の分については

一応省かしていただいていると、こういうふうになってます。あくまでも認可保育所について国は対象にするということになっておりますので、どうぞ御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

議長（嶋本五男君） ほかに。———松本君。

6番（松本雪美君） 一般質問の中でも少子化問題を解決するということは、当然女性が安心してこの大変な不況時代に働きに出ることができるような社会をつくる、そして安心して子供を産めるような社会をつくる、このことが一番問われているんだというふうに、私もその質問の中でお声をかけさせていただいたんですけれども、その中で提案もさせていただいたんですが、現状の保育所では十分に安心して働きに行けない。土曜日なんかは3時までということで、1日びっしり仕事ができないんだと。今はもう土曜も日曜もないようなパートの仕事に迫られて、休みほど仕事を要求されるというようなスーパーみたいなところの仕事、そういう仕事もしておられる方もたくさんいらっしゃるでしょうし、そういうところ辺を考えていけば、当然土曜日の保育の実態をもうちょっと安定したものにするということや、それから病気になったときの子供を受けとめるような病児保育、それから最近では夜間の仕事も要求される場合もあるので、それこそ保育時間をもっと延長してほしいと。夜8時、9時まででも見てほしいというような、そんな声も出てくる場合もあります。

こういうことを考えると、当然その少子化対策に使うお金だということで出たんですから、せめても1つだけでもそういうことを解決するために使っていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。当面は土曜日の保育の時間の延長、そのことについては、方向としては検討しましょうというふうなお答えをいただいたんですが、いかがですか。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） この特例交付金が交付されるという背景には、もちろん少子化現象という形でこれから子供さんの数が減っていくと。そういった中で、実際に労働人

口でありますとかそういったことが減少してくる、そういった問題もあって、この今回の少子化対策特例交付金というのが考えられたという背景がございます。

そして、1つ先ほど言われました土曜日の保育の延長の分についてでございますけれども、これは先日の御質問の方で取り組んでいくという形で御返事させていただきました。

ただ、特にこの土曜日の延長につきましては、当然職員の配置とか、あるいはそういった分については、一応根本的に我々ももう一遍考えるところがありますので、その辺については我々としては研究をしていきたいと、このように考えております。

それと、またこの保育の環境というんですか、当然先ほどおっしゃられましたように病児保育でありますとか、あるいは一時保育、そういったニーズも出ていることは確かでございます。ですから、その辺については我々としましては、今後の少子化対策という中でそれについてはまた考えていきたいと、このように思っております。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第5、議案第6号 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議

案第6号、泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。議案書23ページでございます。

改正内容でございますが、市税賦課徴収条例第10条の督促手数料を「30円」から「80円」に改正するものでございます。

本条例は昭和51年に「10円」から「30円」に改正されて以来23年を経過し、現行の郵便料金からも大きく乖離をしていること、値上げをすることで納期内納付の促進を図ること等を目的として改正をお願いするものでございます。

ちなみに、平成10年度の決算ベースで御説明を申し上げますと、収納件数は1万2,968件、金額で54万6,480円となっております。今回改正をお願いする80円に置きかえますと、約100万円の増収となる見込みでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——和気君。

13番（和気 豊君） 郵便料金の実質的な価格を御負担いただくと、こういうことの提案だろうというふうに思うんですが、それで間違いがないのかどうか。

それと、それでいけば、60円になったときになぜ改定がされなかったのか。公共の用に要する費用ですから、何か特別に安くいけるのかなと、それで変えられないのかなというふうに思ってたんですが、非常に不勉強なんで初歩的な質問なんですが、お聞かせをいただきたい。

議長（嶋本五男君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 督促手数料の件でお答え申し上げます。

和気議員の方から60円の時代もあったんじゃないかということでございます。そういったことで、確かに60円の時代はございました。これは平成元年4月1日に封書におきましては62円というのがございました。そのときに改正をなぜしなかったかということでございまして、この督促手数料につきましては、地方税法で市で定められた金額を徴収してもよろしいということになって

おります。根拠法令は地方税法でございます。市民税におきましては335条、そして固定資産では372条、これによって徴収することができる。それは、どうすることによってできるかといいますと、市条例で定めた金額を徴収するということでございます。

そういったことで、昭和51年に改正して、税の方から見ましても、比較的そういう逼迫した時代というんですか、そういう時代でなしに、現在そういった形で逼迫した時代でございますので、またこれは行財政改革の1項目でございますので、今度いわゆる納期内、期別のおくれた納税者に対して実費を御負担願うということで改正をさせていただいたわけですので、よろしく願いいたします。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） それじゃ、今のお話を聞いてますと、やっぱり本来実費負担はその都度お願いしなければならなかったのに、それを怠った、こういうことですね。そうでしょう。62円の時もあったということの確認もされてるわけですから、そのときに本当に財政不如意で市が持つべきものでないことを持ってあったということになるわけですから、今ごろになって何か何年ぶりやというふうな形で出してくるのは、やっぱり行政の怠慢ではないか。やるべきことはやれたわけですよ、市条例でうたえばね。それが法の本質精神でしょう。そういうことを聞いているんですよ、私は。もっと簡単にお答えをいただきたいと思えます。そういうことですね。

議長（嶋本五男君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 督促料のことで再度御質問ございましたので、お答えいたします。

先ほどと答弁は重複すると思うんですが、地方税法では徴収することができる金額の指定がないわけございまして、それを市条例で各市町村ともこの督促手数料についてはまちまちでございますので、そういった意味で今回80円に上げさせていただいたわけですので、よろしく願いいたします。

〔和気 豊君「聞いてないがな、そんなことは」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） いや、今まで必要な手数料をなぜその都度値上げしたときに実費でお願いしなかったのかと、そういうことを聞いているんですよ。簡単なことを聞いているのに——だから、そのことは怠慢でしょうと、こういうふうに言うてるんですよ。何か今改めて行政改革の一環としてと。やるべきことをやってなかった。むしろそこに問題があるんじゃないですか。そういうことでしょう。もう結構です。

議長（嶋本五男君） ほかに。———小山君。

2番（小山広明君） これ、郵便料金はどんどん変わっていくだろうと思いますし、これは金額を固定せずに郵便局に連動するみたいには条例はできないんですか。そうしたらそういうことを言われなくてもいいし、当然の経費ですからね。督促状を出すのに何で、市がかぶるということは市民がかぶるわけですから、そういう点ではやはり条例やから自由に決められるわけやからね、こう決めたらあかんということはないわけですから、その当時の郵便料金とすると、こうしてもいいんじゃないんですか。ユニークなやり方かもわからん。そうしたら———そうしたら市民かて納得するわね、郵便料金が上がるんだから。

そういうように、やはり決まりきったような条文じゃなしに、ユニークな、中田さんの性格が出るような条例提案をしていただいたらどうかなと思いますよ。どうですか。

議長（嶋本五男君） 東納税課長。

総務部納税課長（東 三郎君） 御答弁申し上げます。

先ほど来、市条例で定めたら徴収できるということの中田参与の方から御答弁申し上げておるところでございます。

ただ、今回80円にさせていただきましたのは、今でも80円を出してるわけではございません。市内特別郵便のまだ特別というのがございまして、60円前後でいけると思っています。62円ときは30円との差がそれほどありませんでしたので、まだ持ちこたえることができてきたわけですけども、今回二十何円の差になってきましたので、改正をお願いしたというのが本音でございます。

それと、小山議員の御質問の中の郵便料金との連動ということでございますけども、条例に明記をしなければならないということでございますので、その都度改正するのが妥当だというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いします。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） だから、そういうふうに明記をしたらどうですかと。明記するなと言うてないんですよ。何も金額を明記せなあかんなんて書いてないでしょう。だから、そういうふうに郵便料金に連動するように書けば、もう永久になぶらんでいいわけですから、これはそういう目的で督促手数料1通ごとにとなるとるわけやからね。やっぱり郵送料ということは明確になっとるわけですから、そういうことも市民にわかりやすいような、そういう条例提案というのも大事だと思います。どこでもやっとなるからこうだというんじゃないにね、これは1つの例ですけども。だから、やっぱり弾力的に法律を読んで、事務複雑、一々条例を出さなあかんわけですからね、郵便料金が変わったら。

そういうようなことを私は提案してやっとなるんやから、きょうそうですかとは言わんでしょけども、そういうことも、やっぱりもっと普通の市民の感覚で条例表現もするということは大事やと思うんでね。これだけじゃないに、そのことをやれば、もう永久にこの件についての条例提案をせんでいいわけですから、そういうことを提案したいと思います。違うんだったら、また意見を言っただいただいたらいいです。僕は意見ですから、もういいですよ。

議長（嶋本五男君） ほかにございせんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可とすることに

決しました。

次に、日程第6、議案第7号 泉南市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第7号、泉南市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。議案書は27ページでございます。

提案の理由でございますが、市立幼稚園における保育環境を充実し、幼児教育の質的向上に資するため保育料の見直しを行う必要から、本条例案を提案するものでございます。

改正の内容につきましては、第18条中、現行月額「5,000円」を「7,000円」に改め、これを平成12年4月1日から適用しようとするものでございます。

なお、参考の資料といたしまして、府下の幼稚園保育料及び入園料についての資料を配付させていただいておりますので、御参照願いたいと存じます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——成田君。

14番（成田政彦君） それではちょっとお伺いしたいと思うんですけど、助役さんの話では余りはっきりしなかったもので、まず1つは、20年間云々ですけど、ではなぜ昭和54年から20年間値上げしてこなかったのか、その理由は何なのか、まず1つお伺いしたいことと、それともう少し値上げの根拠を、それから値上げについて、現在の幼稚園教育、幼稚園施設はどのように改善されるのか、それから値上げ分は何に充当されるのか、まずその4点についてお伺いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 成田議員の御質問

にお答え申し上げます。

20年なぜ今までしてこなかったのかということでございますけれども、確かに昭和54年4月以来20年間空間があいております。この点についてはほんとに申しわけなく思っております。

ただ、子どもは定期的に見直しをすべきであるというふうには考えております。その根拠でございますけれども、本市の保育料は5,000円ということで20年間来ております。ただ、他市におきましては最高で1万1,000円というあたりもございます。最低は本市の5,000円というレベルでございますけれども、府下の平均は7,400円というような内容でございます。本市を除く泉北、泉南8市の中でも7,500円の平均を持っておると。この近くの泉南4市でも7,500円というようなことで、これらの状況を考慮いたしまして、平成12年度から5,000円を7,000円ということで、できるだけ他市に近づけた内容に変更してまいりたいというふうに考えております。

そして、施設の改善の関係でございますけれども、これの関係で当然2,000円アップということでございますので、それらにつきましては、できましたら今最近いろいろ課題がございます設備の不十分さというようなあたりの内容も十分受けとめておりまして、このあたりの改善に充ててまいりたいなというふうに考えております。

〔成田政彦君「答弁漏れあるよ」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 修繕計画をきちっと持つのかと僕言うたと思うけど、それはあるのか。修繕と言うたけど、具体的にどういう計画があるのかと聞いたんや。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 先ほど施設の改善のことに触れまして申し上げたところなんですけど、第4点目に何に使用するんだというような御質問もございました。そのあたりで今その当たる費用を申し上げさせていただきます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） なぜ値上げしなかったかということについては申し上げ——値上げしないことは、私は別にええことなんですけどね。しか

し、20年間値上げしなかったというんですけど、これは毎年こういう、何も教育委員会のこの表は、毎年大阪府下の各市の表があるので、20年間毎日これを見とったんですか。ことしはええと。そんなだらけた理由ないわな。ことしは10年目、次は11年目で値上げ、そういう結果、とうとう20年たったから値上げしようということですか。年数がたったから値上げよと、そんな根拠で値上げするんですか。

これは20年たったら5,000円から7,000円だから、実際は年間2万4,000円、幼稚園に通う子供たちの親というのは若い親で、失礼ですけど、非常に年収も低いと。年間2万4,000円で、これはごっつい値上げでっせ、そりゃ20年ぶり言うけど。20年ぶりだから値上げするのが最大の理由ですか。

それから、他市と比較し——他市と比較するて、そんなら羽曳野は昭和62年の値上げで5,000円、何も泉南市ばかりでなく5,000円のところもありますわな、ほかに若干残って。残ってますわな、まだそういう都市もあるし。だから、少なくとも泉南市が——藤井寺は平成9年で、これは泉南市と全く同じ5,000円というところもあるしね。必ずしも泉南市が安いという比較は、僕はできないと思うんですわ。だから、きちっとした根拠、どういう根拠に基づいてこの値上げをしろのか。

それから、さっき修繕、施設の改善と言うたんですけど、ちょっと聞きたいんですけど、これは地方自治法による税外負担、いわゆる市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費ということで、小学校及び中学校の建物維持及び修繕という、こういう市町村立のがあるんです。これはクリアしろということですか。

さっき明確に言いましたけど、おたくさん、いわゆる徴収というのは税外負担ですからね。いわゆる今度値上げ分を施設改善に充てるということは、これは明確に地方自治法の税外負担と僕は思うんですけど、そうではやないと。これは税で本来施設はするんです。税外負担なんです。僕は税外負担と考えとるんやで。しかし、あなたの答弁ではいけるということだから、これは地方自治法

と比較して、このことはほんまにいけるんかどうか、もう一遍明確な答弁をお願いしたい。

それから、3つ目は、この問題で幼稚園の教育でちょっと抜け穴が1つあるんです。これは鳴滝幼稚園の問題です。鳴滝幼稚園というのは、同和加配で——これ聞きますよ。3人の先生がついてるんですけど、泉南市の教育職の年間平均給与37万1,000円で僕計算したら大体700万、3人ですから2,100万。この鳴滝幼稚園に対する同和加配の先生の2,100万は、全額市の持ち出しなのか。それを1つお伺いしたいんです。

それから、同和教育費として、ことしの平成11年の予算費は鳴滝幼稚園だけで1,033万3,000円、これが5歳児の6時まで長時間保育をするということで1,033万円、鳴滝幼稚園だけ行われとると。給食委託料508万円、これはただなのか。園児はここは39人おりますのかな。これは全部ただで給食代を支給しとるのか。その分についてもお答えをお願いします。

議長（嶋本五男君） 津野教育総務部参事。
教育総務部参事兼教育総務課長（津野和也君）
何点かの御質問がございましたが、もし漏れておりましたらお許し願いたいと思います。

まず、第1点目でございますが、20年間上げてなかってなぜ今回上げたかということでございますが、議員もよく御存じのとおり、平成10年度には実質的決算額で6,773万の赤字を計上したというような財政状況も踏まえまして、今回このような状況は本年度においても続いていくと思われまして、好転を見込めないで、この時期にお願いをしたということがまず第1点でございます。

そして、第2点目の地方財政法上との問題でございますが、地方財政法施行令の16条の第3項に法27条の4項に該当することが述べてあると思います。そこに書いておりますのは、先生言われておりますのは、その2の方の市町村立の小学校及び中学校の建物の維持及び修繕に要する経費という部分をおっしゃってると思うんですが、ここには幼稚園と書いておりませんので、私どもは対象にならないと考えております。

そして、同和予算関係の部分の鳴滝幼稚園の分

ですが、この部分につきましては、市単独費で人件費を計上いたしておるところでございます。

そして、給食の部分につきましても、これは父兄の方からは徴収はいたしておりません。

以上、4点お答え申し上げます。以上でございます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） そうすると、これはますます問題が大きくなってきますな。この幼稚園のいわゆる値上げは、行財政の財政難の一環としてお願いしたいと。財政難の一環として値上げした分を幼稚園の施設の改善に充てたいという、市民にとっては、ぼろぼろ校舎を修繕するにはみずからの税金以外に再度また負担をしなければならぬという二重負担、税金も払って何もせんから、今度は値上げしてそれで負担するんだという、こういう構図になりますな。

それで、1つお伺いしたいと思うんですけど、幼稚園というのは保育園と違って、幼稚園の設立にはたしか文部省の——これは鳴滝の幼稚園と同じ問題なんですけどね。幼稚園の設立というのは文部省の管轄で、教育の一環として、幼稚園教育と明確に言われとるんですけど、一環として設立されとると。そうするならば、小・中学校と言うけど、これは文部省ですわな。聞きますよ。幼稚園はどこが管轄しとるのか。文部省ではなくて厚生省なのか、明確にそれはお答えしてほしいと思います。

それから、同和教育であるならば、同和教育の給食委託料というのは、これはどういう性格を持ってるのか。文部省が管轄してるところで、なぜこういういわゆる6歳児保育ができるのか、給食代をただにしとるのか、これを明確にしてほしい。なぜ、こういうことができるのか。

今度1,000万円でしょう、大体、幼稚園の値上げ分。違いますか。総額1,000万円と違いますか。そうすると、鳴滝幼稚園の6歳児の時間外、これは多分アルバイト、時間外までの費用、人件費とかいろいろあると思うんで、それを入れたら大体982万ぐらいですな。同じぐらい、ここは目をつぶって一般には負担をさせると、こういう構図になると思うんですけど、ここは手は入れな

いんですか。私は同和加配の3人分——さっき答えなかったんですね。同和加配の3人分の給与はどこから出とるかというの、鳴滝幼稚園の。（「市持ち出し」の声あり）市持ち出し、そして結局同和加配3人分で2,100万、計約4,000万鳴滝幼稚園でお金を使っとるんですわ。

もう一遍戻すと、さっき財政難、そうでしょう。財政難、平成10年は赤字やと、行政改革だと、そういう意味で値上げをお願いしたいと今課長が言うんですけど、そうではなく、財政難と言うんだったら、この教育行政から同和、すべて見直して——そうでしょう。4,000万カットしたらいいいと違いますか。すぐ出てきますよ。行財政の一環としたら、こんな値上げは間違いですわ。もっと見直すところがあると。

全父兄から、五百九十何人の園児の父兄から月に2,000円負担させるんですけどね、そんなことをするより、今むだを——そうでしょう。行財政の一環なら、むだをまずなくすことですがな。鳴滝幼稚園だけで1,000万ですよ、これ。それもただでやっとなねん。こんな市民が納得できますか。20年ぶり、そんなもんははっきり言ってこれは怠慢ですよ、あなた方の。20年間の怠慢ですよ、こんなのは。どうですか。これもちょっと答弁してくださいよ。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 先ほどの内容で、財政難は事実でございます。そして、歳出関係でも負担率、これ95%ほどが持ち出しというような状態もございます。そして、経常収支比率におきましても、平成10年度では104.4%というような状態もまいっております。そんな中で、非常に財政は深刻な問題やというふうには考えております。

そして、今おっしゃられました鳴滝幼稚園の関係でございますけれども、今現在御提案申し上げておりますのは、泉南市全体の内容でもってお願いしておるところでございます、そのあたりを御理解賜りたいというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） その値上げ分を施設の改善策にと、これは違反じゃないと。もう一遍聞く

よ。幼稚園は文部省の管轄で教育やと、だから小・中学校に準ずるんじゃないかと、税外負担に当たるん違うかと。それをもう一度。

それから修繕計画、これは値上げとは関係ないことや。あなたの言う、値上げしてこういうことするわけと違うんでしょ、これは。本来市としてやるべきや、これは。1,000万値上げして何ができますか、父兄に負担させて。

だから、計画はどういうふうになってるんやと、父兄は知りたがりますよ、はっきり。2,000円も値上げして、一丘幼稚園は水じゃじゃ漏れやと、直るのかと。直らんでしょ。これはどうするんですか、修繕施設の。2,000円上げるんだったら、施設改善はどうなっとるんや。計画出しなさいよ、きっちり。施設改善と言うなら。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 御質問の中に何に使用するのかというような御質問もございました。そのあたりは、その増額分ですね。2,000円アップということで、約1,100万ほどの増が見込めるという内容でもっております。それをできましたらそういう施設の修繕等に充てていきたい、整備したいというようなことで考えております。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） だからね、この不況のとき年間2万4,000円も値上げをするんですからね。一体これで幼稚園十何園あるね。この値上げでこのような施設改善をするんやと、こういうきちとしたものを出しなさいよ。父兄納得しますか、2万4,000円も取られて。大きいですよ、4割の値上げは。

それから、鳴滝幼稚園の問題。給食費508万円、ただ。ただですよ。これは収入も何も関係なし、ただ。収入1,000万あってもただ。こんなでたらめありますか。みんなよその幼稚園の人は、一律5,000円払ってますよ。保育所行っとる人は収入に応じてきちと払ってますよ、給食費を。なぜ508万、これをただにするんや、これ。どういう理由があんねん、はっきり言え。これも答えてほしいわ。幼稚園料を値上げするんだから、今。鳴滝幼稚園における給食費のただの理由、これをきちと根拠を出しなさいよ、ここで。納得

できる根拠を出しなさいよ。そんなもん納得できないぞ。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部参与。
教育指導部参与兼同和教育課長（吉野木男君）
成田議員の御質問に御答弁申し上げます。

御承知のとおり、鳴滝幼稚園における加配措置あるいは給食の公費負担、あるいは長時間保育、これにつきましては、昭和49年より地区内の保育所、幼稚園の一元化を図るということと同時に、一般質問等でも出ましたように、同和問題の解決を図る1つの特別対策として実施をしてきた経緯がございます。

なお、今後のあり方につきましては、基本的な方向性を出しておりますように、平成13年度を一定の目途に一般対策へ移行していくと。したがって、鳴滝幼稚園における推進費あるいは委託料等々につきましても、基本的にはその方向で取り組んでまいりたいと。

それと、例の児童福祉法の改正が行われておりますので、そのことともかかわりまして、現行0歳児から4歳児まで保育所、5歳児になると幼稚園と、こういうシステムをとっておりますが、このあたりにつきましても、法改正の趣旨を踏まえて庁内検討委員会等の中で議論をし、一般対策への移行ということで取り組んでまいりたいと、かように考えております。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） あのね、父兄はあすの生活が大切なんですわ。毎月2,000円上がるんですからね。あすの生活ですよ、もうこれは。鳴滝幼稚園の場合は——そうです、あすの生活でしょう、みんな。例えば一丘幼稚園でも新家幼稚園でも、父兄から6歳児やりなさいと、給食やってくれと。やりますか、それ。一遍それを聞く。父母の要求やったら全部聞くのか。違うでしょう。それをちょっと聞こう。父母の要求やったら何でもすんのか。

それから、今2,000円上げるんですからね、毎月。同じ幼稚園ですわ。2,000円上げるんだ。鳴滝も同じ幼稚園で、ここは給食費はただと。だれが聞いてもおかしい。ここをどうするんやと。これをほっといて、何で値上げするんやと。これ

を是正しなさいよ、まず。だれが聞いても当たり前でっせ、こんなこと。しかも、人件費で400万円と900万ですわ、これだけで。まずこれを是正しなさいよ。

それから、児童福祉法云々というんですけどね、そもそも泉南市自身が自分でつくった条例の中に、幼稚園教育とは何かと書いてあるでしょう、ここに。年長、年少、2年保育、ちゃんとここに条例に書いてあるんや、ここに。ここでは3時までしかやってはならないと条例に明確に書いてあるし、そもそも泉南市が条例違反してるんです。これも是正してないのに。これは根本的な是正、もうやってはならないことをやっ取るからね、それも間違いですわ。

しかし、これは市民にはそんなに被害はないんですけど、508万2,000円という問題については、これは格差是正、市民が納得すると、これで。なるほど2,000円値上げすると。確かにそら20年ぶり——それで鳴滝も是正された。差別をなくすなら、市民が納得する——当たり前でしょう、これ。こういうものをほっといて、市民にお願いするなんていうのは間違ってます。どうですか、それ。まず、格差を是正しなさい。

それから、施設の改善、1,000万上げるんなら、施設の改善はどういうところをするんやと。そうでしょう。それをまず、この2点、きっちり答えなさいよ。何にも答えてませんで。明確に答えてよ、計画。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部参与。

教育指導部参与兼同和教育課長（吉野木男君）
鳴滝幼稚園における特別措置の経過とか目的については先ほど申し上げましたとおりで、今後の方向性につきましては、早期一般対策へ移行ということで取り組んでまいりたいと。したがって、いわゆる給食あるいは加配措置等特別措置を一般対策へ移行していくということで取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 成田君。成田君に申し上げます。回も相当重なっておりますので、簡潔にお願いします。

14番（成田政彦君） だから、泉南市がみずか

らつくつとる条例には、書いてありますわな。年長、年少、それから3時まで、これが幼稚園教育であると。鳴滝は市立鳴滝幼稚園ですわ。そうでしょう。それなら、まず明確に違反しとることを教育委員会はやっとするんですわ。しかも、とってはならない、やってはならない6歳児保育、5歳児の6時までの時間外をやって、給食までやっすると。これはただでやっすると。これも是正されないと。ただ一方的に幼稚園料だけ値上げしたいと。これはもう絶対やっすることも間違っるとし、しとることも間違ってますわ。

どうですか。この条例にしてはならない、違反したことをそのまま鳴滝で続けるのかと、13年まで。それも給食費はただでずうっといくと。そういうことを是正しないで、一般市民だけには値上げをお願いするんですか、2,000円、2万4,000円。

それと、もう一つ、1,000万円の修繕計画ですよ。なるほど1,000万円できれいになったとか、どういうとこを——そら、値上げするならきちっとすべきですよ、そんなことは根拠を。きちっと何と何を、一丘幼稚園だったらガラス直しまっせと。そのために必要ですとか、そういう根拠はあるんですか。

この3点についてちょっと教えてくださいよ、もう一遍。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部参与。
教育指導部参与兼同和教育課長（吉野木男君）
再度の成田議員の御質問に答弁させていただきます。

先ほども申し上げましたように、現在特別対策という形でやっております。その点につきましては、先ほど言いましたように早期一般対策へ移行ということで取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。
教育総務部長（金田峯一君） 再度修繕計画9カ所、これをどうするのかという御質問でございますけれども、当初に申し上げましたように、この財源の一部を修繕に充てたいというふうに考えておまして、具体的な内容では今後考えてまいりたいというふうに思っています。

議長（嶋本五男君） 成田君。再度申し上げます。回数も相当進んでおりますので、まとめてください。お願いします。回数が余りふえ過ぎております。まとめてください。

14番（成田政彦君） 教育委員会の最高責任者である教育長に、これは教育委員会が幼稚園を管轄しとるし、文部省ですからね、教育長として、幼稚園条例にこれは違反しとるか、違反してないのか、これをまず。

それと、いいですか、幼稚園教育の中で鳴滝幼稚園は治外法権なのか。わかりますか。ここだけは特別扱いなのかと。市民は片方で負担であえいどるのに、そちらはただで給食をやると。こういう教育は、子供の心に差別をなくすためにどんな教育を——あなた方は言っとうでしよう、ふれあい教育で一般校にも。しかし、こういうことがどうい影響を与えるのか。

まず、条例違反は、これは違反ではないのかどうなのか。それは小学校でも中学校でも勝手に何でもやっていいようになりますからな、条例が。それをまずお答え願いたい。

もう一つは、鳴滝幼稚園は治外法権なのかと、何をしてもええのかと。

この2点についてお伺いします。

議長（嶋本五男君） 亀田教育長。
教育長（亀田章道君） 成田議員さんからの御質問にお答えをしたいと思います。

先ほど吉野参与の方からお答えをいたしておりますとおり、鳴滝幼稚園におきましては、今まで個人給付的な事業の見直しということでは、支給の品目とかそういったものについては縮減をするということで、先ほどから申しておりますように、13年度をめぐりにしまして一般対策に移行するという方向でございます。

これまでの経緯で長時間保育あるいは保育所と幼稚園の一元化の実施というようなことで、この辺のところは今までの経緯ということで、今後検討してまいるといってございまして。これは関係部課とか、それから庁内の同和対策事業見直し検討委員会においても総合的な検討を行ってまいりまして、そういう方向性を見定めてまいりたいというふうに思っております。

それから、もう1点でございますけれども、幼稚園の条例に違反をしないかと、こういってでございます。確かに条文としては時間とか運用の時間的なものも書かれておりますけれども、幼稚園の各現場におきましての運用という形で、できる限り保護者の意向、地域の意向、そういったものも勘案をしながら、園長の指揮のもとにやっておりますので、教育委員会といたしましても、そういった意味での理解ということで考えております。特段、法令違反というような形には私といたしましては考えておりませんので、以上お答えいたします。

〔成田政彦君「えらいこっちゃ」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 成田君。最後にまとめてください。

14番（成田政彦君） 簡単に言うと、同和問題は教育の中でも特別扱いやと。差別はこんなことではなくなりませんわ、こういうことをやったら。教育の責任者がそんなことを平気で言うんですからね。けしからんですよ、そういうことは。

それであつたら、結局給食費はこのままでいくと。それで一般の人は2,000円を上げて——そうでしょう。そういうことを答えとるだけですがな。それで条例の問題については何ひとつ、違反であるとか——こなん普通読んだら、だれでも子供でもわかりますわな、違反だということ。こういうことをすると、教育委員会は同和中心の、同和に引きずられたそういう教育委員会であることを今表明したようなもんですよ、もうみんなの前で。わかりますか。鳴滝幼稚園は1園しかないねん。まずそのことを改めなさいよ。

それから、市長にお伺いします。先ほど行財政の一環と言われましたけど、同和問題は行財政の1つの聖域であつて一切見直しはしないと。それから、鳴滝幼稚園のいわゆる給食費は、残事業の1つ、同和給付の残事業の国の1つに入るとのが、それをちょっとお伺いしたいんです。

まず、市長に、行財政の一環として財政難があると。そういう場合、同和問題の不正について、こういう給食費とかそういうものについては、これは是正しないのかと。これは聖域であると、そういう立場で行財政を取り組むのか、それをお伺

いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 前にもかねてから申し上げておりますように、行財政改革というのはもう全般にわたってやるという考えでございます。

議長（嶋本五男君） ほかにございませんか。——上山君。

18番（上山 忠君） 1点だけお聞きしますけれども、この泉南市に公共料金等手数料、それから使用料等、いろんな公共料金があるわけですが、それが適正であるかどうかという判断をされる機関はあるわけですか。それをお聞かせください。

議長（嶋本五男君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 確かにいろんな手数料等々ございますけれども、それがいかに適正であるかというのを判断するのは、非常に難しかろうというふうに思っております。例えば、すべてコスト割をして、それを補うために負担をいただくというのが一番簡単ですけども、行政サービスでございまして、そうはいきません。今回の幼稚園の保育料につきましても、コスト的にいきますと、全然問題にならないわけでございます。したがって、その5,000円がいいのか7,000円がいいのかというのは、それを根拠として例えば積算せよとかいう話になると、極めて困難なものがございまして。

したがって、やはり先ほど教育委員会の部長からもお答えをいたしました、よその市町村との比較等との中で、できるだけ市民の方の負担を少なくするという努力をするわけでございますけれども、目安とすれば、やはり近隣の市町村等のレベルといいますが、それを参考にせざるを得ないというのが大多数だろうと思います。

国の法律とかそういうもので決定されてるやつはそのとおりいくわけですけども、なかなか役所の場合は、かかったコストに対して、その分を回収する形での適正なそういう使用料、手数料というのは、なかなか算出しづらいということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） 私が聞いているのは、この

上程議案7号が20年ぶりに見直しをかけると。先ほどの6号議案は23年ぶりぐらいに見直しをかけるよという形で、ほんとに計画性の立った、要は料金はどうかあるべきかということなしに、20年も20数年も上げてないし、近隣他市と比較しても安なとる。その中で行財政改革もやって、多少市民に受益者負担的なことも持ってもらうんとかんという形で、何かその中に料金がどうあるべきか、市がこの料金に対してどういうふうな形でやっていくべきかというポリシーが見えてこないわけですね、この中に。やはり公共料金である以上、そんな十数年も20年もほっとくというのが、そもそも行政の怠慢だと思うんですね。

そういう中で中期的、やっぱり5年か6年に一遍ぐらいは、すべての手数料、公共料金について、今の時代に即応しとるんかどうかということを見る程度見きわめして、それに合っていなかったら、こういう事情のもとで何とか負担をお願いしますというふうな形で持っていかなと、20年ほっとって近隣都市と比較して安いから何とか頼みますわ、それではやっぱり市民の理解は得られんと思うんですけども、その辺について市長、どのようにお考えですか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 上山議員の御提案は多分そういう公共料金の適正化審議会的なものを設けておいて、そして3年なり5年に1回定期的にそれを検証して、実情あるいは社会情勢とそぐわなくなったようなものについては、その都度見直したらどうかということだと思います。

泉南市の場合、確かにいろんな、前の住宅家賃もそうなんです、一たん決めると長い間それを踏襲しておるとというのが非常に多いわけございまして、それは怠慢と言えば怠慢であったかというふうに思いますし、また可能な限り据え置くという意味もあつたのではないかなというふうに思います、いずれにいたしましても、こういうものはやはり一定期間ごとに、それが本当に市民負担になるわけですから適正かどうかというのを検証して、そしてそのときの状況に対応していくというのがやはりあるべき姿だというふうに思いますので、私もこの前からいろいろ住宅の問題も含め

てなんです、考えておりましたわけございまして、そういう御提案だというふうに理解をいたしますし、できれば客観的に評価いただけるような組織といいますか、そういうものがあつた方がいいのではないかなというふうに考えておりますので、今後私の方で検討をさせていただきたいと思ひます。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） 今後、そういう方向で考えられるという答弁を得ましたんで、なるべく早いうちにそういう審議会的なセクションを設けて、本当にその料金が市民ニーズに合った料金になるかということをやりたいと思ひます。それで結構です。

議長（嶋本五男君） ほかに。———奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 先ほどのやりとりを聞いておいて、非常に矛盾を感じます。片一方では給食代はただやわ、保育料はただやわ、こういう中でやりとりを聞いて、非常に矛盾を感じるんですけども、近隣に合わせるために値上げをするとか、全く判断できないような、非常に矛盾を感じるんですね。

そこで、ちょっと二、三お尋ねしたいんですけども、ことしになって大阪府下でこの保育料を値上げするところが何カ所あるのか。また、8月に徴収しないという市も何カ所ありますけど、泉南市はそれを徴収しているのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 津野教育総務部参事。

教育総務部参事兼教育総務課長（津野和也君）

ことしの値上げの分についてでございますが、11年の4月、箕面市が上げております。

そして、もう1点、8月徴収の件ですが、泉南市では8月分も徴収いたしております。8月徴収していませんのは、そこに御案内しておりますように、泉佐野、八尾市、枚方市でございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） わずか2,000円の値上げやと、そう思っていらっしゃるかもわかりませんが、生活が豊かな方ばかりではないんです。行政のはざままで非常に苦しんでいらっしゃる方も

たくさんいらっしゃるんですわ。失業者もちまたにあふれてるんですわ。仕方なく子供を預けてパートに行ってる方もたくさんいらっしゃるわけなんですわ。この2,000円が値上げされたら、幼稚園やめなしゃあないというお子さんも出てくる可能性もあるんですわ。

非常に時期が余りにも悪過ぎるわけなんです。今大不況の中にあるんですわ。御主人が失業してどうしようもないような、しかし幼稚園だけは絶対に出しとこうと思って、無理して内職して5,000円を払っていらっしゃる家庭も現実にはあるわけなんですわ。

そんな中で、値上げするなどは言いません。せめて一、二年ぐらいちょっと延ばしていただけないでしょうか。先ほどその対策として、今まで給食がただやった、あるいは保育料がただやったところ、13年度に見直しをするという答弁がございましたけども、せめてそのぐらいのときに一緒にやるような方向では考えてもらえないんでしょうか、どうでしょうか。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 奥和田議員の御質問でございますけれども、確かに5,000円から7,000円ということで2,000円のアップは、これは率にして40%を占めます。確かに保護者に対しては負担がかかると。これは事実だと思います。

ただ、先ほども申しあげましたように、これは高い低いの議論ではないと思いますけれども、府下では泉南と藤井寺市が最低であるということで、この時期に20年間という空白もありますけれども、それも含めて今回他市にできたら近づけた保育料を持ちたいということから、今回検討させていただいて、2,000円のアップをお願いしたいということでございますので、どうかそのあたりの御理解は賜りたいというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 別に無理して他市に近づけることないんですわ。今大不況のさなかですわ。これが今やや景気が回復しつつあるんですわ。今、若干の時期を延ばしていただけないかということ言ってるんですね。せめて一、二年、不況がも

うちょっと好転するまで待っていただけないかということ言ってるんですね。

〔東 重弘君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 東君。

7番（東 重弘君） ただいま質疑の中で、この上程された議案を先送りしてくれというふうな質問で、これは理事者は答えようがないと思うんですよ。そんなん答えると、それじゃ何のために上程したんやというような話になりますし、今回はちょっと特別なものもありましたが、またぞろそういうふうな対象にするというふうなことじゃ、ちょっと議長その辺の質問は答えようがないと思うんですね、先送りしてくれというのは、これはもう上程した以上、その質問に答えようがないと私はそう考えます。よろしくお願いします。

〔小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 理事者のことを勝手に議員が考えて、答えようがあるとかないとかということは、理事者が答えられませんかというならわかりますよ。何で議会の方から理事者の答弁を一々議事進行で出して議事をとめるんですか。もうちょっと慎重にやってもらいたい。議員の質問というのは、大変権利、市民のために代弁しとるわけですから、先ほどからいろいろ議事進行が出ますけども、もう少しやっぱり慎重に出してもらいたい。議長もそのように取り計らいをお願いします。議長（嶋本五男君） 私は議事をとめるつもりはありませんので、ただ御意見を議事進行で聞いただけのことでございますので、判断は議長がいたしますので、その点よろしくをお願いします。

答弁をお願いします。金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） もう少し延ばせないかということですが、私どももこれを真剣にお願いしているわけございまして、延ばせないという気持ちを持ってございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 質疑の途中ではございますが、3時45分まで休憩いたします。

午後3時15分 休憩

午後3時47分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開

きます。

議案第7号に関し、質疑を続行いたします。質疑はありませんか。———小山君。

2番(小山広明君) 質疑がずっと続いておりませんので、早くやっておきたいと思うんですが、1つはやはり少子化対策ということで社会的な問題になって、子供に厚い手当をせないかんということですが、一方でこういうように子供の保育料を上げるというのは、タイミング的にも大変悪いですね。

もう1つは、やっぱり泉南市は市長も言うてるように、財政計画の中で手数料とか使用料を見直しするということが明確にうたわれとるわけですから、当然全体の手数料、使用料の中で位置づけていく必要があるんじゃないかなと思うので、ちょっと決算書を見ましても、電柱とかガス、電話柱ですね、これが5,000万を超えて使用料が入るとるわけですね。この保育料は大体3,000万ちょっとですから、当然やっぱり大きなところでなぶる必要があるのと、関西電力にしても大阪ガスにしてもNTTにしても、1つの営利会社ですね。そういう点ではやはり企業努力をして儲けている会社ですから、むしろそちらの方に協力を求めるということがまず優先順位ではないかなと思うので、そういうことの配慮というのは、今回の場合どう考えられたのか。

先ほども箕面があったと言いましたが、箕面は4月1日ですね。この少子化対策が議論になって、地方議会にこういう形でそれに対立するといいますが、矛盾するような議案として出したのは恐らく泉南市だけではないかなと思うので、私たちも来年選挙でございますから、そういう点ではやはり市民にきちっとそういうことを答える必要もありますし、当然我々はこんなことは選挙公約にもしてないわけですから、やはり選挙でほんとにこれが必要であれば、我々何らかの形で市民に訴えて、そういう市民の意向を聞きながら、行政チェックなり行政に意見を伝えていかなあかんという役目もあるわけですから、そういう点をトータル的に考えても、今タイミング的に出すのは我々としては正直判断ができないと、そういう状況もありますので、そういうことも含めてひとつ御答弁

をいただきたいと思います。

議長(嶋本五男君) 細野総務部長。

総務部長(細野圭一君) 議員御指摘のように、手数料、使用料の見直しにつきましては、財政展望の中にも明記しているところございまして、長期にわたり据え置かれたものが多い状況にあるため、適正な受益者負担の観点から見直しを行うとともに、見直しサイクルの転換についても検討していくということで、うたってるところございます。

当然、こういう中でこの幼稚園の保育料だけではないに、先ほどの議案で御承認いただきましたものもそうでございますし、また平成9年度法改正のこともございましたが、それとあわせて御理解いただきました市営住宅の家賃の値上げもございました。

そういう中で、我々といたしましては、先ほどの文言で申しました中期的財政展望の中で申してございますように、いろんな手数料、使用料については、系統的に検討してまいりたいと思ってるところでございますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

〔小山広明君「これで終わりですか、私の質問に対して。僕は市長の政治的な判断を聞いたつもりやけどね」と呼ぶ〕

議長(嶋本五男君) 小山君。

2番(小山広明君) 私、いろいろ広範囲にわたって、この値上げ案を今出してくるタイミングを、政治判断もあるような性格のもので、先ほど箕面の例も言いましたように。

我々の市民に対する約束の制度的な問題からいっても、やはりこういう問題についてきちっと市民にも報告し、意見を聞きながらやるというのは当然の役目でございますので、市長も同じように市民から選挙されてそこに立っていらっしゃるわけで、基本的には市民の声を反映して行政を運営される立場ですから、お互いにやっぱりそういう立場は御理解いただけると思うので、そういう問題を含めて、なぜこういう少子化対策という国挙げてのそういう問題が提起されてる中で、僕は矛盾するという提案だと思んですが、そういうものを出してくるタイミング、政治的判断はどうし

たのかということを知りたいつもりですが、答弁がなければ、私またほかの場で意見を言いますが、そういうことに対しては、市長、御答弁ないんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1つは行財政改革の関係でございますけれども、本市の場合、3年前から取り組んでおりまして、先ほどもありましたけれども、すべての面にわたって再度検証をしているわけでございます。

特にこういう使用料、手数料については、長年据え置かれてる部分というのが結構あったということもあって、それらをいわゆる長期据え置きという部分について洗い出しをしていった中で、今回のこの幼稚園保育料というものもございまして、そういうものからやはり今の時代に合った適正なといいますか、値段に改定をするということにいたしましたわけでありませう。

少子化というのは、またちょっと角度的には違うのかなというふうに思うんですけども、これはできるだけいろんな環境整備といいますか、そういう形で対応するという3年間の1つの臨時的な措置ということでございます。

ですから、議員のお話をお聞きしますと、この保育料については安いというのは一定理解するけども、タイミングが悪いんじゃないかという意味かというふうに思いますけれども、我々の方は確かにそれは今の時勢でというのはあるかもわかりませんが、片や待ったなしの行財政改革の中で、あらゆる面で見直してきた中の1つの今回の御提案でございますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） だから使用料、手数料という全体の中で、この保育料が位置してあるものがどうかということの中で判断するべきだということを私は当初申し上げたつもりですが、やっぱり道路占用料ですね。これは対象はそういう1つの株式会社ですから、もらう相手は。これは5,129万2,000円、決算ですけどもありますし、幼稚園事業料というのは3,173万5,000円と、こういうバランスなんですね。

だから、そういう点からいったら、やっぱりこういうものは全体の中で示してぼんとやらないと、私は行政改革ということにならないと思うんですよ。全体の中でやらないと、個々個々にやって——だから少子化対策が直接は関係ないでしょうけども、少子化対策でそういう子供の教育について予算を特別に投じたわけですから、3年で終わると言ったら、少子化問題が3年で終わるわけないわけですからね。当面3年間の中でこの金を使えという、早く使えという縛りではあっても、やっぱり3年で終わるといえることはないわけですから、この問題をどうするかというようなこと。

それから、小学校、中学校は義務教育で教育費は無料ですね。しかも、今や幼稚園というのは義務教育的状況ですから、なぜ幼稚園ではお金がかかって、小学校へ行ったら今度はただになるわけですね。これは収入のあるなし関係なしに、全部ただでしょう。そういうような矛盾からいえば、やはり実態に合った施策を政治家市長としてはやるべきじゃないかというのが私の意見で、なかなかそれにまともに市長は答えていただけないんで大変残念なんですけども、私の意見を言って私の質疑は終わるときです。

議長（嶋本五男君） ほかに。——大森君。

5番（大森和夫君） 中期的財政展望の話が出たんでお聞きしますけども、財政の問題からお聞きいたします。

津野課長の方から値上げの理由に赤字を挙げましたけども、これは何度も質問してはいますが、昨年度の決算の赤字は、赤字を理由にした住民サービス切り捨ては行わないと、これは何度も市長も総務部長も言われてる内容ですよ。この内容からいえば、端的に赤字が原因やというのは、今までの答弁と反する内容ではないですか。

それと、中期的財政展望のことを総務部長言われましたけども、なるほどこの13ページには使用料、手数料の見直しというようなことを書いてます。持ってる方は見ていただいたらいいと思いますけども、15ページには事務事業の見直し中期的対応という欄がありまして、5番ですけども、この中に書いてますのは、本格的な少子・高齢化社会を迎え、福祉、環境、教育などに対する市民

の多様なニーズに対応できる効率的な行政システムを確立するために、今年度中に次の項目について検討、方向づけを行うということで、3つ幼稚園のことが書いてありますよね。

1つは、児童数の動向等を勘案した幼稚園の施設のあり方について、それから児童数の動向等を勘案し、保育所の認可定員の見直しとともに、施設のあり方について、3つ目が行政と民間の役割分担を踏まえた民間活力の導入についてと。この中には、幼稚園、保育園のことを3つ書いてますけども、幼稚園の保育料の値上げなんて一言も出てない。それを抜き打ち的にこんな形ですというのは、ほんとに住民を裏切る——例えば府なんかで財政再建プログラムを出しても、早くから高校授業料の値上げとか、市民に広く訴えて、市民の意見を聞いて、それで議会で否決されましたけども、そういうのが当然ではありませんか。

こういう形で、一方でそれこそ少子・高齢化社会のためと言うて、国も挙げてしてるときに値上げをする。それで中期的財政展望の中では、いかにも保育料のことは問題にしてない。それどころか、細野さんが何度も言われてますけども、行革というのは頑張って、決して住民サービスを切り捨てるものじゃないと。逆にスリム化によって、住民サービスを向上させるものだというふうにおっしゃってる。

これ、2,000円値上げすれば、先ほど言われましたけども、不況でほんとに幼稚園に行けない方もいらっしゃる、保育料払えない方もいらっしゃる。そういう中で値上げするというのは、これは全然、中期的財政再建の展望の趣旨からいうても違ってるんじゃないでしょうか、お答えください。
議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 議員の御指摘のように、中期的財政展望の中の事務事業の見直しの中で幼稚園の施設のあり方等を述べてるわけでございまして、この財政展望の中には保育料の値上げ云々は何も書いてないじゃないかということでございますが、既に平成8年の12月に行財政改革大綱を作成してございます。その中で財源の確保の項を挙げてございまして、その基本とするところを苦しい財政状況からの脱却と健全な財政基盤の確

立を図るため、財政構造を改善し、自主財源の増強を図り、その健全化に努力する必要があるということで、具体的に8項目を挙げてございまして、その中の1項目として、具体的に使用料、手数料の見直しを平成8年12月に既に挙げてるところでございます。

そして、先ほども申しましたように、ただいまも指摘ございまして平成10年の財政展望の中に、緊急対応策の歳入確保の方策の4項目のうちの第3項目めに、使用料、手数料の見直しを挙げてるわけでございまして、これにつきましては先ほどから御論議ございまして、何も幼稚園だけになしに、各種の手数料、使用料について見直してきてるということでございます。

また、先ほど小山議員が述べてございましたが、何もここだけに手直ししてるわけになしに、いわゆる電柱等の道路占有料につきましても、年次的と申しますか、これは私どもの市だけで上げるものではございませんので、阪南全体の協議会をつくってございまして、そこでの協議のもとに年次的に上げてきてるというような状況もございまして。

そういう中で、今回の保育料もこれだけが何も突出してやってるんじゃないと、全般的な状況を見た中で、今の状況の中で皆さん方に御理解を願える範囲じゃないかと思ってる中でございまして、その点御理解をお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） こんだけ少子・高齢化社会という国を挙げてやってると。先ほどの少子・高齢化基金の話もいろんな意見が出ましたよ。そのときに1つは、財政的に大変少ないから、あれもしてほしい、これもしてほしいということが幾つか議員から挙がって、それができないというような、言うたらそういう論議だったと思うんです。

今こんだけ少子・高齢化社会と言われて、親が安心して子供たちを保育所に預ける環境をつくらうと言うてるときに、この値上げというのは唐突以外の何でもないと思いますよ。それで、幼稚園のことをこんだけ言うてるのに、ほんとに上げる気やったら事務事業の見直しなんかで正々堂々と上げればいいんじゃないんですか。それで、もっとも市民の意見を聞く、そういうふうにしな

ければならない問題だと思うんですよ。

抜き打ち的なこととしか思えませんが、事務事業の見直しの中で何で3つの幼稚園のことを——この事務事業の見直しの中で挙げてる3つというのは、反対に言えばこっだけ財政が大変やけども、幼稚園、保育所は守っていきますと、保育所は少子・高齢化のために値上げせずに頑張っていくと、そういうふうに読み取れる内容ではないですか。

してるのが、手数料、使用料というのは、なかなかピンと保育料の値上げというのはつながってきませんよ、市民の間では。先ほどの高校の授業料の値上げのことを財政プログラムに乗して、正々堂々と府民の意見を聞いたのに対比して、どうですか、こういう仕方は。何も後ろめたい気持ちはないですか。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 先ほど申しましたように、この事務事業の見直しですね。これで表現してるのは、何も保育料の値上げ云々という狭い形でなしに、現在の児童数の動向等を勘案した中で幼稚園のこういう施設のあり方というふうな形で表現してございまして、これは何もここで隠れて保育料の値上げ云々を表現しているわけではございませんので、その点を御理解をお願いしたいと思います。

それと、先ほど申しましたように、大綱の中で手数料、使用料の見直しということになってきてございまして、それは何も幼稚園だけに限ったことではなしに、全般的に各分野にわたりまして、私どもといたしましては、現在の状況の中で本市の使用料、手数料が適切かどうか、それは各課検証してきてございます。そういう中で、先ほども御承認いただきました賦課条例の改正もあったわけでございますし、また先ほども申しましたように、9年から連続して暫定的な値上げを御理解の中でしてきてございます市営住宅の値上げ等もその一環でございますので、その点御理解をお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 何度も言いますが、行革というのは、この初めにも書いておりますとお

り、住民サービスの向上を図るためと、財政難を市民に押しつけないと、これが第一の目的でなければならぬし、それが自治体の仕事だと思います。

そういう意味でいえば、この保育料の値上げというのは、住民サービス切り捨て、市民に財政のしわ寄せをするものだとすることを表明しまして、質問を終わります。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 1点だけお聞かせをいただきたいというふうに思います。

法にのっとって行政が行われる、それを監視する議会ですから、これにかかわって出された発言については、確認をしておきたいというふうに思います。今回の条例を提案された教育委員会の最高の責任者であります教育長さんにお聞かせをいただきたい。

先ほど奥和田議員からも、給食代は無償だと、それから条例にかかわって規定されている時間からいってもおかしいんじゃないかと、こういう矛盾点を不問に付したまま値上げするというのは、どっだけ値上げに正当な理由があってもおかしいんじゃないか、こういう意味の発言をされました。私はまさに同感であります。

条例というのは、単に条例だけが他の法令とは別個にひとり歩きしてあるわけではないですね。最大の法律というのは、義務教育は無償だと、こういうことをうたった憲法がありますし、それを受けて教育の機会均等を中心にうたった教育基本法がありますし、さらに幼稚園のカリキュラム、こういうものを明らかにした学校教育法がありますし、さらに教育委員会の組織、また教育長の仕事、これを明らかにした地方教育行政の組織及び運営に関する法律があります。これらを受けて条例ができてるんですよ。そうですね。

ですから、当然この条例は法にのっとった条例だと。条例違反は即法律に違反したことになる、こういうふうに私は解釈するんですが、ここで明確にうたわれている、教育時間は午前9時より午後3時までの間において園長が定めると。若干運動会のときなんかのことで時間がずれて、4時になる、あるいは5時になるというようなことはあ

ることなんです、しかし鳴滝幼稚園に限っては、学校給食を恒常的に認めて、そしてそれを無償にし、なおかつ時間については延長というのが通常な形で、まさにこの条例にないような保育時間が設定されてやられてるわけでしょう。カリキュラムもそういうふうになってるわけですね。

これは法律に照らして、条例に照らして、この事実は了とされるんでしょうか。先ほど成田議員の質問に対する答えの中では、そういう意味のことを、いわゆる了とするような意味のことを言われたんで、私はこれはゆゆしき問題だなということで、あえて1点だけ質問させていただいてるわけですが、その辺について再度お答えをいただきたい。同和保育云々はいいですよ。同和保育であっても、同和教育下における幼稚園であっても、法や条例を逸脱することは許されない、これが基本的な立場だろうというふうに思います。そのこの意見も加えて質問をいたしますので、お答えをいただきたい。

議長（嶋本五男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 和気議員さんの御質問に対し、お答えをいたしたいと思います。

先ほども成田議員さんからの御質問でお答えをいたしました、確かに泉南市立幼稚園条例で第12条でございますけれども、教育時間は午前9時より午後3時までの間において園長が定めると、こういうふうに規定されております。午後3時といっても、帰園というんですか、帰るまでの準備とかそういったものがございます。

確かに、鳴滝幼稚園の3時以降保育をやっているというふうに見られてるかわかりませんが、これはあくまで保護者からの希望によりまして、全員をとめ置いてどうこうというあれではございません。先ほど和気議員さんがおっしゃいましたように、同和施策という形でのその分についてはいいがというふうにおっしゃっておられたんですけども、それはいわゆる施策としてやられてる形で、このことのあれは、先ほどから何度もお答えしておりますように、13年度をめどといたしまして、その分についての検討をこれから進めていくということでございますので、私自身、先ほどもお答えしましたように、条例に反していないというふ

うに認識いたしております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 今の幼児の実態ですね。小学校高学年から中学に行くにしたがって、中等教育を受けるにしたがって、いろいろ問題行動が起こっていると。過般から各議員から言われているとおりであります。そういう点では原点を担う幼児教育の重要性、これは大切なことだろうと。

しかし、この大切な幼児教育というのは、あくまでも条例にのっとってやるべきであって、3時と、こういうふうに規定されているわけですから、3時以降は、これはあれですか、全然カリキュラムもなしに、ただ託児所的に預かりおくと、こういうことなんですか。幼児教育の場で、そういうことは保育料にはかかわらない部分として特別に市がいわゆる授業料についても補てんをしていると、託児所部分だと、こういうことなんですか。

それじゃ、この施設を幼児教育の場として使うということの意味は——託児所やったら保育所でいいんですよ。幼児教育の場でしょう。だから、幼児教育のカリキュラムを遂行する3時まで、こういう時間帯の中で園長が定めると、こういうふうになってるわけでしょう。だから、園長が特別に教育委員会や法の指導を逸脱して特別にやっていると、こういうことなんですか。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部参与。

〔和気 豊君「教育長に聞いてるんや」と呼ぶ〕
教育指導部参与兼同和教育課長（吉野木男君）
和気議員の御質問の3時以降の取り扱いについて御説明申し上げます。

御承知のように、3時以降の部分というのは、保育所の方で正規の保育時間が終了した後、保育所の場合は時間外保育という言い方をしていると思うんですが、そういった措置がとられました。それに連動するという形で、正規の保育は3時で終了すると。それ以降、保護者の就労実態に応じて希望という形で何人かの子供たちが保育所で言うところの延長保育ですか、そういう位置づけでやっておりますから、正規の保育というのはいわゆる3時で終了すると。それ以降につきましては、

お子さんを保護者の就労状況に合わせてお預かりをすると、このような措置は保育所の方においても実施いたしておるところだというふうに理解しております。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） あのね、私先ほどから言わんでもええことですが、いわゆる幼児教育の関係法令をずっと言ったんですよ。文部省の所管の関係法令ですよ。その場合、厚生省の管轄である保育所でも行ってますように。そんな幼児教育の場合、全然関係ない厚生省所管の保育所の問題を持ち込んで、だからそれと同じようなことが許されるんだというふうな答弁であったんですが、それはちょっと答弁としてはお門違いじゃないですか。幼児教育の場として、法にのっとり行われるべきでしょう、それを受けた条例をもとに行うべきでしょうと言うてるわけですが、あなたがそんなおかしなことで答弁に出てくること要らん。そんな厚生省の話聞いてるんだから。幼稚園教育の場での話をやってるんだから。よう人の質問を聞いて答弁に立つんやったら立ってこい。

それで教育長、あなたに私は聞いたんです。あなたに私は聞いてる。どうなんですか。

議長（嶋本五男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 再度の御質問にお答えをいたします。

今、吉野参与の方からお答えしましたように、一応幼稚園といたしましては、先ほど私も申し上げましたけれども、3時の保育で終わっておると。後それ以後につきましては、これも先ほどから何度も申し上げておりますように、いわゆる施策といたしまして、今その検討をしていく、13年度をめどに検討してまいりますというふうに申し上げておりますが、いわゆる長時間保育ということで、保育所と幼稚園の一元化の実施によるものであって、児童福祉法の改正も受けて、地区内の保育所、幼稚園の根本的なあり方というものについて、これを検討してまいるといふことで申し上げます。

正規の保育といたしましては、一応3時ということ終了してございますので、条例から外れて

るというふうには私自身は認識いたしておりません。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 公教育の場なんですよ、ここは。教育の場なんですよ。そこへいわゆる正規の保育所は3時で終わってる。その施設を使用するのはここで終わりなんです。後は吉野氏がいみじくも答えましたように、保育所的な部分を担う保育をやってるんだ、こういうことでしょう。公教育の場でそういうことをやるのが、条例なり学校教育法に規定された、幼稚園のあり方を規定しているこの法にのっとり問題ないのかどうか。法や条例に照らして問題ないのかどうかということ聞いてるわけです。保育行政であれば保育所でやりなさい、託児所であれば。カリキュラムにのりつた3時までの部分だけをこの公教育の場でやったらいいわけですよ。

だから、条例に照らしてあなたが違反してないということ言うからね。だから平成13年の見直しまで、同和保育が終了するまで、残事業として、もう実際は同和保育というのはないわけですが、泉南市はそんな位置づけもないわけですが、それを独自に続ける、その間まで特別にやってくと。それはおかしいじゃないですか。

条例に違反しているというふうな認識であれば今すぐやめないかんし、構へんねやったら、公教育の場で保育行政と教育行政とを混在化して一緒にやっていくということが正であれば、見直しなんか要らんじゃないですか。自己矛盾してるじゃないですか。やっぱり条例に照らして瑕疵あり、だからこそ見直すということなんでしょう。同和保育は必要ないということで見直すんですか。一体どっちなんですか、見直しというのは。条例に照らして、私はそれに限って質問してるんです。こんなことは許されへんから、議会でそういう答弁についてはね。

議長（嶋本五男君） 和気君に申し上げます。ちょっと値上げの問題から外れておりますので、適当にまとめていただきたいと思っております。また、見解の相違もございますので、その点。亀田教育長。教育長（亀田章道君） 今、和気議員さんが御指

摘ありましたけれども、同和保育が必要でないというふうには私は認識いたしておりません。

議長（嶋本五男君） 和気君。議題から外れておりますので、簡潔にお願いします。

13番（和気 豊君） 私は同和教育は必要か…（発言する者あり）

議長（嶋本五男君） 静粛に願います。

13番（和気 豊君） 見直しの必要性は一体どこにあるんだと、こういうことを聞いたんですよ。同和行政を必要としてるかどうかというようなことについて、私聞いたんと違う。人の質問をよく聞いた上で、同和教育の必要性なんて論議してない。私は条例に照らしてあなたの発言が問題発言ですよと、こういう立場からそのことを理解さしてくださいと。

確かに、この提案は保育料の値上げの問題ですよ。しかし、その中で出てきた発言について問題があれば、それについて聞くことについては、いやしくも議会ですから、法にのっとっているいろいろなことを論議せないかんわけですから、その法律に抵触するような発言があれば、それはやっぱり明らかに問題として聞くのは当たり前じゃないですか。そのことを聞いているわけで、全然人が聞いてないことにとんちんかんな答弁要りませんよ。

議長（嶋本五男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） たびたびお答えをしておりますけれども、和気議員さんの御指摘のことから、和気議員さんの方はすれ違いというふうにおっしゃっていただいておりますけれども、（和気 豊君「すれ違いなんて言うてへんがな。あなたの答弁がおかしい」と呼ぶ）先ほどから申し上げておりますように、いわゆる検討委員会でもって13年度をめどとして検討してまいりますということで、その辺のところ御理解を賜りたいと思います。

今現在、先ほど一番最初の御質問では、幼稚園で時間の延長をどうこうというふうには御指摘がありました。それは一応3時ということで、条例どおりに行われております。その後、いわゆる保育所としての働きで、厚生省の管轄で幼稚園の方で預かってるのではないかと御指摘があったわけなんですけれども、（和気 豊君「それは吉野

氏が言うたんや」と呼ぶ）そのことでは、吉野参与からもお答えしておりますように、いわゆる預かりという形で場所の提供を幼稚園はやっておりますけれども、幼稚園本来の業務というんですか、条例に係る教育内容については、幼稚園として3時まで実施しておるということでございますので、条例に反してるというふうには私としては認識いたしておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔和気 豊君「最後にします」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 公教育の場合、公教育の施設を使う場合に、その施設使用については、当然教育関係諸法令にのっとって使わなければならないわけで、そこへ厚生省の管轄の保育行政を持ち込むと、そしてそれを理由にその施設を使う。これは明らかに法や条例に逸脱をしてる、私はそういうふうには思います。だから、それについて、あなたが理由にならない答弁をずっとされるわけですが、私は法にのっとって聞いているわけですから、それについての答えは全然ない。

そういうことで、非常に遺憾ではありますけれども、私の質問はこれで終わらしていただきます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——北出君。

21番（北出寧啓君） 何点が疑問に思いましたので、質問させていただきます。

今回の泉南市立幼稚園条例の一部、18条の改正でございますけれども、答弁の仕方が行財政改革の一環であるとか、そういう形で発言されるとおかしんじゃないかなと思います。行財政改革の一環であるとする、例えば幼稚園の統廃合を含めた小規模園の先生の配置とか、その辺も問題にしなきゃならない。

しかし、今回はそれが問題ではなくて、値上げにかかわる問題というのは、保護者の自己責任とかいう問題で、例えば20年前の幼稚園費がこんだけだ、今物価上昇がこんだけしてると。他市の比較じゃなくてですよ。本市としてはこの程度が相応じゃないかという判断をしたんだと。それで値上げに踏み切りたいからいかがか、お願ひいたしますという形でなぜ答弁されないのか。

それが行財政改革の一環ですよということにな

ってくると、論点が錯綜して、ほんとの値上げの正当性というか、根拠の説明になってないんですよ。だから、そういう行財政改革という話になるから、同和行政の問題も含めて提起されてくるわけで、行財政改革の問題あるいは同和行政の問題とこの値上げの問題は、直接リンクしてないわけですよ。これは単独の、保護者に対する市としてこれだけの責任は持ってくださいという形の値上げだと思っんですよ。その辺、整理してもう一回回答弁してください。

議長（嶋本五男君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 北出議員の御指摘でございますけれども、もっともといいますか、という話でございます。先ほど来御議論がありますように、こういう公共料金がどこが適正かということは、非常に難しい問題でございます。議員御指摘のように、行政改革とはまた異質のものであると。当然受けてるサービスに対して、どれだけ負担をしていただくかという判断だということだと思います。それはそのとおりだと思います。

ただ、一般的に府他市町村を見ましても、より厳しい目でこういうコストに対する負担をお願いをしていくというのが、1つは行政改革の一環であるというふうなこともあるかと思います。

今回の事例を見てみますと、確かに10年度決算ではございますが、幼稚園費の1人当たりの経費を試算しますと、100万を超えるような経費を要してるわけです。もっともこれが全部、当然我々市としていろいろ負担をさしていただいているわけですが、その中で幾らを御負担いただくかという判断は、先ほども申し上げましたが、非常に難しいものがございます。ある意味では、根拠にならないという御批判もあるかもしれませんが、やはりよその市町村の例を見て、我々の市がどのレベルにあるのかということも1つの判断材料だというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

それと、幼稚園の統廃合の問題等、先ほど大森議員からも御指摘ございましたけれども、やはりその中でコスト意識も持ちながら、統廃合の問題等々についても教育委員会の方で十分御議論をいただきたいと。当然、父兄の方に御負担をいただ

くわけですから、行政といいますか、我々みずからも努力をすると、そういう足跡を残さないという理解を得られないというふうに思っておりますので、教育委員会とも十分協議をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 助役から根拠が整理されて、そういう形で発言をいただいたので、この程度でやめたいと思います。

ただ、今おっしゃられたように、行財政改革の枠組みでの統廃合問題、これはもうずっと長年懸案の事項で引き続いて来てるわけですから、その問題はきちっと速やかに対処するように要請いたします。

同和行政については、理事者からの発言がございましたように、13年ということで終了という形をもってやられてるので、それはよししたいと思います。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
—松本君。

6番（松本雪美君） 議案第7号、泉南市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

今回の条例改正は、幼稚園の保育料月2,000円、年間2万4,000円、40%の引き上げ、総額1,100万円となる。この引き上げの理由に対して、教育委員会は行財政改革の問題として、財政難のために、そしてまた施設の改善のためにと、この2つの理由を挙げていますが、第1に、地方財政法27条の4がうたう市町村が住民に転嫁してはならない経費、義務的経費を市民に負担をさせない、このような立場からも、地方財政法に抵触しないことは明らかになっています。施設の改善のための値上げ、これは法に違反する何物でもありません。

第2は、同和地区鳴滝幼稚園では、3人の特別加配教諭に2,100万円の人件費、また幼稚園の延長保育で給食費などで982万円を使い、これ

は園児の給食費ということでは1円も取らずに無料になっています。総額合わせて3,100万円近くが特別につき込まれているのです。このような状況は、当然3,100万円の特別施策をやめれば値上げをしなくても可能な状況であるということは、明らかであります。

また、3つ目には、20年も値上げしていないと、こういうふうに言いますけれども、府下の平均的な額にしたいというのですが、和泉市は53年から引き上げていないし、藤井寺も平成9年には5,000円ということで低額を据え置いています。このこともどれも理由にはならないのではないのでしょうか。

また、質疑の中でカリキュラムにない保育時間を設定し、保育しているということは、泉南市立幼稚園設置条例に反するそのものであります。教育長は法に違反していないと、みずから法を犯すことが正しいかのように平気で答えるということは、もってのほかであります。このまま放置をしていくことはできないと。特別な施策をやめるべきではないのでしょうか。

5つ目には、少子・高齢化の問題が大きく騒がれているときです。子育てが安心してできるような対策をつくらねばならないと、先ほどからの論議の中でもかなり長い時間をかけて、待機児童を減らす対策の論議が交わされたところであります。どんな理由があっても、今この時期に保育料の値上げをすることは、間違っていることだと思います。

幼稚園児を抱え、若い世帯にとっては、母親は仕事に出れない、父親は収入が少ない、こんな若い世帯に対して、40%もの重い値上げの負担を押しつけることは、やめるべきではないでしょうか。市長も、赤字は出しても市民に負担をさせないと、今までの論議の中でも、中期展望の中でも言ってきたことですし、これに反する姿勢は、私は許すことができません。

以上、5点を理由にして反対の討論といたします。

議長（嶋本五男君） ほかに。

〔松本雪美君「ちょっとごめんなさい、一言。

訂正で済みません」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） ただいま松本議員より反対討論の中の訂正をお願いしておりますので、発言を許可いたします。

6番（松本雪美君） 地方財政法に抵触しないと申しましたが、反対のことを言ってしまったんで、抵触するというふうにそこはちょっと訂正しておいてください。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 議案第7号の幼稚園条例の保育料の値上げ議案に対して、反対の立場で討論させていただきます。

20年間据え置かれたということが大きな値上げの理由という説明がありましたが、長い間値上げをしてないところは、大阪府下でも6市があるということが行政から示された資料でもあります。

確かに、5,000円というのは、ほかの市に1カ所あるわけでありましてけれども、低いわけでありましてけれども、やはりこれは各市各市が独自に考えたらしい問題だと思います。特に少子化対策ということで、子供に対する厚い手当が社会問題として特別な財源が振り向けられておる中で、なぜあえてそのようなことに逆行するような矛盾する値上げ案をこの場で出してくるのかは、大変理解に苦しむわけでありまして。

財政が苦しいことは当然でありますけれども、全体的な中からトータルに見ていかなければならないのに、一番先にこういう保育料の値上げというものが出てきたことは、ほんとに市民の声を反映するという議会の役目、また行政の役目からいっても、私は大きな問題を持っていると思うわけでありまして。もっともこの点については市民の皆さんとも議論をし、財政問題を市民が自分のこととして考えるような状況の中でなければ、真の財政改革はできないということでありまして。

こういうときにこそ議会としての判断が待たれるわけでありまして、議会の皆さんは、来年も10月は選挙でもありますし、市民の皆さんに十分に理解を得られるような、そういうことからいっても、もっとも我々議会人としても市民の皆さんに説明をし、市民の皆さんの声を十分聞いた上でこういうことを判断していくためにも、今回の唐突とした提案の仕方については、議会人とし

てもとても判断もできませんし、賛成しかねると
いうことを申し上げ、同じ立場である皆さんにも
よろしく賛同いただきますことを心からお願いを
申し上げます。

議長（嶋本五男君） 以上で本件に対する討論を
終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可と
することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よっ
て議案第7号は、原案のとおり可とすることに決
しました。

次に、日程第7、議案第8号 泉南市汚水処理
施設管理条例の一部を改正する条例の制定につ
いてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに
内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議
案第8号、泉南市汚水処理施設管理条例の一部を
改正する条例の制定について御説明を申し上げま
す。31ページでございます。

提案理由でございますが、平成11年10月よ
り樽井みずほタウンにおいて公共下水道が供用開
始され、同地区における汚水処理施設を廃止した
ことに伴いまして、所要の措置を講じる必要から
本条例案を提案させていただくものでございます。
議案書の33ページをお開き願います。

改正の内容でございますが、別表第1、第2、
第3、第4の変更でございます。別表第1に条
例第3条の規定に基づく施設名称、位置、別表第
2に条例第4条の規定に基づきます適用地域、別
表第3及び第4の条例第9条の規定に基づきます
使用料の額につきまして、樽井みずほタウンをそ
れぞれ削除するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。
よろしく御承認賜りますようお願い申
し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。———質疑なしと認めま
す。

討論に入ります。討論はありませんか。——
—討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可と
することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よ
って議案第8号は、原案のとおり可とすることに
決しました。

次に、日程第8、議案第9号 市営住宅退去請
求に係る調停の申立てについてを議題といたしま
す。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに
内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議
案第9号、市営住宅退去請求に係る調停の申立て
につきまして、その内容を御説明申し上げます。
議案書35ページでございます。

提案理由についてでございますが、泉南市営前
畑住宅7号棟107号室の入居者から当該住宅を
市に返還するとの申し出に基づき、入居者と返還
手続の協議のさなかにおきまして、同前畑住宅3
号棟406号室の入居者でありました切山忠幸氏
が、平成11年9月下旬に当該前畑住宅7号棟1
07号室に強行転居したことが判明をいたしました。

その後、当該住宅から退去するよう切山氏と再
三話し合いを行い、また内容証明郵便にて通知も
行ったところでございますが、退去を拒否された
ことにより、その当該市営住宅からの退去を求め
るため、調停を申し立てるものでございます。地
方自治法第96条第1項第12号の規定により、
議決を求めるものでございます。

この経緯につきましては、議案第9号参考とし
て、議案書37ページから39ページにお示しを
させていただいております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていた

だきます。どうかよろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——成田君。

14番（成田政彦君） そんなに詳しく聞くことはないんですけど、37ページに占有を目的として、この占有というのは、どういうふうにか——7号棟107ですか。現在どういう状況で、占有ですからどういうふうに入って、今どういうふうな状況にあるのか。

僕は一丘公団住宅の自治会長もしてますけど、賃貸住宅で公団と厳しく対決しとるんですけどね、賃貸住宅に住んでる者にとっては、常識ではちょっと信じられないようなこと、これは別にそのことを、そういう占有ということが果たして起こり得るのかどうか、私それを非常に疑問に感じとるんですわ、公営住宅で。

例えば住宅公団では、僕らは一応賃貸住宅で契約結びますわね。僕は住宅公団が正しいと言ってます。必ずしも住宅公団は我々賃貸住宅に対しては非常に厳しい対応をするから、それは正しくは——ただ、しかし住宅公団の契約では、住宅とは権利であるし、私はそういうことを思ってます。

それはそれでいいんだけど、ただ、一般的、社会的常識として、例えば住宅公団では3カ月契約して、それで2カ月家賃を払わなかったら裁判所に——契約するときに、要するに僕らはもう家賃を払わんときは自動的に裁判所と調停が入るといいう、もうそういう賃貸契約になっとるんですわ。だから、2カ月払わなかったら自動的に裁判所が来て、岸和田地裁に呼ばれて、それで2カ月以上払ったらもうそれでいけるけど、払わなかったら強制的に、これは僕らも反対だけど、ほうり出されるんですわ。

それで、なおかつ公団というのはこうなんですわ。家賃を滞納で払っても、保険を掛けとるんですわ、空き家賃に。だから、永遠に家賃を払わないと日本全国を保険屋さんが追い詰める、そのぐらいけしからん公団だと思んですけど、しかしそれは別として、ただ占有したということについて、どういう状況で占有して居座れるのかと。

僕は公営住宅に住んどる者として、居座れること自体が非常に疑問に感じるんですけど、これは何もこんな裁判に訴えとるか、それ以前の問題じゃないかと私は思うんですけど、ちょっと素朴な疑問として、市はその経過を詳しく、どういうふうにかぎを持って、どういうふうに入って、なぜ居座とるのかと。その点をちょっとお伺いしたい。議長（嶋本五男君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 私の方から、そうしますと切山さんの7号棟107に不法占有したその経過の概要につきまして御報告させていただきます。

実は平成11年の9月の22日に前の入居者と面談しまして、9月末に住宅を返還するというこの話をしております。そのとき、当然返還に伴う関係書類をお渡ししております。そして、9月の28日にちょっと7号棟の107に切山さんが入居されたということの情報が入りまして、当然前の入居者に、その辺の約束というんですか、我々前の入居者と面談した中での内容が、現実問題としまして切山氏に前の入居者がかぎを渡したということがございまして、当人切山氏とも何回となく話し合いを持ちましたんですけども、また、なおかつ内容証明で市としての意思表示もさしていただきました。それをすべて切山氏が拒否されたということでございます。

以上が経過でございます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 全く理解できないね、これ。例えば、普通公団住宅でも、契約解除したらその書類を持って管理事務所へ行って、キーを渡すのは管理事務所へキーを渡すねん。そうしたら、もうそこで公団住宅には絶対入られんキーがばちつかってだれも入れませんわ。

これは何ですか。前入居者のキーが何で切山さんに渡るわけ。本来やったら管理しとる市に、私は退去しました、それで書類で手続は完了しましたと。それでその部屋は、公団の場合はキーを取っちゃう。もう入れない、実際そのキーでは、もう二度と同じキーは使わないんですよ。キーの施錠を全部取って新しいキーをつけるねん、公団は。だって、前のキーを複製しとって幾らでも入って

いけるんや、インチキで。だから、キーを全部取って——だから、そういうことを見たら、なぜそんな、市の管理はどうしとったんですか。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 前入居者が9月の末日に返還をするという約束でございましたので、9月の末日には当然きちとかぎとか書類上の返還手続をするという約束でございましたので、我々はそれを信じておったわけでございますが、その以前、25日ないし26日の土、日に切山氏が前入居者から——役所は当然勝手な入居は認めないであろうと、私が全部責任を持つからかぎをくれという話だったということでございますが、強行に入居をされたわけでございまして、我々はそれを認可したというわけではございません。

当然、9月30日には返還を受けたら、先ほど議員がおっしゃられたように、かぎの返還を受けたら、当然そこには入られないように、また新しく次の待っておられる入居の予定者に対して、新しいキーも設けて入居していただくという段取りで進めておったわけでございますけども、行政の知らない間に入居されたということでございますので、退去を求めているということでございます。

議長（嶋本五男君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

成田君。

14番（成田政彦君） そうすると、前入居者の退去予定が9月末で、そんなあいまいなことじゃなくて、賃貸契約によると、前入居者は9月の何日が市との間でなっとったんですか。例えば9月の28日にかぎを渡す。普通そうや。出るときにかぎを渡すんやもん。そんなん当たり前のことや、こんなことは、何日ですか。9月末でそんなあいまいじゃなく、9月の何日にかぎ渡しになっとったんですか。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 私は9月の末と申しましたので、9月30日ということでございます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） そうすると、この人は、要するに市にかぎを返す前に前入居者からかぎを借りて、強引に閉まっとった——当然閉まっとる

わね。入っていったんでしょ。かぎをもらって、その部屋へ行ってかぎをあけて入ったんでしょ。これはどういうことですか、具体的に。これは市の管理責任の能力のなさもあるんだけど。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 9月の末に引き渡しを受けるということでございましたので、9月の末以降は当然行政の責任になってまいります。ところが、それ以前に25日ないし26日に前住者からかぎをもらって、強行に入居をしたということでございますので、不法で入居されたということで、我々は退去を求めているということでございます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） そうすると、2点ありますわな。まず、退去する人のかぎの管理の問題。30日にきちんとその人からかぎを受け取って、それまで部屋をもう閉めたままにしていくと。そういうことをなぜしなかったのかと。30日でしょう。それは何で確認しなかったんや、その後で。その渡したということについては、前入居者にはどう言うたか、かぎの問題は。

それから、無断入居で入った問題については、これは管理の問題はどうなるんですか、市として。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 先ほども申しましたように、月単位で家賃もいただいておりますので、9月末日が切りがいいということで、前住者の方から9月末日に正式な返還を受けて、かぎも預かると。それ以降は行政の責任になってまいりますけども、前住者の方がそれ以前の25日ないし26日に切山氏から、自分が責任を持つからここへ移りたい、かぎを貸してほしいということだったので、前住者の方が切山氏にかぎを渡した。それで土、日に入られたので、私どもとしては当然その住宅の管理というのはする必要もございませんし、我々としては30日を待っておったということでございます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） そうして、不法占拠なんですけど、賃貸契約も何もない人が勝手に入っとって、普通それは裁判にしなければならないそれ

以前に、こういう市役所の管理してる建物に無断で不法侵入して、勝手に——普通やったらあれは不法侵入ですわな、他人の家に入ってきてそのまま居座ったんですから。

それは市としては、裁判でその人に出て行ってくださいというのが一番妥当という、こういうことなんですか。不法占拠して勝手に他人の家に入ってきて居座った人、それで裁判しよう。そういうことなんですか、むだな税金使って。それはどうなんですか。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 我々といましては、再三切山氏に退去を命じております。また、先ほど課長がお答えしましたように、文書による退去命令も出してしております。しかしながら、依然として切山氏が占有をしておるということでございまして、我々といましては、市民のことでありますし、当然もとの正式に許可をいたした前畑の3棟の家賃もいただいておりますので、そちらに帰るようというお話させていただいておりますが、本人が納得いかないということで、言い分もあるということでございまして、調停で決着をつけたいというふうを考えておるところでございます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———巴里君。

25番（巴里英一君） 今の質疑で大体わかりませんが、本人は3号棟で入居していたと。現在、それはあるのかわからないのかわかりませんが、そして明け渡しは9月末になっていたと、前入居者ですね。それがそれぞれ奥さん同士が勝手にかぎをやりとりして、9月末に返されるものと思ってたものが切山君が入ったと。それが9月末過ぎるまで市としては関知しなかったし、当然返るものという認識の中であつたけれども、実は入っていたので、そこで対して明け渡し請求をしたけれども、それは聞き入れないからこの議案を上げたということをまず確認したいと思います。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 経過も含めまして、そのとおりでございます。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） ということは、彼が今の不法入居している以前の入居していた住宅は、まだ処理されていないんですね。本人の名前がそのまま残ってるわけですね。

議長（嶋本五男君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 当然、前の3棟の406、ここの入居ということで家賃もいただいておりますし、部屋のかぎにつきましては、またそういう形でどなたかが入るということもございまして、とりあえず現時点では3棟の406のキーを市の方で預かっておるという扱いで来ております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） そうすると、3号棟の406の家賃を支払ってるということは、これは9月ですから10月からになりますけども、ここの家賃についてはどうなってるんですか。現在の不法入居している家賃としてもらってるのか、それとも3号棟としてもらってるか、どちらをもらってるんですか。

議長（嶋本五男君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 先ほども言いましたように、3棟の406の家賃を切山氏からいただいております。（巴里英一君「現在も」と呼ぶ）はい、現在もです。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 課長ね、あなたがかぎを一たん預かったということは、その住宅は退去されたというふうにとられるんですよ。とられているにもかかわらず家賃をもらうということは、これはどうなるのかなと。そうすると、今度新しく移ったところに、その家賃の足らん分を今度は支払っていくということで通っていくという可能性はあるんです。それはそれで一たんそのことをもう一度整理し直す必要があるのかなと、事務的な問題で。私はこれを1つ申し上げておきます。

その点は、かぎがあなたのところに行ったということは、既にそこに入れないということなんです。戻れないということになんですよ、現段階においては。それで家賃をもらってるというたら、住んでないのに家賃もらってるということになる

から、ちょっとこのところがややこしくなってくるんで、いわゆる入居基準の中でどうなっていくのか、家賃体制の中でどうなっていくのかということがちょっとわかりにくいんですがね。

議長（嶋本五男君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 市の方としましては、現在かぎを預かっておりますけれども、いつでもこちらへ、7号棟から3号棟へ、もとの住宅の方へかわられるとなりましたら、それは当然お返しするという意味合いで保管しております。当然、7号棟につきましては入居承認を与えておりませんから、3号棟につきましては入居承認を与えている関係上からいきましても、家賃としましては3号棟の家賃で徴収するという考えで来ております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 簡単に質問してるつもりなんですけども、かぎが一たんあなたのところに公式に入ってしまったら、来たら返すんですよという言い方は、僕は少し違うんじゃないかなと。来たら返すんじゃないしに、もらっではいけないと思うんですよ、その場合。もらわずに、入ってるところに対してかぎを返さないというのが本来の筋だというふうに私は思います。

それで、これは今までの中でこういう違法というか、不法というか、公営住宅すべてにわたってこういう違法な入居をした現実はないんですか。これ1件だけですか。これ以外に違法入居しているということ、いわゆる名義上において違うのに入ってるという実態はどこにもないわけですか。

議長（嶋本五男君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 私どもが把握しておる範囲におきましては、こういう事例はございません。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 絶対ないですな。人に又貸して、ある人はお金をもらったということはありませんな。私が例えばその住宅の名義人でありながら、実質違う方が住んでるという実態もないし——それは違法入居と言うんですよ。そういうこともないということで理解してよろしいな。

よろしいな。それもあった場合はどうするかという問題も出ますから。

議長（嶋本五男君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 私どもが把握してる範囲ではございません。そういう事例はございません。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） それでは、資料を要求しますけど、できれば。

市が把握してる段階において、当初の入居者と途中で——いわゆる継承入居というものもありますから。これはもう当然わかります。しかし、そうでない、全然他人の方がそのまま入ってるということが実態として、例えば一昨年なら一昨年、あるいは5年前、10年前で結構ですが、例えばAさんの名前でここでずっと来てるのに、今入ってるのは実際はBさんだと。それは本来は名義変更しなきゃならないのをしないままおいてるということは、不法入居を認めてるということになりますから、そういう実態があなたがないと言うなら、全部Aさんのままになってる、あるいはかわったBさんの名前にきちんと市の方に登録されてるという証明があるんでしたら、資料をいただきたいですけど。

議長（嶋本五男君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 今現在、私、建築課の方で保管しております入居に関するファイルなり書類の中では、そういう事例がないということでございます。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） あのね、あなたは書類上と言うけども、実態を調査してあるかどうかということなんです。あなた、実態わかっているからこれが上がってきたわけでしょう、この問題は。調停が上がってきたんですよ。

そうしたら、他の公営住宅、市営住宅は全部そうなのか。違法建築もないし、全部そうなのかということなんです。そのことを実態がどうなってるかということをおあなた調査したことあるんですか。Aさんの名前で家賃が振り込まれてるから当然Aさんが住んでるという考え方であって、Bさんが住んどったらそれは違うんですよ。わかりま

すか。それはないんですね、ほんとに。なんでしたら私調査に行きますよ、全部。当初の書類さえもうたら。だから、当初の書類を出してくれたら、私実態調査しますけど。あなたがないと断言するんなら、ここは本会議ですからね。調査はまだきちっとできていないんで、その点はひょっとしたらということならまだいいんですけど、完全に言い切ってしまうと、もし出てきたときの責任というのはありますから、その点注意して答弁いただく方が僕はいいかなと思うんですけども。

議長（嶋本五男君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 現在、私どもで保管しております関係書類等々の中では、そういう事例がないということでございます。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 課長ね、僕はきついことをこれ以上突っ込みたないから言うてるんで、言葉というものは、ここで発言されたらやっぱり身分にかかわってくることもありますので、絶対ないということは、僕は言えないというふうなものを持ってるんですよ。だから言うてるんです。だから、その点余りそういう答え方は、僕はしてほしくないなと思ったんです。

何もしゃくし定規で、これはこうだからだめだということ言うてるのと違うんですよ。やっぱり市営住宅のことで、公営住宅というのは、すべてにおいてできるだけ市民の用に供することを前提とするということを僕は行政はちゃんと考えるべきだという意味で言うてるんです。だから、だめだということ言うてるのと違うんですよ。これがあかんなら、そこもあかんやないかと言うてるんですわ、そういうところも。それも調停せなあかん問題も出てくるやないかと、それなら全部しなさいよと、こういう論理展開になるんですわ。そこを言うてるんであって、あなたのように、いやそれはもう私の書類にある限りと。書類にある限りと違うんです。実態を調べましたかというんです。

当初の届け出の書類と現在の入居してる人とは、全然違いますかと聞いてる、今度は、それが変わってれば、当初であろうが現在であろうが、AからCにかわってろうが、登録をきちっとされと

ったら一緒でしょう。これは継承ですから構いませんし、新しく入居してるから、これは構いません、認めてますから。しかし、Aさんで来てるのにBさんやCさんが入ったらおかしくなりませんか。しかし、家賃を振り込んでるから、Aさんの名前で振り込んだら、当然Aさんが入ってるというふうにしき書類上にあらわれてこないというのは当たり前のことですよ。実態をあなたは調べてきましたかと聞いてるんです。それをもってあなたが今おっしゃった答弁であるなら、私は異論は申しませんが、余りそういうかたい答弁の仕方をせん方がよしいんじゃないですかと言うてるんです、あったとき困りますから。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 泉南市に300余りの公営住宅がございまして、全部入居されてるわけございまして、生活もされております。いろいろ人の移動もあることは、これは事実でございますので、現時点での段階では、課長が申しましたように、不適正な入居というのは発覚しておりませんので、正しいという認識のもとに立っております。

また、当然不正入居があれば正すのが、これが我々の務めでございますので、発覚した場合には措置をとるということでございます。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 一定制限もありますから、それほど深くやると、もう困った話やなというふうになってきますから、だから資料をいただけますかと言うてるんですよ。その資料をもって、私が調査しましょうと言ってるんですよ、今度は、あなた方がしなかったら。当初の届け出られた公営住宅で、後ずっと来てるんかということ全部やりましょうかと言うてるんですよ、それやったら。そういう断言をしなさんと言うてるんですよ。なんやったらもう一度実態調査をし直して、そのことが明らかかな場合は、それなりの措置を講じますという答弁をいただけたらなというふうな私の思い方なんです。質疑の仕方だというふうに理解いただいたらええんかなと。それでこの問題になるんですよ。そういう意味ですよ。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） これは、いつの時期にとかそういうふうじゃなしに、日ごろからやはり適正な入居というのは、これは当然我々目を光らしていかなければならない部分もございますし、またそういう事実が、340戸もある公営住宅のことですから、漏れる可能性もあります。発覚した場合には、同じような適切な処理をとるということでございます、入居者の名簿につきましては、これはだれがどこに居住をしておるとい個人的な情報になりますので、その名簿については提出することはできかねますので、御了承いただきたいというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） それは部長、違うんと違う。住宅名簿に全部載ってますよ、だれが入居してるのかというのは。表札出ますから、住宅図に。それともとのやつを合わしただけでもわかりますよ。そんな、これはプライバシー違いますよ。出ますから、全部表札が。それはわかるやろ。

だから、私が言わんとしてるのは、明らかになつたらと言いますけども、明らかにする作業をしてない限り明らかになることはない。これでも明らかにする作業をしてなかったら、明らかにならないでしょうよ。

家賃とか、ほかの生活保護を受けてるとか、病院へ通ってるとか、こんな話は、私は別にプライバシーというのはようわかります。しかし、入居してるというのは必ず表札を上げていくんですから、これを秘密だというようなことは、これはあり得ないですよ。（小山広明君「秘密やないか。だれがどこに住んでる。名乗る必要あらへんがな。何で表札出さなあかんねん」と呼ぶ）

不規則発言をあんたもしなさんな。表札あるから、当然住宅に載ってることと、市の資料と合うか合わないかというのは調査せなあかん。しないとやったら、私がせなしゃあないと言ってるんですよ、さっきから。（小山広明君「したらいいんや、それなら」と呼ぶ）

議長（嶋本五男君） 小山君も自分のときには不規則発言を注意するんですから、しないでください。

25番（巴里英一君） あなた、私があなたに言うたら、あなた逆に返すんだから。私が言うてる意味は、部長、きついことを言うてるんと違うんですよ。これはプライバシーにかかわってないですよ、この問題は。

それで、あなた方がやってくれるというなら、私はいいと言ってるんですよ。しかし、くれないなら私がやりましょうか、だからそれをくれて、現在の状況を見たらすぐにわかりますよと言ってるんです。わかりますわな。そこを言うてるんであって、それをないんだと言われてしまったら、いただかなしゃあないんですよ。このまま放置しといたらあきませんやろ。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 不正入居のないように日ごろから十分気をつけてはおりまして、原課の方でもそういうことがないということでございますけれども、今回こういうこともあったわけでございますので、念を入れると、あるいは毎日、日々どうということが起こるかというのがわからない時期でございますから、なお慎重を期する意味で再度点検をしたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 今の市長の答弁を先に部長からいただいたら、僕は何もそれ以上言わないんですわ。やっぱり実態を明らかにしていく作業は今後していくと、その中で起こった問題については処理しますと、こういう形で処理しますと出てきた話ならようわかると言ってるねん、私。そういう答弁が欲しいとさっきから言うてるのにくれへんから、私やりましょうかということ言うてるわけでしょう。

それで、これ申し上げておきますけどね、民事ですよ。刑事訴訟と違いますから。民事で、これ失礼やけど、こんなことを言うていいかどうかわからんけど、泉南市が、民事調停ですからね、最終話し合いなさいしか出てこないですよ。市の方が勝ちました、負けましたという話にはなり得にくい。かぎを預かってしまってる、家賃は家賃で払ってる、それは多寡の差があるんです。しかし、市としては裁判所の一定の見解をいただきました

いという意味での、僕は提訴の議案だという理解をします。本来ならばこれはちょっと問題あるなと思いますけども、そういう意味での理解をして、私は採決については退席します。

以上で終わります。

議長（嶋本五男君） ほかに。———林君。

22番（林 治君） 先ほどから、理事者側の答弁では不正入居だということで、不正な入居は許さないというふうにお聞きしてるんですが、この点について、市長はこういう不正入居についてどういう態度で臨まれるのか、ひとつ見解を聞いておきたいと思うんです。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私は、今回は不正入居ということでございますけれども、当然初めは任意で話し合いといいますが、して、当然退去をしていただくというのが道筋かというふうに思います。それにこたえていただけないとすれば、書面をもって我々の権能の範囲の中で対応をするというふうにいたしております。

ただし、それでもなおかつ実行されないということであれば、やむを得ないということで、今回は調停という形でございますが、調停をまず申請して、それで退去いただければ結構ですし、しないということであれば、明け渡し請求という形で次の対応を考えたいというふうに思っております。これはこれに限らず、家賃の問題でも私はそういう方針で臨んでいるところでございます。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） 家賃の問題とか、いろいろと別なことも言われたんですが、私今ここで議案として出てきているという限りにおいて、この議案でいくと、やっぱり不正入居が泉南市ではできるんだということがそのまま残ると、これは調停だとか何とかで、いや片一方の前の入ったところの家賃払ってるんだからとか、いろんなことでそのままもしが残ったら、これはもう大変な事態になると思うんですよ。さっきもいろいろ議論ありましたけども、無法地帯にならないようにきちっとしたけじめをつけないかんと。特にこういう事態に対してはね。

今までもいろんなことをよく聞いたりしてまし

た。例えば住宅に入っておって、市民の税金で建てた住宅ですから、そこへ入っておって、自分で持ち家を持ったと。本来なら出ていかないかんにそのままかぎ持ってるというようなことがあったりとか、そんなこと、いろんなことを聞いてきたことはあったんですよ。だから、できたらやっぱりこういうことはきちっとすると。

ところが、先ほどからの議論の中で、これにこう対応してるけれど、前の3号棟の406ですか、そこはもう今は空き家になってるんだったら、それは空き家としての処置もするべきやと思うんですよ、それはそれとして。それを家賃をいつまでももらってそういう対応をしてるというのは、僕は余り断固たる措置でもないし、それは正しくないと思いますよ。そこらも含めて、きちっとほんとにやるんなら対応として、先ほどからもいろいろと意見が出てたように、かぎを預かった段階での対応というのは、きちっとせないかんと違いますか。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 切山氏に許可を与えている3号棟の406号、これについては正規の居住権がございますので、当然家賃もいただくということでございます。そちらに戻っていただくという意味で、家賃もいただいております。

ただ、今7棟の方にお住まいの部分については、これは許可を与えておらない不法な入居という判断でございますので、当然出て行っていただく、その家賃はいただかないということでございます。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） そうやって空き家になったものをいつまでもそのまま置いてくというやり方自身は——家賃もらってるからと。金払ってたらいつまでも住んでなくても権利があるんだ、居住権があるんだということは、僕は通用しないと思いますよ。だからそこらは、私、ここで議論して決着をつけようと思いませんけども、それは普通通らない話だと思いますよ。ひとつそれは検討してください。これはこれとして、私はこの提案、申し立ては当然だと思います。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第9、議案第10号 平成11年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第10号、平成11年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明を申し上げます。

平成11年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、議案書の41ページをお開き願います。

歳入歳出にそれぞれ8億1,199万1,000円を追加し、歳入歳出の合計をそれぞれ211億3,633万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明を申し上げます。55ページをお開き願います。

議会費から始まる各項目ごとに人件費の補正をいたしておりますが、これは人事異動等に伴う補正でございます。

次に、55ページ下段から56ページにかけての人事管理費の職員手当等のうち、退職手当

1億4,186万5,000円につきましては、定年前早期退職予定者などに対する退職手当でございます。

次に、59ページをお開き願います。徴収費の報償費2,201万3,000円でございますが、これは市税の納期前納付者がふえましたことによる前納報奨金の補正を行うものでございます。

次に、62ページ上段の老人福祉費の委託料2,260万円でございますが、これは在宅老人の短期入所いわゆるショートステイ利用者が当初見込みよりふえましたため、それに係る経費を補正するものでございます。

次に、64ページ上段の児童福祉総務費の扶助費1,004万円でございますが、これは児童手当の所得制限額が本年6月支給分より引き上げられたことに伴いまして受給対象者が増加したため、補正をするものでございます。

次に、66ページをお開き願います。国民健康保険費の繰出金4,371万9,000円でございますが、これは職員異動に伴います職員給与費と、低所得者に対します負担緩和措置としての政令軽減世帯の増加によりまして軽減額がふえられたため、一般会計から繰り出しを行うものでございます。

次に、69ページをお開き願います。上水道費の投資及び出資金2,100万円でございますが、これは上水道事業の経営基盤の強化、資本費負担の軽減を図るため、一般会計から出資を行うものでございます。

次に、72ページの下段から73ページの上段にかけての道路新設改良費の工事請負費950万円並びに公有財産購入費8,000万円でございますが、これは信達樽井線と府道堺阪南線との交差点における交通渋滞の解消を図るため、信達樽井線に右折レーンを設置する経費を補正するものでございます。

また、同ページの公園管理費のうち、公有財産購入費2億970万円でございますが、これは現在供用済みであります依池公園の一部914.9平方メートルを土地開発公社より買い戻す経費でございます。

次に、76ページをお開き願います。学校施設

整備費の工事請負費5,000万円並びにその下段の備品購入費2,400万円でございますが、これは学習指導要領の改訂で平成14年度までに小学校にコンピューターの整備が必要となりますため、今年度において4校分についての整備工事及びコンピューター購入経費を補正するものでございます。

次に、80ページをお開き願います。返還金の償還金利子及び割引料の5,171万5,000円でございますが、これは開発予定が中止になったことによります宅地開発者寄附金返還金、及び平成10年度の生活保護費などの国庫負担金の額が確定したことに伴います返還金でございます。

続きまして、同ページの少子化対策基金費の積立金7,320万円でございますが、これは国より少子化対策臨時特例交付金の交付限度額が提示されたことに伴いまして、次年度以降——平成12年度、平成13年度のみでございますが——の事業実施に充てる経費を基金として積み立てるものでございます。

お手数ですが、48ページにお戻りを願います。第2表で地方債の追加補正を、49ページに変更を、それぞれお願いをいたしております。また、歳入につきましては、51ページから54ページに記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 一応歳入の方で地方交付税というのは、これはどういう性格の地方交付税か。いわゆる特別に枠を設けられて臨時に来たものなのか、本来入る予定だったものが入ってきたのか。前年度に比べてもふえておりますので、その辺の性格を御説明いただきたいと思います。

それから、基金もなくなりつつあるということで、その中で大変——これはページ数でいきますと、73ページでございます。俵池公園の買い戻しですね、2億970万。緊急性があれば仕方ないんですが、もともと公社の金額というのは、なかなかそう簡単に解決するようなものではありません。

せんし、実質的にはこれはもう泉南市のものになつとるわけですから、市民の立場からいえば、この予算が効果があるとは思わないので、こういう判断をなぜされたのかということですね。

それから、コンピューターの問題で、これは何か来年度の前倒しというようにお聞きをしとるんですが、ほかの小学校については、そうするとこの見通し——計画的にやっていくと思うんですが、この辺の見通しについてと、小学生がコンピューター——なかなか大人もコンピューターを使い切れないし、私もやりかけとるんだけど、なかなか使い切れないんですが、これはどの程度子供さんにこういうものをやっていけば、具体的にはどういう効果としてあらわれているのか。

コンピューターというのは、先ほどの議論の中でも言いましたが、我々の議員の研修会の中でも第二の産業革命というんか、今までのものとは全く違うと、コンピューター世界は。そういう点で、このことがやれるのとやれないのとでは大変な問題に、今までの機械化とかちょっと便利になるといこととスケールが違うような社会になると思うんですが、こういう点では小学生にこういうものを入れていくということについて、一体社会がどういうふうになっていくのか、そういう予測というんか、イメージですね、市長は考えて、これから小学校にそういうものを入れていくわけですから、そういう点でやはりコンピューター社会というのをどのように位置づけられておるのかをちょっと御説明いただきたい。ほかの方も御質問あると思いますので、一応それに絞っておきたい。

それから、もう1つ、説明書きの中でちょっとほかでも議論はしたんですが、職員数がずっと出しておるんですが、特別職は4人となっておりますから聞きますと、教育長は一般職だということなんですが、いわゆる教育長というのは報酬ですから、議会での議決で上がっていくのに対して、基本的には職員さんも議会の議決が必要なんですが、そういう何号俸とか自動的に上がっていくシステムになってますね。そういう点で、やはりこれは説明書きの中では長らというときに、やっぱり教育長も議会説明資料としてはそうするべきじゃないか、そういうふう思うのですが、ちょっ

とこの辺も我々市民から議員になったときになかなかこれがわからないので、もう少しこういう議会に示すときの資料については、順次やはり普通の市民がわかるような言葉なり表現なり方法を私はするべきじゃないかなと。

教育長が一般職だというのは、20年代の見解ですね。やっぱりその当時は、知事なんかも公選制じゃなしに、何か国がかなり介入したということもあるんで、最近はやっぱ教育長も議会で市長と同じように報酬を決めていきますので、この給与費明細表の中には、やはり法律用語はそうあっても、わかる、矛盾のない説明を私はするべきじゃないかなと思いますので、その辺も含めてひとつ御説明をいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） それでは、私の方から歳入の地方交付税について御説明申し上げます。

地方交付税につきましては、地方税の収入の不均衡から生じる地方自治体間の財政力の格差調整のために国から配分される交付金ということで、標準的な経費の中で一定割合を考慮して、あと税収入等を比較して、不足分があった場合は交付されるということでございます。

その中で昨年から今年度にかけて交付税がふえてるということで、10年度の普通交付税につきましては13億2,387万4,000円でございます。そして、11年度につきましては、普通交付税につきましては18億5,459万3,000円ということで、約5億円程度増額されております。それにつきましては、増額ということの中の理由ということで、一応毎年交付税算定に伴います単位費用の伸びとか、そういう形で伸びてきておりますので、それがふえてきております。

それとあと、基準財政収入額と財政需要額、本来泉南市であればこれだけの財政需要が必要やと。そして、それに伴います基準財政収入額がございまして、その差を交付税という形で一定割合を受けております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 俵池公園の公有財産購

入費でございますが、この件につきましては、俵池公園は既に供用開始されてるわけでございます。そういう中で、本来的にいけばその時点でいわゆる公社持ち分についても買い戻しをされてないじゃない部分について、まだされておらないということで、まあ言えば公社の負担になってるわけでございまして、この公社のあり方については、今議会でもいろいろと御論議をいただいている中で、幾らかでも公社の経営の一助とするという目的もございまして、今回買い戻しをするわけでございます。

今のところ一般財源を充ててるわけですが、この点につきましては、府貸付金の充当をしてもらおうべく、現在要請をしてるところでございます。

議長（嶋本五男君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） コンピューター導入につきまして御答弁申し上げます。

前回の9月議会では、ことしの予定の分につきまして減額補正をお願いしました。方向を見直して、平成12年度、13年度、14年度の3カ年間で小学校に導入をしていくと。これは平成14年度から始まります新指導要領に伴って、14年度までに入れなければいけないということに対する事業でございます。

今回、国の2次補正が決まりました。この2次補正の中にコンピューター設置についての補助制度がございまして、大阪府教育委員会から連絡がありまして、これでは必ず補助に乗った事業が打てるという情報が入りまして、検討した結果、12年度の前倒しということで、後の計画につきましては、今現在は13年度、14年度というように考えてございます。

それから、小学校へのコンピューター導入につきましての目的は、情報化社会に向けてのコンピューターにまずなれるというのが大きな目標になってございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 昭和26年の行政実例の中で自治省の見解といたしまして、教育長は一般職であるという見解が出ており

ます。これが一応出ております公式な見解であると思います。この統計につきましては、当然公式なものでございますので、この中では教育長は一般職ということで御理解をいただきたいと思いません。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 耳に残るところからいきたいんですが、教育長の問題ですね。ここで我々に説明しとるのは、いわゆる特別職と一般職に分けられておるんですが、給与明細ということで、ここで分けられとるのは、特別職というのはいわゆる報酬的扱いですね。議会で一々議決して黙ったままそのまますと据え置きとる分ですね。それから、下の方の一般職については、年々何号俸とかいろんなことで自動的に上がっていく部分があるわけでしょう。

そういう仕分けからいったら、法律用語としては一般職だということはそれはそれでいいと思うんですが、やはり議会に説明、いわゆる市民にも説明ですね、そういうときにはやっぱり特別職というところに教育長を入れて説明する方がわかりやすいのではないかな。やっぱりこれはわかってもらうために書いとる資料ですからね、そういうことをやはりぜひ検討して、これだけじゃないですけども、ほかでも法律用語であるけども、説明の趣旨からいえばやはり適当でないというものについては御検討いただきたい。これは提案にしときたいと思います。

それから、コンピューターになれるということの目的ということで、よくわかるんですが、やっぱりコンピューターというのは大きな革命だということで、いいことももちろんあるでしょうけども、弊害もいろいろあるわけですからね。今までマスメディアが一方的に物を伝えていくことを一手に握っておったのが、個人でも全くマスメディアと同じような知らせる手段を手に入れたということでは、今までとはちょっと違うと思うんですね。

それから、やっぱり情報がもうだれが見るかわからないという、どんどん情報が広がりますから、そういう点では今までと違うイメージの社会ができていくんじゃないかなと。なかなかそこに乗り

切れない人もいっぱい出てくるだろうしね。そういう点では、やっぱり人と人の格差も出てくるということで、やはり弊害というんか、そこで出てくる問題についても同時に視点に入れていかないと、とんでもないことがいっぱい起きてくるんじゃないかなという懸念を持っとるんでね。すばらしいはすばらしいだけに、その弊害もあるということもやっぱり教育の中ではちゃんと教えていていただきたい。もちろん、そういうことは考えていらっしやると思いますけども、そのように希望させていただきたい。

それから、地方交付税については、これは単なる計算の中で出てきた額だと、こういう理解でいいのでしょうかね。今景気対策でどんどん地方が事業をしたくても、泉南の場合でもなかなか投資的経費に回すお金がないということが言われとるから、何ぼ事業をしたくても、もとの自主財源がない場合、できませんからね。そういう点では地方交付税というのは自主財源そのものの性格を持ってますからね、そういうものかなと。余りにも大きい金額ですから。

そうであれば、やはりそういう方に回すべきであって、公社からの買い戻しというのは、実質的にはもう公園として機能しとるわけですしね。あれを買ったからといって何かなるわけじゃない。それは理念的に、将来的には負担が軽くなるというのはよくわかるんですけども、そういう点では学校施設が大変だ、予算がないと。説明でも雨漏りとか消火とか、そういうハードな——それももちろん必要なんですよ。しかし、そういうソフト面というんか、教育を実際に動かしていくときの細かい話になるのかわかりませんが、わら半紙と紙とかのりとか、何かそういう教材が足りないということも議論になっとるわけですから、むしろこういう交付税をそちらの方に振り向けるような判断を私はするべきじゃなかったのかなと、このことをもって思います。

先ほど13億円という話があったんですが、どの数字かなと思うんで、ここでは15億何ぼですね、当初予算の前予算であれば。これはまた途中で補正を組み立てられたんでしょうかね。15億3,300万という補正前の額に対して、今回5億

1,800万という、こういう大変年度末というんが、12月末になってこれだけの大きな金額を出してくるから、この金額をこの年度に使い切ることができなければ、私はやっぱり基金の方に回して、そういう投資的経費というんが、ほんとに必要なものを使うような判断をぜひしてもらいたかったなと思います。

そういうことで、時間も迫っておりますし、意見だけにしておきますので、そういうようなことで、この結果どうなるかわかりませんが、そういうことも参考にさせていただいて、ぜひ予算執行をお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） まだ何人かおるようでございますので、質疑の途中でございますけれども、7時まで休憩いたします。

午後5時43分 休憩

午後7時 2分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号に関し、質疑を続行いたします。

なお、議員各位にお願いします。議事進行に御協力のほどをよろしくお願いいたします。

質疑はありませんか。———和気君。

13番（和気 豊君） 議長からやる前に一本くぎを刺されまして、できるだけやりたいと思います。気持ちはそういうことなんです、やり方がまずいもんで、堂々めぐりを繰り返すような質問が多いんで、お許しをいただきたいというふうに思います。

それでは、73ページですが、都市計画費ですね。この中の委託料、この委託する事業本体の内容と事業目的ですね。この辺をお示しいただきたい。ちょっと冒頭、助役からこれについては説明がなかった。その下のやつについてはありましたけれども、避けられたように思いましたので。

それから、80ページですね。2点です。都市計画課の宅地開発者寄附金返還金636万、この内容と宅地開発者協力寄附金、これの財政への寄与度、どの程度寄与してるか、貢献してるか。平成10年度の寄与度と、それから11年はこの返還で現在どの程度開発者協力寄附金が入ってきてるのか、11年度の寄与度はどの程度になるのか、

その辺もあわせてお示しをいただきたい。

以上2つです。

議長（嶋本五男君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 委託料の内容につきまして御説明申し上げます。

これは来年事業化を予定いたしております都市公園の牧野公園の事業化のための測量及び実施設計ということでございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） その事業本体の内容と目的をお示しいただきたい。

議長（嶋本五男君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 失礼いたしました。

事業は街区公園ということでございますので、いわゆる誘致距離250メートル圏内の児童等——昔は児童公園と言うたんですけども——用に供する、そういう都市公園ということでございます。

以上です。

〔和気 豊君「事業内容を言うてるのに。ちょっと議長、その事業の内容と目的をお示ししてくださいと言うてる。名前だけ聞いたんと違う」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 土岐都市計画課長。

事業部都市計画課長（土岐久雄君） 私の方から、80ページの宅地開発者寄附金の返還の中身を御説明いたします。

宅地開発者寄附金636万円につきましては、平成5年当時、分譲の共同住宅の計画で都市計画法29条まで終了しております。この都市計画法29条許可経由に当たりまして、当時共同住宅35戸、そして公園の設置協力寄附金、これは開発区域面積といたしまして1,790.73平方メートルでございます。それ掛ける1,000円プラスしますことの35戸の集会所設置協力寄附金、計1,332万730円が納入されてございます。

そして、第3回定例会におきまして、当時共同住宅を中止して分譲住宅に変えるという形で、差額分を変更、納入するという形でございました。それが今回計画を全部取り下げるといってござ

いますので、53万の12戸、すなわち計といたしまして636万を返還するものでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 和気議員の開発者協力金の財政への貢献度ということでございますけども、一応10年度につきましては、935万1,000円でございます。それで公共施設整備基金の積み立てという形でさしていただいております。

以上でございます。

〔和気 豊君「11年も聞いたんやで。もうちょっとまじめにやろや。質問したことにちゃんと答えるよ、みんな」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、牧野公園の概要でございますけども、去る11月の8日の都市計画審議会で御答申もいただいておりますけども、（和気 豊君「そんなこと聞いてないがな。中身を言えと言うとる」と呼ぶ）中身といいましても……。

牧野公園につきましては、かねてから事業についての計画をいたしております、街区公園としての計画を検討しておたわけでございます。このたび国の補助事業でございますグリーンオアシス緊急補助事業に乗りまして、防災を兼ねた児童公園的な約0.25ヘクタールの計画地を購入いたしまして、街区公園として整備をするということで、今回来年度の事業に向けて実施設計をお願いしたいということで予算計上をさせていただいてるところでございます。

それと、今年度に入りました開発協力金でございますけども、11年の9月末現在でございますけども、約6,690万円程度でございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） セットで答弁されるというふうには思ってなかったんで、失礼いたしました。

まず、9月までと言われましたけれど、それ以降どれぐらいの見込みになるのか。既に事前協議とか32条協議を経てるものもあると思いますから、そういうトータルで11年度はどれぐらいに

なるのかということ、見込みですから。私はそういうふう聞いたんですが、現時点で納入されてる額、こういうことを聞いたんではないんで、もうちょっと、ほんとお疲れだろうとは思いますが、質問者の質問の意をきっちり体してお答えをいただきたい。聞こえなければ聞こえないというふうに先ほどみたいに言うていただければ、私は声を大きくして、もともと小さい声ですから改めて言い直しますが、その辺よろしくお願いをしたいと、こういうふうに思います。

それじゃ、まず1点目の牧野公園の問題ですが、これは一般質問でも2人の議員から質問があった点なんですが、現在地に防災上の目的で児童公園をつくると、平たく言えばこういうことなんですが、ちょっと私、図面を見させていただいたんですが、違っておればお示しをいただきたいというふうに思うんですが、ちょうど握るところがあって、そしてその先に筒先のような格好で通り抜けの通路がついていると。その通路は通過導線、いわゆる通学道路と、こういうふうな位置づけのところ、実際利用できる場所は、500平米のうち約1,000平米余り、いわゆる多目的広場や遊戯広場、エントランス広場、そういうところが集約されて、有効面積というのは約半分ちょっとぐらいと、こういうふうで、あとは道路部分というか、通過導線部分と、そういうふうに私のいただいた資料ではなっているわけです。

防災上で通り抜けの必要があるから通り抜けするんだということであれば、50メートル行けば例のライフの大阪側の道がありますし、それから80メートルほど北へ行きますとさらに通り抜けの道もありますから、防災上通り抜けのそういう通過導線が必要だと、こういうことはよくわからないんですね。

それと、公園部分は1,000平米余りということになりますと、財政難の折ですから他に代替地がないのかどうかと、こういうふうに思うんですが、代替地はないと、こういう判断なんでしょうか、その辺は少しお示しをいただきたいというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、開発協力金のこ

とでございますけども、9月以降の協議をしておる開発行為もございますが、その分についてはまだ開発協力金が幾らになるとか、そういう積算をしておりませんので、資料としてはちょっと持ち合わせておりませんので、御容赦いただきたいと思ます。

それと、牧野公園の形状の件でございますけども、なるほどいわゆる細長い形態になっておりまして、有効面積は、我々は0.25ヘクタールすべてが遊歩道も含めまして有効な公園面積であるという認識は持っておりますけども、児童公園としてできるだけ広い面積をとりたいという願いはあるわけなんでございますけども、財政的な面もございまして、形態としては入り口を2カ所設けなければいけないということもございましたので、細長くなってしまったというようなことございます。

〔和気 豊君「他に適当な代替地は」と呼ぶ〕
事業部長（山内 洋君） 他の適当な代替地ということでございますけども、我々は当初から位置的には最適地という認識を持ちまして、用地の地権者の事前の同意も得たということもございますので、他の候補地を検討したということにはございません。当初、一番最初の7年度ぐらいに牧野に公園は必要であるということで、全体を眺めた中でどの位置が一番適当であるかと、そういう検討はいたしたわけでございますが、その結果、現在の予定地が一番適地であるということになったわけでございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 7年当時からこの土地が適当だと、こういうふうに言われたんですが、7年当時はまだ競売物件でいわゆる明確な所有者、こういうのは担保物件ですから決まっておらなかったというふうに思うんですが、もう7年ではちゃんと持ち主も確定し、そういう競売物件であるがゆえに、乙号関係、いわゆる担保関係の設定というのは全部処理されておったのかどうか、その辺もお聞かせをいただきたいというふうに思ます。

それから、適当な代替地を考えたことはない、というふうに言われるんですが、私はこの用地

が握り部分とそれの筒先部分というふうな形で、何か筒先の長い銃のような格好をしたそういう形状、そこからせっかくの児童公園でありながら有効面積が非常に小さくて、そして半分近くは導線部分、通過道路の部分になると。いわゆる形状からそれは規制されてきているというふうに思うんです。

それならば、有効面積だけの確保ということになれば、1,000平米前後の土地というのは他にありというふうに思うんですよ。過去のこの一般質問の中でも出ておりましたように、和泉砂川の駅前再開発の関係で取得した用地ですね。例えば牧野358番から359番の関係で買収した土地ですね。いわゆるアクセス道路、西街区に進入するアクセス道路の用地、これについては何かいかにも目的があって即使用うような答弁をされて、これは代替地には適しないんだと、こういうふうな言い方をされたんですが、私は財政上の観点からも、これは明らかに代替地として適しててはないか。いや違うと言われるのであれば、非常に高い土地になると。坪170万ぐらいになるから、これを公園に転用するのはもったいないんだと、こういうことも言われました。

それじゃ、これを本当に有効に、財政上の観点からも、ああ、こういうふうにご利用したら効果があったなと、こういうふうに関心する方向づけみたいなのが出されているんでしょうか。あるんでしょうか。それがあれば、ああなるほどなど。これだけ高い土地だからこういうふうにご利用していただければええなというふうに思うんですが、仮にそうでなくて、利用の仕方がなくて、西街区ですから、西街区は後に置かれて、おたくらの言われることを百歩譲っても、東街区を先行すると。それには7年ぐらいかかる。7年間は放置するわけでしょう、少なくとも。その西街区の一番大きな地権者ですね。協力をいただけるんかどうかというものはつきりしませんし、これはただけなければアクセス道路なんかつけようないんですよ。

そしたら、この土地はどないするんや。アクセス道路以外に170万近い、正確には168万ぐらいですが、この土地価格に値するような効果的

な有効利用、市民の立場に立った有効利用ができるのか。対案を示していただければ、私もう一度考え直しますよ。それがあるのかどうか。

それから、もう1つは、何か目的が決まっているから、開発公社で購入したときに当初の目的が決まっているから、なかなかこれは他に転用できないんだと。何か例がないようなことを言われましたけれども、それは堀病院の今ヶアセンターホリになっているあそこの土地なんていうのは、旧持ち家制度でしょう。当初同和対策事業で買った用地ですよ。それが他の目的、大きく違う目的に、公共施設じゃなくて民間の施設に利用されてるじゃないですか。そういう例もあるんですよ。全く例がないことはないじゃないですか。どうなんですか、その点は。

議長（嶋本五男君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 私の方から、公園の形状等の事業の関係の問題につきましてお答えをいたします。

まず、先ほど来の答弁の中で若干出ましたけども、この街区公園につきましては、当然国の補助事業でもって事業化しなければ事業が成り立たないということと言うまでもないんですけども、特に街区公園等につきましては、最近はいわゆるグリーンオアシス緊急整備事業という、こういう事業の特殊なものに該当するもの以外は補助対象にならないというような厳しい縛りがございます。

制度の目的からいきますと、災害時に対する市街地の安全性を特に確保する必要がある地域においてそういう公園整備を行っていくんだということで、例えば災害時の避難路、それから一時避難地等、いわゆるそういう事業採択要件からいきますと、当然先ほど言いましたように、部長からも答弁申し上げましたように、要するに市道に両端が接しておるといふこととか、その辺でこのグリーンオアシス緊急整備事業の事業採択要件になじむような形状の土地であるというふうに考えました中で事業化をするということでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 防災上の観点を非常に云々されるわけですが、私の今の問いかけには、ひ

とり物言うて、ひとり合点したことじゃないんです。おたくらに見解をお聞きしてるわけですから、それは答えてください。

それから、防災上の問題でえらい強調されるわけですが、例えば泉南市の地域防災計画の中に、この周辺でいわゆる避難場所ですね。いわゆる防災時点の緩衝地帯に位置づけられているような施設はないんでしょうか。

それと、この位置、牧野、牧野と言われますけれど、牧野の中心部からいえば、先ほど言いました100メートルほど大阪側の土地というのは、そこがちょっと行けば市場との境界になるんですね。150メートルほどしか市場との境界までないんです。牧野はその公園の用地からずうっと岡中の方までどれくらいありますか。1キロ以上ありますでしょうか。中心でも何でもありませんか。初めて牧野の市街地の中につくられる公園としては、非常に市場寄りに偏ったところにつくられる。それが適地だということで、7年ぐらいから早々と決めておった。7年前後といえ、まだ競売物件が競売物件のたがが外れたぐらいのそういう時期じゃないですか。早々と決めとった、今から4年も前にね。それはおかしな話だと思いますよ。

それは、事実関係は私わかりませんから、事実関係というてその辺のあやちはわかりませんから、おかしいなと思うだけにとどめおきますが、先ほどから言われたように、防災上の観点からいえば、他に市民の命と安全を守る防災上の避難施設というようなものはないんでしょうか、この近くに。

それから、牧野の中心部、ここでは例えば往生院のあの周辺ですね。先ほど挙げました牧野の358番地、この周辺ではむしろ家が混在しておって、防災上の避難用地、こういうのはむしろ防災上の観点からいえばありませんよ。民間のお寺は、逃げ込める余地があっても、これはあくまでも民間上の避難用地であって、防災上の用地はありますか。その辺もお聞かせをいただきたい。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、今回補正でお願いしております実施設計の委託につきましては、先ほども申しましたように、11月の4日に都市

計画審議会の御答申をいただいて、牧野の公園につきましては、予定地が適切であるという判断のもとに実施設計の予算を計上させていただいたわけでございます。

また、先ほどから議員がうるおっしゃっておられる例の駅前再開発事業のアクセス道路に関連しての用地につきましては、ここも300坪はないわけでございますけども、せんだって大森議員の御質問にお答えさせていただいたように、駅前に至る岡中からのアクセス道路の用地として購入をいたしましたものでございまして、その事業がまだ完了してありませんので、当然300坪近く全部が道路用地になるというわけではございませんが、道路の事業が実施の段階になった時点で、その残地についての処理という形での公園とかその他の公共施設にということは考えられると存じますが、今回は代替地としての検討はいたしておりません。

それと、牧野に避難地的な公園があるのかどうかということでございますけども、泉南市の地域防災計画において、広域な避難地といたしましては、依池公園が一番近くでございまして、指定をされておるところでございます。それから、牧野地域では一時避難地に指定されている公園は、全くございません。

以上です。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私、公園だけで聞いたんではないんですよ。公共施設、公の広場、そういうところがいわゆる総体的な、全体的な避難場所ではなくて、一時避難場所として位置づけられていると。幼稚園なんかはその対象に明確になるんじゃないかと、そういうふうに思います。

それと、先ほど言われました——価格の点はもうよろしいね。私の言うたことをのんでいただいたわけですから。170万という価格はね。他にそれに類するような有効なあれはないか。

おたくら、まだ可能性のあるようなことを言ってますけれど、本当にこのアクセス道路等の問題、西街区はほとんど破綻したと、こういうふうに私は思うんですが、そういう中でアクセス道路を政策的にほんとうに必要かどうかという判断をせんと、

まだ可能性があるような言い方で言い繕って、そして残しとかなあかん。ほんとにそう思われてるんですか。もうほとんど東街区に駅前広場なんかも移って、中心がそこに位置してるじゃないですか。駅勢人口を確保するためのアクセス道路、本当に必要だと。

ここだけではできないんですよ。まだ買収するのは、先ほど言われたように300坪ですよ。アクセス道路全部でどれだけの面積になりますか。あの樽井岩出線からずっと進入してくるわけですから、どれだけのものを買わなあかんか。うちの中期的財政展望からいえば、そんな金どこにあるんですか。

そんな政策的に考えても帰結しないような、そういう話を引き合いに出して、まだこの土地はいかにも駅前再開発をして有効であるかのように言い繕って、これは対応できないんだ、そんなおかしな政策的な判断抜きの言い方はありませんよ。どうですか、その辺は。もっと牧野のど真ん中の必要なところへ、私は非常に不勉強ですから視野が狭いわけで、ああいうところしか言えませんけれども、行政がその気になれば、もっと有効適切な適地を探すことは可能だろうと。

それから、あの隣には、300坪や言われるけれど、あの隣の持ち主に私聞いてきました。ちょっと手狭かもわからんから売っていただける可能性ありますか。花卉団地への入植を予定しているおたくですから、これは大いに協力いたしましょうと、子供たちのことであれば、そういう話も個人的にはありますけれど、聞いておりますよ。あそこで限定するんじゃないくて、広げられる余地あるんです。隣に2筆かなり大きなハウスがありますよ、花卉ハウスがね。

そういうことなんかもこれから考えたら、3億何がしかを出して土地を購入するよりも、そしてあそこやったら、先ほど池上さんが言われたあれは何事業ですかね。グリーンオアシス事業ですか、あれが適用できないかといいますと、あれは10年、11年、12年でしょう。まだ12年で、今から一生懸命考えれば12年で可能性ある問題でしょう。まだまだ今の時点では余地ありますがね。それをやらんと、こういう新たに用地を求められ

る。この不用地になっている土地をどう有効活用していくのか、こういうことについて政策的な見解をお持ちにならない。納得できませんよ。いたずらに土地をどんどん購入して、財政を圧迫させる何物でもない、私はそうとしか思えません。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 今現在、牧野公園の整備事業については、現在の予定地、これは事業部として精いっぱい頑張りたいということで取り組んでおるわけでございまして、その他の児童公園については、当然検討しなければならないとは思いますが、現状では来年度で国の補助事業も終わるといってございまして、これから新しく計画をします。また、せんだって都市計画の審議会でご答申をいただいた内容からも逸脱するという事は、現在考えておりません。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） なかなか私の話に突っ込んだお答えをいただけない。もう既に計画決定を見ているから変更できないんだとか、来年度——来年度でいえば、今からでも真剣にいけば、その土地が対応できれば、これは可能性がある問題であるというふうに思いますし、財政の点から私はこれは非常にむだ買いと。こういうふうなことがこれからままかり通ると、こういうことになれば、どこかでやっぱり歯どめをかけたかなければ、泉南市の財政はほんとにパンクするんじゃないか、こういうふうに私は懸念を表明しておきます。

それから、もう一つ、先ほどの六千万何がし、10年では9億と。9月までの6,000万ですから、あと半年あるわけでしょうし、積算はしてないということをおっしゃるけれど、それはほぼ半月と。後半に集中してくるかどうかわかりませんが、前半と同じぐらいの開発であれば、むしろ国がこの点では税制上の緩和措置をとりましたから、後半部に集中してくるという可能性の方が強いと思いますが、フィフティ・フィフティで同じように見るのであれば、1億2,000万ぐらいと。

そしたら、やっぱり財政の寄与度からいえば、1%前後はやっぱりあるわけですね。これを今後

はこういう開発者協力寄附金は大幅に削減しよう、あるいは非住宅についてはゼロにしていこうと。これは単に財政問題だけではなくて、いわゆる環境保全と水の確保という泉南市の特殊事情から、当時まだ余りやってなかった。川西市とか北摂関係で突出しておりましたけれども、南の方ではまだ数少ない、該当市ではありましたが、泉南市が頑張ったこの開発指導要綱をつくっていったわけですが、こういう開発指導要綱を他市でもそうだといいことでいわゆる改悪されていくと。

私、これについては国からこういう通達が出るんだということで、通達をいろいろ調べましたよ。しかし、おたくらが言われている通達、一番直近の10年のやつには中身ありません。7年、8年のを参考にしなさいということですから、7年のやつを見ますと、寄附金等のところで、負担の程度が例えば寄附金などと代替関係にある公共施設整備などとの権衡が図られているなど、合理性の認められる範囲のものである。こういうものであればよろしいよと、公共施設のかわりに開発者協力寄附金を納めてもらうのはいいですよと。

それから、寄附金などの徴収目的と実際の1つの連関性を明らかにするため、寄附金などは開発地域を含む地域に還元される、その地域周辺にこのお金が還元される、まちづくりに還元されるという明確性があれば、別にこれは変える必要ないですよ、こういうことも書かれているんです。

開発寄附金ですね。忠岡なんかは確かにゼロです。しかし、あそこはもう開発の余地がないところですよ、ほとんど。市街化区域の点においてはね。北島町と言われる北出の方には少しありますけど、私も聞いてきました。開発の余地が若干あるようでありまして、もうほとんど中心市街地は開発の余地がない。ゼロになるのは、当然財政の点からも環境の点からも問題ない。開発そのものがやられない地域なんです。

泉南市はまだ生産緑地なんかを指定して、どんどん毎年解除して、3ヘクタールほどこの間生産緑地が解除されておりますが、そういう開発用地がまだまだあるわけですね。環境を守るという点か

らも、市の財政寄与度からいっても、どんどんこれからまだまだ、これは細野さんがよく言われることですが、そういう都市整備、このためにはまだまだやらなあかん課題が多い。その財源をなぜ求めないんですか。国の指導からもおかしいじゃないですか。国の指導を二言目には盾におとりになりますけれど、どうなんですか。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 国の指導、これの見方でございますけども、基本的には過度の開発者に対する負担を求めないと。見直しを図りなさいというのは、これは基本でございます。指導要綱はこれについては本来乱開発を防止して、良好な宅地の造成、住環境の保全、また企業の開発によって住環境に悪影響を与えないようにという目的で制定をするものでございまして、その趣旨については、今回の改正についても一切ないわけでございます。

開発負担金につきましては、これは当初は公共施設の整備ということに充てるということでございますけども、現在ある程度泉南市といたしましても公共施設については計画的な整備を進めておるわけございまして、事業者には現在は社会情勢もございまして、住宅業界、これは大変な状況になってるといことも理解もできますし、開発の負担金については、これは過度にならないようにという意味で、今回は改正させていただくことでございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。和気君に申し上げます。もう40分以上過ぎておりますので、簡単にお願いします。

13番（和気 豊君） 今回は開発者協力寄附金だけをいらったんだというふうな話ですが、もう既に住民の規制、付近住民の同意、隣地権者の同意、これはもう既に協議をして、住民が縛りをかけようにも、規制を図ろうとも、住民の力で図れないように、そういう状況に基本的には骨抜きにしてしまう。あとは開発者協力寄附金、これも今回変えて、まさにばらばらに骨抜きにしてしまう、こういうことじゃないですか。

それで、私ちなみに良好な住宅街がこれでもつくれるんだ、こういうふうにおっしゃいましたけ

れども、63年の12月1日付の改正、その1年後にどんな状態が惹起したか、1年間の間に、1,500戸のマンションが乱立をして、今の砂川駅前に見られるような大変な状況が作り出されたんですよ、砂川中心にマンションがどんどん乱立して。その結果をフォローできてないじゃないですか。本来は開発者協力寄附金をそういうものに充てて、そういう良好な住宅の改善に充てる。認めることは認めて、あとはやりっ放しと。迷惑は住民に交通混雑、過密化、日照権の侵害、こういうことで負担を強いる。まさに開発を優先する立場から変えられたという結果しか出ていないんですね。私は、そういう点で今回のこういう開発指導要綱の改悪については強く物を言いたい、こういうふうに思っています。

議長に協力する意味で、もうこれで終わりますが、あそここの牧野の公園の現所有者、もう測量までやられるわけですから、もう市が購入してるのか、あるいはまだ前所有者のままなのか、その辺はどうなっているのか。委託費まで出てるわけですから、もう市が購入して、業者の人が調査することについては——設計調査までですからね。用地にも立ち入るわけですから、もうそれは了解とっておられるんでしょうか。ちょっと所有者を明らかにしていただきたい。

議長（嶋本五男君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） お答えいたします。

牧野公園につきましては、今回、調査測量、実施設計等を委託料で上げさせていただいておるわけですけども、来年補助採択を受けまして事業化するときには、当然用地の購入のための交渉並びに契約等へ進んでいくわけですけども、調査段階では3名の権利者があるというふうになっておりますけども、事業化の段階で、それぞれ用地取得のための調査の段階でそれを調べて、適正に買収していくということでございます。

以上です。

〔和気 豊君「名前言うてくれても構へんやろ。名前言われへんのか。言われへんやったら、言われへんという根拠を示して言うてくれ。それで終わるよ。もう計画決定打ってるねん

から、前へ前へ進むわけやろ。委託料も計上されてるんやろ」と呼ぶ]

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 個人の財産に関することになりますので、固有名詞は避けさせていただきます。3名の権利者につきましては、現在既に公園事業についての御理解もいただいておりますし、用地の取得に当たって、その場合には協力を依頼するという御了解をいただいております。

〔和気 豊君「もう結構です」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） ほかに。———島原君。

17番（島原正嗣君） 時間も大分超過しておりますから、簡単にお尋ねいたします。

まず、64ページの関係で、先ほど少子化の条例が決まりました。その中でいろいろな議論がありまして、64ページに関する款項2の保育所費の公立分、補正額²、110万円、それから次の65ページの民間保育所対策費、これが647万6,000円、このように補正をされてるわけですが、少子化対策臨時補助事業の公立保育所と民間保育所に対する補助金の支給額の算定基準は一体どういうことなのか、教えていただきたいなと思います。これは園児1人当たりで幾らということに恐らくなってるんだと思うんですが、この補助事業の内容をもっと具体的に御説明をいただきたいと思います。これが1点です。

もう1つは、前後いたしますけれども、この交付金の算定基準、先ほど関係の担当の課長さんからいただいたわけですが、ちょっと私わかりにくいので教えてほしいんですが、この市町村分の交付方程式の中には、アからウまで3点がありまして、1つは95億円の積算、公式の分母と分子、分母の中には交付金の交付対象市町村の平成10年3月31日現在における住民基本台帳人口の総数、分子が平成10年3月31日現在における当該市町村住民基本台帳の人口と。

1,330億のイの部分についても大体そのような積算がなされておるし、475億円の全国的な配分の額の中にも分母と分子がちゃんと組まれてるんですが、本市として受け取った1,320万円の額はどの部分に属するのか、これを教えていた

だきたいと思います。

それと、もう1点は、直接この予算とは関係ございませんが、これは1つお願いをしておきたいんです。67ページの公害対策関係でありますけれども、これは一般質問でもどなたか御質問なされたと思いますが、榎井川ですね、西信達、岡田浦に属する部分でございますが、榎井川全体がワーストワンという悪い結果を招いてるんですが、ぜひひとつ市長、このことについても直接市の所管ではないんですけれども、特に泉南市の渚団地を中心にした、私も榎井川のそばで貧しく暮らしているわけでございますけれども、もっと立派なものが来てくれれば喜ぶんですが、日本一そういうふうなことではちょっとどうかなとも思いますから、いろいろ問題点はあると思いますけれども、これは意見にしておきますけれども、ぜひひとつ榎井川の一層の清掃なり何なり、大阪府にも市長としての立場から物を申しておいてほしいな、これはもう意見にかえておきます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 島原議員御質問の保育所費と、そして民間保育所対策費の少子化対策の分について御答弁申し上げます。

まず、今回保育所費と民間保育所対策費の方の備品購入費のところとそれから負担金補助、民間ですけれども、これについて少子化対策の事業費を計上しております。

まず、保育所費の備品購入費につきましては、今回保育所の方に交付金の趣旨を説明しまして、要するにどういった経費がいいかということ聞きまして、今回12月の補正になりますので、期間的にあと3カ月しかないということもあわせて、その中で設備とかそういった分をピックアップしまして、そして今回この備品購入費の770万のうち750万円を少子化対策という形で計上させていただきます。

それと、民間保育所対策費につきましても、西信達保育園と新家保育園につきまして、やはり同じように趣旨を説明しまして、そして設備の方でどんなものが要かということら辺をお聞きしま

して、そして遊具とかそういったものに今回補助金という形で支出さしていただいているというところでございます。

それと、少子化対策臨時特例交付金の積算ですけども、これにつきましては、今回3種類の積算の方法がございまして、1つが10年の3月31日現在における市町村の住民基本台帳人口、それと次に平成7年の国勢調査のときの0歳から5歳、6歳は半分と、こうなってるんですけども、これは就学前児童の数です。もう1つは、平成10年4月1日現在ですけども、保育所の待機児童数、この3つの数値を基準にしまして、そして各市町村に交付されてるということになります。

当然、この分につきましては総額が決まっております、その総額から案分されまして、泉南市の分が8,800万余りという数字が今回交付されたと、こういうことでございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 私も先ほど申しあげましたように、先ほどいただいた資料でございますからなんですが、今部長の御答弁では、特に備品購入費を中心という御答弁だったと思うんです。ただ、これを読みますと、備品もいろいろあると思うんですが、問題は保育料を負けたり、それから物を渡したり、金を渡したりするんではだめだと。しかも、会場費に使ってはいかんと、こういうことを書いてるんですね。

じゃ、例えば民間の保育所の場合は、65ページに書いてる西信の場合が328万6,000円、新家の場合が319万円ですか、これはあらかじめ、例えば待機児童等もありまして、それに属する備品を購入するためにやられたのか。事業としてはですよ。そういうことで、その備品についても何を買うんだということを役所の方としてはチェックされてるのかどうかですね。多分されてると思うんですが、書類で該当する保育所の方から行政の側に上がってると思うんですね。

本来ですと、この特別対策費というのは、少子化対策ですから出ないんですけども、特別に国の方でこういう助成をしていただいたんで途中で出ていくんですが、例年の予算の中には、こういう予算の組み方というのはなかなかできないと思う

んですね。したがって、そこらあたりのチェックなり確認なりは、もちろんそれは行政も準じてですけれども、この金額の根拠ですね。どの部分に充てるんだということはどうなんですか。

それと、もう1点、3つの方程式、これは先ほど申しあげましたように、例えば95億とか1,330億とか475億というふうに分類してるんですけども、この3つをトータルしてそれぞれの分母、分子に書かれてるような積算をして、泉南市の場合は総額で8,800万と言われたんですが、現実には7,320万と助役さんの説明ではおっしゃったんですけども、そういう積算になると、交付金については、そういう理解でよろしいんですか。もう一度お答えください。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、民間保育所の補助金の少子化対策の分ですけども、これはあくまでも民間保育所の方にこちらの方から、先ほども申しあげましたように、今回の交付金の交付される趣旨を説明しまして、そして要するにその対象の中に、保育所の例えば緊急的な設備を整備するという場合にはこの対象になりますということら辺がありますので、その辺で主に説明させていただきまして、そして今回保育所の意向をお聞きしまして、そして金額を今回計上させていただいたと、そういうことでございます。

それと、あともう1つ、交付金の交付限度額の積算でございますけども、先ほど申しあげましたように、人口と就学前児童数、そして待機児童数、この3つの積算によりまして、泉南市として8,807万6,000円の交付限度額が決定されたと、こういうことでございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） もうこれで終わりますけども、これは交付対象事業の内容を見ますと、これも1、2、3があって、3つ目のところに、国が別途定める国庫補助制度により当該事業の経費の一部負担等し、または補助等している事業、このように書いてるんですが、その上に、交付対象事業という4番目の項の下の方にあるんですが、交付対象事業は広報啓発、人材育成等とし、施設設備整備にかかわらない事業とするということ

すけれども、これは今申し上げましたように、例えば待機の保育児がたくさんいて1部屋ふやしたいと。それで処理するんだという場合は、これはその対象にはならないというふうにこの解釈からすればなるんですが、これはどうなんですか。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） ただいま島原議員御質問のこの交付対象事業の広報啓発、人材育成としてという一番最後のくだりと思うんですけども、この分につきましては、あくまでも都道府県に係る交付金、交付対象事業ということになっておりまして、市町村については、そういった例えば保育所の待機児童を解消するための保育所の部屋の改造とか、そういった分については、この交付金の対象事業にはなってくると、こういうことでございます。

それで、先ほどおっしゃいました国が別途定める国庫負担制度により、現に当該事業の経費の一部を云々と、この分につきましては、現在各市町村が実施している分で、現に国庫補助金あるいは負担金を国からもう既にいただきながら事業をやっているという分については、事業としては対象にならんと。あくまでもこれは特例交付金の事業としてまた別の事業を考えると、そういうことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） これは、そしたら都道府県の分と市町村の分は、もちろんここにも書いてますけども、市町村の分については、当該市町村の交付対象事業に要する経費の合計額、土地の買収費、土地及び施設の借り上げに伴う賃借料に要する経費を除くと、こうあるんですが、今谷部長がおっしゃった、市町村の場合は物を建てるのも使ってもいいとかいうのは、これはどこの何項に書いてるんですか、ちょっとわかってる範囲で教えてください。今私が持つてる、原課からいただいたこの資料の何項に該当するんですか。ちょっと時間がかかるんだしたら、後でもいいです。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 具体的な工事とかそういった事業につきましては、この交付要綱の方ではなしに、もう1つ、実は実

施要綱というのが.....（島原正嗣君「これには載ってないんやね」と呼ぶ）はい、これには載ってないです。実施要綱の方にありますので、そちらの方ということで、御理解のほどよろしくお願ひしておきます。

〔島原正嗣君「わかりました」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） ほかに。———上山君。
18番（上山 忠君） 1点だけお聞きいたします。

56ページが一番上のところに、退職手当ということで1億4,186万5,000円カウントされてるんですけども、これは職員の退職金だと思うんですけども、これについて以前の説明ですと、退職手当金については基金等の積み立てがないため、その都度発生する退職金については、一般会計から充当するような説明があったんですけども、それで間違いないか。

それと、今後10年間でどの程度の退職者が見込まれ、どの程度の退職金が要するのか、その辺をお示してください。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 退職金の補正につきましては、一般会計の方から支出するということでございます。

それと、今後10年ということでございますので、職員が141名退職するかと思います。大体平均2,000万といたしましても二十数億の退職金がかかるものと考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） こういう数字を聞いただけでぞっとするんですけども、今後どういう形でこの金額に対して一般会計から補てんさしていくかということについては、理事者側としてもかなりしんどいところがあると思うんですけども、それについて、時間も迫ってますので、またいずれほかの場所でお聞きするとして、今回で終わっておきます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———成田君。

14番（成田政彦君） 遅くなりましたので、短く簡単に質問しますので、答弁も簡単明瞭に答えてほしいと思います。

1つは、67ページの公害対策費の器具購入費となつておられますけど、これをちょっとお伺いしたいことと、それから72ページの道路新設改良費の公有財産購入費のことと、それから75ページの報償費、スクールカウンセラー講師謝礼とあるんですけど、これは週何回ほど行われとるのか。

以上3点についてお伺いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 成田議員の公害対策費の備品購入費でございますが、騒音測定器の購入でございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 道路新設改良費の公有財産購入費につきましてお答えいたします。

信達樽井線の右折レーンの整備事業に伴います用地費ということで、面積が133平方メートルほど予定いたしております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） スクールカウンセラーは週何回かということですが、今回補正をさせていただいてますのは、国の補助ということで2校でございます、1週間に1回、2校ですからその倍という金額でございます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） それでは、3つまとめて質問したいんですけど、1つは騒音測定器の問題なんですけど、櫻井川の問題で、私は一丘団地も公共下水が今度あって、水質がよくなったんじゃないかと思つたんですけど、これは大阪府が担当して水質のことをやるとるらしいんですけど、これだけ櫻井川の方が汚水があるということで、市として府と協力して、これは日常的に、たしか汚水処理場の入り口は水質検査をやるとることは僕も知つておられますわ。そこだけでは不十分ではないかと、櫻井川の場合は。

これはやっぱり府と協力して、これだけ河川が汚れてるんだから、何ぼ下水道に力を入れても河川がきれいにならないということになりますので、そういう点で水質汚染の測定を府と協力して広げ

る必要があるんじゃないかと。

それから、2つ目は、道路の問題なんですけど、第二阪和の検討委員会の中でいわゆる樹木の植栽帯のカットの話が出たんですけど、これはもともと公害のない道路ということで樹木を植えたということで、アンケートで聞きますと、非常に快適ではない、伸ばし放題で切らなあかんというのがアンケートの答えなんですけど、私はひげもじゃもじゃの人の顔を見て、これ快適ですかということを知ったら、だれだってこれは快適でないんですわ。（発言する者あり）いや、一般的にやで。一般的に言うとおんや、一般的に。手入れしとる人は別ですよ。

そういうわけでなくて、阪和道路のあの木は、たしか10年前は半分ぐらいだったと思うんですわ。10年間、高木はほとんど手入れされなかった。私は、快適でないとか、それから美観が悪いというのは、近畿事務所の管理不行き届き、管理してなかったと。横だけ切って、あとはなぜか10年間上は伸ばし放題やと、暗くなったと。それをアンケートで出せば、そら市民はあれは快適でないとなりますわな。その点の管理の面をほうといて、美観、そして防犯の問題だけでその問題をすりかえると。

結局、当初の問題というのは、今から20年前、元浅羽市長の時代にスリーブルー計画で市民の健康を守るという立場からあの植栽帯をやったと思うんですわ。その観点から見て、今度カットする問題についてはNO₂、騒音、そういう問題については十分なのかどうか。そういう科学的な結論が出てこれは切るべきやろうかと。総合的ですよ。地域活性化の問題は別に否定しないけど、市民の健康を第一にしたそういう点から見て、あのカットのやつはこれでいけるという判断が出るとるのか。私は、その点についてお伺いしたいと思うんです。

議長（嶋本五男君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 第二阪和国道、国道26号線の植樹帯の問題につきましてお答えをいたします。

いろいろ言われたんですけども、最後は絞りまして、NO₂、二酸化窒素の問題と騒音の問題は大丈夫なのかという質問でございますので、簡単

に御説明をさしていただきたいと思ひます。

まず、NO₂、二酸化窒素だけじゃなくて、大気の問題につきましては、NO、一酸化窒素、それからNO_x等も調べておりますけども、要するに国道26号線の植樹帯のあるところだけ突出して空気がいいというふうな状態ではなくて、大体市内の平均値とほぼ同じであるということでございます。もちろん環境の基準内ということでございます。

それから、騒音の問題ですけども、これにつきましては、検討委員会の事務局を道路公園課の方で持っておりましたので、その中で測定とかいろいろさしていただきましたけども、環境の基準であります要請限度値等々からいきましても、基準内ということで測定結果が出ております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 国道などにしても、泉南市内を通過する道路の改良の問題について、当初公害から道路を守るということで、緑の緩衝帯を設けてNO₂とか騒音、それは確かにここ10年間、環境、騒音については恐らく守ってきたと思うんです。

それを切るに当たって、市民にこし5月から11月まで4回の検討委員会とそれから1回のアンケートでそれを即切る方向でいくというのは、僕は20年間、この木はずうっと市民の健康を守ってきた観点から見たら、やっぱり拙速じゃないかと。僕ら初めて聞いてびっくりしたんだから、毎日通っていて、ある日切るということは、そんなことは絶対ないと思うんだけど、やはり健康の点でね、市民の健康、あなた今話したんだけど、市独自で緑の生えとる道路において、切った後と、それから現在の状況の騒音を正確に把握して、市民にこれで安全ですよと、そういう測定の科学的根拠をもって説明——検討委員会はどこがやったか知らないですけど、やっぱり第三者の信頼のおける測定値を出して、なるほどこれは問題ないと、木の問題で。今度は美観を損ねるといって切ることから、美観は整ったけど、NO₂は半分木がなくなるから（発言する者あり）——そう言うとなんねん、僕は。

だから、その科学的根拠を示す。やっぱり20年間守ってきたのは大きいですよ、市民の心理的に与える影響は、切った後は。だから、科学的な根拠を示してほしいんですわ。大阪府は広範囲で測定しとるけど、泉南市内の測定を何カ所——公害測定では僕たち泉南市内でも何カ所もやりますよ、実際。沿線で何カ所もやらなあかんわ、そら。議長（嶋本五男君） 池上道路公園課長。事業部道路公園課長（池上安夫君） お答えいたします。

まず、2つほどあったと思ひます。科学的根拠ということで、ちゃんと調べてるんかという内容と、あと切った後の問題等の話もちょっと出ましたので、お答えいたします。

まず、切るということではなくて、樹間をそろえて中の辺のところの枝払いをしまして、間伐をします。さらに季節感のある木を補植して、盛土になつてる部分の表面につきましては、被覆植物で覆うというふうなやり方でございます。ですから、切ってしまうということじゃなくて、改善をするということでございます。

それから、科学的データ云々の話ですけども、これは騒音につきましては、検討委員会の中で我々道路公園課の職員でそれぞれの地点で器械をもちまして測定をいたしました。

それから、大気の問題につきましては、毎年出てるんですけども、大阪府の大気汚染常時測定局測定結果というのがございます。それでは、当然市内に何カ所もございます。ここで私が持つてるデータでいきますと21カ所ほどございまして、当然国道26号線沿いのところにつきましても2カ所ほどございます。ちなみにその箇所では、市内の平均値とほぼ変わらないというふうな値でございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 成田君。成田君に申し上げます。議案から少し離れておりますので、簡略にお願いします。

14番（成田政彦君） いみじくも市内の21カ所のうち、第二阪和に対する測定は2カ所という、こういう報告があった。それでは僕は、切るんですからね、剪定にしる、すくにしる、市から与え

られた絵を見ると、半分も木がないんですから、毎日通ってる僕の立場だと不安になりますわな、木が半分になったらどうなるかというのは、これは率直な気持ちですわ。

だから、大阪府は2カ所しか測定がないんだから、少なくとも20年間、第二阪和に沿ってのNO₂の測定についてはもっと箇所をふやして、きちっと市民がそれは安全だということを、市の職員じゃなくて——騒音もそうですよ。市の職員じゃなくて、やっぱり第三者機関にそれを出して、その上で半分すいてもそれは大丈夫やと。僕は、一市民として率直な不安があるんですわ、あれだけ切るとどうなるかという健康の問題。その点から科学的測定について、もう少し市民の納得いけるような資料を出してやるべきですわ。それ、最後どうですか。

議長（嶋本五男君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 科学的データということでございますが、大気につきましては、当然先ほどお答えをいたしましたように、何カ所か毎年測定されてるわけですね。特に動いてるものですから、すべて沿道ではからなければならぬということではなくて、全体的にどうなってるかということで、ある一定の距離の中で見るような形で測定するのが普通だというふうに考えております。

それから、健康の問題が出たんですけども、まずこの事業は、前回説明させていただいたような内容でやりましても、モニタリングといいまして、当然事業後の結果どうなるかということで、騒音の問題等々、環境基準と照らし合わせて、例えば基準をオーバーするような形になれば、低騒音舗装とかそれなりには対策をするということになっておりますので、今現在のところ、大気におきまして騒音におきましても、基準の内であるというふうに思っております。

それから、見通しがよくなった場合、要望書も出ておるわけですけども、防犯上見通しができるということで、防犯対策としては非常に効果があるんじゃないかなと。

それから、もうついでに言いますけども、都市計画の観点からも、準工業地域になっております

ので、沿道土地利用の活性化という意味では、非常に有効な手段ではないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 最後にしときますけど、このアンケートでも、5番目のアンケート調査で、当該路線で植樹帯が果たしている機能のうち特に重要と考えられるのを3つ丸をつけてくださいという中で、一番高いのは26.5%で騒音、大気汚染の緩和となつとると。率直に市民の——これを忘れないで、ちゃんとアンケートには植樹帯の果たす役割をこう書いてあるんですわ。だから、これを十二分にも注意して、第二阪和の植樹帯の問題は考えてほしいと思うんですわ。どうですか、最後に。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、第二阪和国道の植樹帯については、当初設置されたときにいろいろ議論された植樹帯でございますので、もちろん我々といたしましても、切るということだけを主眼に置いた改善は考えておりません。ただ、改善の必要があるという認識のもとにモデル的に実施をするものでございます。今後とも、十分事業のアカウンタビリティでは注意していきたいというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 議員各位にお願いします。議案から外れないような質問をひとつお願いします。林君。

22番（林 治君） 余り難しいことを言われると、いろいろ質問をしなくなります。泉南市政上のごとでいろいろと質問したいと思います。

72ページの交通安全対策の分にかかわってですが、この3月の定例会の直前に駅前の委員会の方で出されたということですが、樽井の和歌山側にある駐輪場のことで、効率的な駐輪場の経営を図るとかということで、これを大阪側に移すという話が出たんですが、61年につくられまして15年ここにあるものを、突然開発公社の経営の云々ということでここへ移設するということになりまして大変なんで、その点についてこういうことをほんとに考えてるんかどうか、明確にしていた

きたい。私は、こういうことは断じて許されへんことやと思うてます。その点、どうですか。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 公営の駐輪場については私の所管ではございませんが、樽井駅前前暫定利用に当たりまして、あれは平成9年でございましたか、ある程度暫定利用の形態は整備できたということで、今後開発公社の土地もございまして、市の土地もございまして、また民間の土地もございまして、それらのもっと効果的な全体としての利用計画はできないものかということで、今年度委託費の計上をさせていただいて取り組んでおるわけでございます。

その中で、廃止を前提とはいたしておらないわけでございますが、現在の保有地の中で有効な駐輪場、これは増設も含めてございまして、検討できないかということで、今検討してございまして、何せクリアしなければいけないこともたくさんございまして、大変難しいんじゃないかなと、駐輪場の増設は難しいんじゃないかなという現在の状況でございます。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） 答弁者の方で、質問者の言っていることについて正確に受けとめていただきたい。和歌山側の駐輪場を廃止して大阪側に持っていけば、和歌山側の大多数の市民は大変困るんですよ、通園、通学、通勤に。だから、和歌山側の駐輪場を開発公社の都合で大阪側へ持っていき、廃止して大阪側に持っていくというのはけしからんことやないかと。そういう話が出たから言うてるんですよ。出たからそういうことはおかしいやないかと言うてるんですよ。あくまで持っていくと。いろいろ開発公社の土地の利用ということで考えてると言われたら、これはもう許されへんことですよ。まだ今もそういうことを考えてるんですか。

だから、大阪側にあるその場所を改造して、今ある大阪側のことです。いろいろやるというのは、そら考えたっていいですよ。だけど、和歌山側の方もそっちに持っていくというようなことを考えると大変ですから、距離的にいって。だから、そのことを言うてるんですよ。ちょっと明確に答え

てください。どちらの意見であろうと明確にしてください。和歌山側を廃止するということは考えてないなら考えてない。いや、考えて持っていくというんやったら、持っていくと言うてください。どっちでも好きなように言いなさい。はっきりしなさい、とにかく。あいまいな答弁は困りますよ。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

〔林 治君「何遍も答弁せんでもええように」と呼ぶ〕

総務部長（細野圭一君） 開発公社の長期保有地については、いろいろと御論議をいただいております。その活用についての検討というんですか、そういう立場から答弁させていただきたいと思っております。

確かに、先ほど事業部長が申しましたように、樽井駅前周辺の公社の保有地について、いろんな角度から利用検討をしてきたことは事実でございます。ただ、それは議員今御指摘のように、西側の駐輪場を廃止するというようなことを前提とした検討ではありません。総合的な今の時点での有効利用という角度から検討してきたということでございます。

その中で、今の状況から申しますと、西側の駐輪場を廃止するというふうな形での十分それに合うような面積自体の駐輪場が確保できないという状況もございまして、今の時点では西側の駐輪場を廃止云々という形はなっておりません。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） 今の時点というのはひっかかりますね。あなた方はいつもそういう言葉でごまかすんですよ。だから、西側の駐輪場についての廃止は——そのことが議題に出たから言うてるんですよ。そしたら、出たことに対して全部撤回するんですよ。開発公社のいろんな活用は構いませんよ。西側の駐輪場を大阪側に持っていくという話については、それが出たから言うてるんですよ。それはないというんではない。今のうちに、今の時点とか、ただ開発公社の活用だということを出したら、これは考えてるというふうにとりますよ、それは。それやったら、そのつもりでこっちも対応しますよ。はっきりしな

さい。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） フリーハンドで検討してきたわけでございますけども、今の調査の時点では、それに見合うだけのスペースを確保できないという状況でございますので、西側の駐輪場廃止ということは、今の時点ではございません。

議長（嶋本五男君） 林君。ちょっと離れてますので。

22番（林 治君） いやいや、議長ね、これだけ言うてるのに同じ答弁するんですよ、今の時点と。開発公社のこと、運用を考えて、今の時点はスペースがないから、スペースができれば、それじゃ移転するということじゃないですか。そうでしょう。スペースがどういうふうに確保できるかというようなことは、あそこの開発公社の大阪府で持ってる土地のやりよう次第では、どうにでもなるじゃないですか。例えば、あなた方2階建てにして持っていくというふうに考えると、何が出てくるかわかりませんもん。そんなことじゃないかんですよ。和歌山側にあるところにあそこの駐輪場の意義があるんですよ。だから将来、開発公社の今の大阪側の土地をどう活用するにしろ、西側のことを廃止するという点については、和歌山側のことを廃止するという点については問題ですよと言うてるんですよ。

今の時点と言われると、将来あり得ると。将来というのは、きょう朝から奥和田議員さんおっしゃいましたけど、あんた方の引き下げた。あれそうでしょう。あしたも将来や言う、1年後も将来やと言う。そうでしょう。そんな言い方するんですか。どうなんですか。もうはよ終わりたいんですよ、私、もう1点だけあるから。明確にしてください。

議長（嶋本五男君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 和歌山側の駐輪場につきましても、前提を置いて話しておるわけではございませんので、総務部長が答えたとおり、今の時点ではそういうことは考えてないということでございます。ただ、今後利用者の実態等も我々十分に把握しまして、和歌山側の駐輪場の問題については検討を進めていきたいと。ただ、絶対にない

というふうなお約束はできません。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） 市長もそのつもりでよかったですらそれでいいですが、ないんですね、市長は、そのことについては。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 物事を考える場合は、いろんなケースを考えるわけで、当然西側の駐輪場を廃止した場合のことも考えました。考えましたけれども、現在相当利用もございますから、今の時点では考えてないと。ただ、あそこは御承知のように民有地でありますから、いつまでお借りできるかという問題もありますから、未来永劫というわけにはまいらないというふうに思います。ですから、今の時点では残すという前提で考えているということでございます。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） まあいえば今度の予算でもそうですが、砂川駅前で今68億の事業を考えてるんですね。そのまた横に、先ほど和気議員の方から質問ありました。4億の公園もまたつくと。駅前開発で膨大な土地をあの周辺に買いあさって、だれかの駐車場になったり、いろんな格好でほられてる。そんな土地を膨大に持ちながら、なおかつまた4億円投資する。あれやったら樽井の真ん中にもぜひとも公園をつくっていただきたい、児童公園を。樽井も端の方にしか公園ないんですよ。真ん中へつくっていただきたい。

そこで、私ここでちょっと市長にお尋ねしておきたいんですが、先ほど和気議員の質問で、土地の所有者はだれかと言ったら、事業部長が名前を言えないと言ったんですが、ここに工場があるでしょう、今。別に会社の名前ならいいでしょう。会社の建物がありますね。これは何という会社の建物ですか。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 建築物については、すべて個人所有ということでございます。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） 市長、名前を言わないんですが、平成8年の3月に牧野公園の基本設計報告書というのが出てるんですよ。8年の3月とい

いますと、これは7年度予算でやったということになりますね。だから、確かに事業部長が7年ごろから考えてたと。

ところが、この場所のところをいろいろ調べてみますと、8年ごろにこの会社は土地を全部売却してるんですね。それで、市長、これはあなたの清樟会の会員さんじゃないんですか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 違います。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） 鳳凰会の当時の会員さんでしょう。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） どのことをおっしゃってるのかわかりませんが、当初、平成7年ごろは約五千何ぼかな、幼稚園の前で計画をしてたと思います。阪神・淡路大震災でもう1カ所入り口をつくりなさいという府の指導もあって、そして通路というんですか、それが後で変更で加わるということになったわけでございます。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） いやいや、加わることになったとかならんとか、そんなことは、それはあなた方が考えてるんですけども、どこから突然降ってわいてきてくれたわけでも何でもなし、そこを市として計画して買おうかというんですから、これはちゃんと登記簿謄本も含めて一遍全部出してください。そして、あなたの後援会員でないかどうかも含めて全部出して、そしてみんなで議論できるようにしましょうや。そうでしょう。そういうふうにしましょうや。公明正大にやりましょう。いいですか、この議論は。

きょうは議長、今すぐ出せというようなそんなことを言うたって無理ですから、そんなことは言いませんが、そのことはやりましょうや。それだけちょっと提案を含めて、ひとつぜひと積極的に、隠し立てせんと出してもらうということで、市が買い上げる土地のことですから、わからんままではいかんでしょう。計画をした段階、そして今日の所有者はだれか、いずれ全部改めて出しましょう。よろしいか。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 来年度、用地の取得費の予算計上をお願いしたいという予定をしております。その時点につきましては、当然明確な、要するに鑑定もするわけでございますので、用地の所有者はだれであるかというのは、法務局で確認をいたします。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） 答弁は、私今出してくださいと言うてるんですから、確認しますて、だれが確認するんかしらんけども、それじゃだめなんですね。資料として出してくださいと、公開してくださいと。出さなかったら情報公開条例もできますから、そんなことにならないんですよ。普通にやってください。そんな隠し立てするようなことと違うんやから。出せないもんじゃないでしょう。そんな隠し立てするようなことと違う。

議長（嶋本五男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 仮称牧野公園の所有者の公表ということですが、現段階ではやはり個人財産のことで公表はできません。そして、今事業部長の方から申しましたとおり、来年度これの用地費の予算をお願いする予定になっております。その時点におきまして、これが公表すべきもんか、また法的にもできるもんか、そういうもんを十分に精査を——隠しておりません。精査をして、公表をできるものであれば公表をしていきたいと、かように思いますので、ひとつ御理解のほどをよろしくお願いをいたしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） 今の助役の言葉、納得はできません。きちっと公表すべきです。そのことを言って、質問は終わります。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 簡単にさしていただきます。

簡単にする上で、前に決算委員会等でこの予算書なり決算書なり補正予算書等は、説明を明示してくれというふうに請求をたしか助役にしたと思うんですけれども、これをずっと見てみますと、例えば公有財産購入費とか——ちょっと簡単に言っておきます。58ページの公有財産購入費、それから67ページの工事請負費の具体的内容、7

1ページの公有財産購入費の具体的内容、それから73ページの工事請負費及び公有財産購入費の内容、これについて説明が全くないんですね。

こういうのは丁寧に――各委員会には我々1人1委員会しか入っておりませんので、こういう説明はきちっと添付していただかないと、記述していただかないと、改めてこういうところで質問しなきゃならないということになるわけですよ。前に助役に申し上げて、一定説明は必ずしてくれるようにということで、するというふうな答弁もいただいたというふうに覚えております。こういう形はいかがなものか、ともかく説明してください。

それと、生活保護費がちょっと修正されておりますけれども、この金額は当初予定よりも上回っているということで補正予算なんでしょうけども、当初の予定と比べて、生活保護費は全体的に漸減の傾向にあると思うんですけれども、ちょっと簡単に説明していただきたいと思います。

それと、できましたらインデックスですね。補正額の内容の特定財源云々、給与2番、職員手当3番とかというふうに記述されてますけども、これの番号のつけ方をできたらお教え願いたいと思います。

以上です。

議長（嶋本五男君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 項目別の説明書が不十分であるという点でおしかりをいただいております、大変申しわけございません。ただ、私、冒頭に議案説明の際に、何点かは重立ったものを御説明させていただいております。例えば72ページ下段から73ページの上段にかけての工事請負費950万並びに公有財産購入費8,000万、これにつきましては、信達樽井線と府道堺阪南線との交差点における右折レーンの設置のための経費でありますという点が1点です。

同じく73ページ、公有財産購入費、これにつきましては、供用済みの俵池公園の一部を土地開発公社より買い戻す経費であるというふうな形で、御説明を口頭ではさせていただいておりますが、できるだけ資料としてきちっと書けということで、今後とも注意をして書かしていただくように努めたいと思います。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 予算書の節区分の番号でございますが、これは地方自治法の施行規則の予算に関する説明書の様式に基づくものでございます。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 北出議員御質問の生活保護費について御説明申し上げます。

今回、生活保護費で補正をお願いしているのは、これはあくまでも人件費でございます。ですから、職員の異動等による分だと思います。その分が353万5,000円の補正になっております。

それと、最近の生活保護費の動向という御質問がございました。まだ11年度については決算が出てないんですけども、10年度決算で扶助費のトータルが11億6,000万、そして平成9年度が約11億4,000万、この9年から10年につきましては、約2,000万ほど増加しているということです。

ただ、最近リストラとかそういうものがありまして、この生活保護の件数につきましては、今少しふえている状況にあるということで、御理解のほどをお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） この間、会計検査院の監査が入って、その結果、変更云々ということはございませんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） ことしの5月に会計検査、生活保護費の分に入りました。今回、会計検査院の方に不適正という形で金額を指摘されております。ただ、この要返還額とかいう分につきましては、また来年、年明けということになると聞いております。今のところ、あくまでも過去十何年間の分の指摘という形で、あとすぐ来年ですか、1月か、それぐらいにまた会計検査院の方から新たにまた指摘があると、こういうふうに我々理解しております。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 所管の委員会なんで、もう簡単に最後の意見だけちょっと言わしていただ

きますけれども、再三再四一般質問でも生活保護費の問題を指摘させていただいて、細かい具体的な調査が入ってるのか云々という話で、逆にそれはそういう状況の中で明快な答弁もなく、今回会計検査院が入ったということの、言ってみればそれは行政の怠慢と言われても仕方ないことなんで、その辺をどう正すのかだけちょっとお答えいただきたいと思います。

それと、助役が今、今後は説明の項にこのインデックスにかかわる項目に関しては、すべてできる範囲で記述していただけるということをもう1回最終的に確認させていただきたい。3月以降の予算書等から始めていただくということで、もう一度確認したいと思います。

議長（嶋本五男君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） できるだけわかりやすい形で記載をさせていただくように努力をいたしたいというふうに思っております。ただ、スペースが非常に限られておりますので、その辺は御容赦をいただきたいと思いますが、できるだけわかりやすい形でということで指導していきたく思っております。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 今回の会計検査の結果、我々指摘されました事柄につきましては、特に収入の分の調査というところ辺で相当指摘されております。ですので、これからの対応としましては、当然受給者の方々に、もし収入があった場合には届け出をしていただくといった、そういった義務もございまして、そしてあとまた、我々としましても調査というところもあります。その辺を強化しまして、会計検査院に指摘された分については、今後我々重々事務の方に生かしていきたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 今、ちょっと足を払うつもりはないんですけども、会計検査院に指摘されたことについては調査をやりたいということなんですけども、それだけにとどまらないと思うんで、的確な細かい調査はしていただきたい。もう結構ですけど、それはお願いできますよね。

以上で終わらさせていただきます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——和気君。

13番（和気 豊君） 御指名をいただきましたので、議案第10号、平成11年度大阪府泉南市一般会計補正予算について、反対の立場から1点指摘をし、討論に参加をしたいと思ひます。

仮称牧野公園の設置に係る測量設計委託料が計上されています。この公園の必要性和代替公園の問題について、質問をさせていただきました。その中で次のことが明らかになりました。

まず、用地の形状の点が極めて変形して、公園そのものの有効面積は約50%余、あとの1,200平米近くは通過導線と位置づけられるいわゆる通路としての役割を担う部分であります。この通り抜け道路の配置とあわせて、この公園がこの地域の防災上の公園として極めて重要な役割を果たすものと必要性が強調されましたが、しかしこの両側100メートル内外に通り抜け道路があり、防災上の観点でいえば、泉南市の地域防災計画によると、すぐ近くに避難指定場所として信達公民館、準避難指定場所としてのこの予定地の真北に信達幼稚園と信達保育所が位置しています。市が言う必要性、該当性からいえば、破綻が明らかかな和泉砂川駅前再開発の西街区への岡中からのアクセス道路用地こそ、まさに該当するのではないのでしょうか。

泉南市の財政を近い将来悪化させる利用当てのない開発公社の不用地の有効利用という立場からも、政策的に判断しなければ、今大変な手おくれになるのではないのでしょうか。補助金がつくといえども、事業費、土地購入費合わせて4億円を用途する仮称牧野公園の事業を進める本予算については、財政が大変な折から、市民の血税のむだ遣いに当たるといふ立場から、強く反対をいたします。

以上であります。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって議案第10号は、原案のとおり可とすることに決しました。

9時10分まで休憩します。

午後8時51分 休憩

午後9時21分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第10、議案第11号 平成11年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第11号、平成11年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。89ページでございます。

補正内容といたしましては、歳入歳出総額にそれぞれ1,987万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ48億4,161万8,000円とするものでございます。

その内容につきましては、職員異動に伴う職員給与費と、低所得者に対する負担緩和措置としての政令軽減世帯の増加等により軽減額がふえたことによる一般会計から繰入金等の変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定に基づき補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるとでございます。

補正内容の内訳といたしましては、職員異動に伴う職員給与費分として1,987万3,000円と、低所得者に対する負担緩和のための軽減分の減額に伴う保険基盤安定に係る繰入金として1,134万3,000円、軽減に関連する財政安定化支援事業に係る繰入金として650万3,000円と出産件数の増加に伴う出産育児一時金に係る繰入金と

して600万円で、トータル4,371万9,000円でございます。

今回の補正で実質予算上ふえる金額は、職員給与費として歳出されます1,987万3,000円と、これ以外の繰入金につきましては、歳入内訳の変更でございます。財源内訳の変更につきましては、一般会計からの繰入分の増額となる2,384万6,000円を国保会計上雑入としての予算計上分から同額を減額し、財源内訳を変更するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第11、議案第12号 平成11年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第12号、平成11年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

平成11年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるとでございます。

その補正内容でございますが、議案書の97ページでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ141万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億321万6,000円から33億463万1,000円とするものでございます。内容につきましては、本年4月に行われました人事異動等によります給料、手当、法定福利費等の人件費の増額でございます。

簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——東君。

7番（東 重弘君） 簡単にお聞きをしたいと思えます。

今年わずかな補正であって33億、これが最終であろうかと思いますが、これで今年カバーできる範囲は、最終的にはどのぐらいになるのか。

それと、府の下水道は今後、最終新家の上へ来るということですが、その辺の工事の進捗を少しお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） お答えします。

砂川泉南幹線で市が予定していた分でございますけども、泉南幹線ということで大阪府で事業主体になってもらって、来年の1月ですか、工事を発注するというのを聞いております。その工事の場所については、一丘団地から中谷病院までの区間を第1期として、その後、狐池の下までを第2期工事と、こういうことを聞いております。（東 重弘君「もう一度言って」と呼ぶ）中谷病院のちょっと手前のところまでを第2期工事として、来年から再来年、14年ごろにできる予定ということで聞いております。

それから……（東 重弘君「府」と呼ぶ）府の方で施行していただきます。泉南幹線としてね。

それから、今回の補正でございますけど、人事異動の関係の予算でございます。最後でございますので、よろしく申し上げます。

議長（嶋本五男君） 東君。

7番（東 重弘君） いや、1つ抜けてるんですね。これでどのぐらいの率というか、去年ぐらい

が28というようなことでしたが、ことしの普及率。

議長（嶋本五男君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） 今年度において29.7%でしたけども、11年度終了では30.5%ぐらいいくんではないかと、かように思います。まだ正確なことはちょっとわかりません。大体30.5程度いくんではないかと。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（嶋本五男君） 東君。

7番（東 重弘君） ことしは中谷病院までということになります。たしか去年でしたか、新家地区でコミプラの引き取りがあって、この幹線へのつなぎ込みが非常に待たれる。中谷病院までということになりますと、まだそれには当然つなげないわけなんですけど、今の部長の説明ですと、これが15年ですか、狐池の手前まで行くとして、そうすると団地がつなぎ込み、市が金出してという話ですが、最大どのぐらいのパーセントまでこれがカバーできるのか。

そこまで行くと、次には市長や議長が住んでおられる大きな団地ももう目の前に見えてるわけなんですけど、それについての予定はどうか。それをつなぎ込むと、一般に市と言われるような50%あたりに到達できるのはいつなのか。

それと、それはあくまでも都市計画区域内であるという話なんですけど、これは生活の向上ということを目指すということになれば、当然都市計画区域内へ入りたいという希望もあるんで、今後どのように推移していくのか。一たん率は落ちますが、市内をカバーしていくという面からすれば、当然区域を広げてやらんといかんと、このように思うんですが、それは全体的にどのように進んでいくか。これは市長にもおわかりのところをちょっとお答えいただきたい。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 今たくさん御質問をいただきまして、まず新家地区の進捗状況でございますけども、新家地区には数々のコミュニティプラントがございます。新家幹線そのものは、今部長が答弁さしていただきましたように、大阪府の方で計画をするということになっており

まして、あとその進捗に合わせまして、市発注の公共下水道管渠をつくることによって迎えるに行くことができるわけでございます。

ただ、泉南市の財政再建プログラムをつくりまして、来年度から雨の事業がほぼ概成するというところで、予算がかなり減額するという中で、なかなか具体的なスケジュールは、今のところ申し上げることはできません。と申しますのは、ただいま下水道工事をやっておりますのは、主に浜手中心でございます。山手の方は、我々工事の方がまだ経験がないもので、予算の概算等をはじく段階にまだ至っておりません。

山手の方と浜手の方では、土の要素も違いますし、また河川の横断、水路の横断等もありますので、予算が少なくなる中で、工事費の検討が今のところ概算ができないということで、何年かかるかというのはまだお示しできませんけども、流域下水道の進捗に合わせまして、公共下水道の方も順次やっていきたいと考えております。

それと、コミプラをとることによって何%ぐらい上がるかということなんですけども、先ほど部長が答弁いたしましたように、普通の下水の進捗であれば、毎年1%程度の進捗でございます。ただ、昨年度一丘団地を取り込んだときには……済みません、今ちょっと手元に資料をよう見つけないんですけども、一般的にやるよりもかなり普及率は上がったという実績がございますので、その点も踏まえまして、効率的な整備を進めるということ念頭に置きまして、整備を進めていきたいと考えております。

〔東 重弘君「議長、最後に」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 東君。

7番（東 重弘君） 公共下水の予算ですんで、先ほど1つ汚水のことをお聞きしたんですが、これは当然雨水も入ってくるわけで、雨水を取り込むとなると、弊害とまでは言いませんが、上を流れる水がなくなるという問題もあると思うんですが、その辺もあわせて市長、行政の上でどのようにそういう——例えば水なし川ばかりになると、これは当然水質も悪くなりますし、これから下水道の予算を入れていく中にどのような観点で入れていけるか、ちょっとそれもあわせてお答え願

たい。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、さきに御質問あった将来展開ということなんですけども、当然下水道というのは都市施設ということでございますから、基本的には市街化区域、都計税もいただいているわけですから、そこを中心にやっていくということでございます。

したがって、東議員言われた例えば調整区域の山手の方ですね。これは、なかなかその公共下水道でやるというのは非常に難しいと思います。集落も飛んでおりますのでね。ですから、また違う、例えば農業集落整備事業とかでやるということになるんですけども、しかし、やはり下水道の普及とそれと見合いながらしないと、非常に水の汚染が大きいであろうと思われる都市部がおくれてあって調整区域が先行するというのも、やはりいろいろ問題がありますので、やっぱり公共下水道の進捗状況を見ながら、そういう調整区域の排水の処理の仕方ということを考えていかないといけないと思っております。ですから、今進捗はまだ約3割ということでございますんで、もうちょっと都市部で伸ばしたいというふうに思っております。

それから、2点目の雨水の問題ですけども、今特に雨水対策でやっておりますのは、いわゆる低地帯の海側ベリですね。これが11年度でほぼ概成すると。市街化の真ん中あたりは中央都市下水路ですね。これで遮水、カットしておりますので、こちらあたりまではできているというふうに思います。

あと、山手の方で残っておりますのが大阪和泉南線の付近ですね。これは柳谷川なり新家川に取り込むというのが残っているわけございまして、ですからそのあたりまでが雨水の集水の区域であろうと。それから山手は、現在の河川なり水路ということで対応できますし、調整区域ということもございまして、流域が狭くなるということもありますから、対応できるのではないかとこのように考えております。

ですから、御指摘ありました表面水が減るという問題も確かにあるのはあるわけでございますが、できるだけそれは雨水管を入れるにしましても、

要するにオーバーフローして入るというような形の取り込みということを考えていきたいと思えます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——北出君。

21番（北出寧啓君） 今回、下水道建設費、補正額を含めて21億何がしということでございますが、（小山広明君「議案に沿ってやれよ、議案に沿って」と呼ぶ）……100ページ、昨年度からの財政改革の中で……（小山広明君「何ページや」と呼ぶ）不規則発言はやめてください。なかなか発言できなくなりますので、議長、よろしくお願いいたします。

財政危機の中で、今後事業費の総予算を削減していくと。ことしに限っては、雨水幹線の最後の段階に来ておりますので、あくまで二十数億円だということで、来年以降の進捗状況をどのような予算枠、事業費で考えていらっしゃるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思えます。（小山広明君「議長、これ整理せなあきませんで。どこの議案やっとなるのかわかりませんで、こんなもん」と呼ぶ）

議長（嶋本五男君） 初めから議案に沿ってやってくださいと再三お願いしておりますので、皆さんそれに沿っていただけないんで困っております。21番（北出寧啓君） 100ページでございますが、まずお答え願いたいと思えます。それからお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 北出議員の御質問の件でございますけれども、平成12年度予算の詳しい資料は手元にありませんけれども、ことしが総下水道事業費で二十二、三億ということで、来年度は下水道事業費で今のところ12億程度だったと思えます。その中には、当然公共下水道事業費もありますし、流域下水道負担金もありますし、もろもろ含めて今のところ、ちょっと記憶で申しわけないんですけども、12億程度の予算要求をさしていただいていると。今ちょっと手元にないので申しわけございません。ただ、ことしに比べて激減すると。減額になっております。

それと、もう1点なんですけれども、ことし、11年度で雨の事業は終わりという御発言だったん

ですけども、一部2カ年にわたる工事もやっておりますので、11年度概成ということで、来年度も一部雨の事業はやるつもりでございます。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 公共下水道工事に関しては、瀬戸内法に規定されて、瀬戸内海沿岸の海の浄化にかかわってりんくうタウンの埋め立て、下水道処理場の設置ということになっているわけですが、大里川周辺の企業の工業用水の排水について、これは特に大きな問題となっておりますけれども、今そのあたりまで下水道幹線が接続しつつあるという状況で、企業との交渉の経緯ですね。結局、高額であるために企業営業ができないと。だから、工業排水はこの状態であれば下水道幹線につなげないというふうなことで、下水道当局はいわゆる減額措置ができないというふうなことで、今交渉が難航しているというふうな聞き及んでおりますが、これが成立しなければ最大の汚染源の1つということになっておりますので、何のための公共下水道かということになってきます。その点について御説明をお願いしたいと思います。進捗状況、交渉の経緯を説明していただきたいと思えます。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 男里川、大里川水系の工場群の汚水の取り込みについてでございますけれども、今北出先生から御質問いただきましたように、男里地区の下水工事は、順次施行中でございます。

10月から11月ごろに工場二、三社の方と会合を持ちまして、いろいろ下水道のことの勉強会ということで、我々下水道の整備課、それと総務課が出席いたしまして意見交換をさせていただきました。

その中でいろいろ下水道料金についても質疑がありましたし、その排水量につきましてもいろいろ我々からも聞きましたけれども、何分第1回目ということで、まずはお互いの持っている情報をこれから交換していこうと。

それと、下水道料金についても御質問が出ましたし、水質の問題、いろいろ出まして、泉南市の下水といたしましても、大きな工場というのはま

だ例が余りございませんので、今後引き続き他市の例も含めまして、我々も勉強し、工場の方々もいろいろ勉強されているようですので、今後また情報交換を中心に折衝を進めていきたいと考えております。

議長（嶋本五男君） 北出君。北出君に申し上げます。さきの補正予算以来から議案に沿って質問してくださいというようお願いしておりますので、よろしく御協力のほどお願いします。

21番（北出寧啓君） 今のあれは、全く答弁になっておりません。旧来、何年にわたってその辺の交渉経緯がどうなっているか。二、三年前から、あなたがここに赴任するはるか以前から問題になっているわけです。現段階でそんな発言されては困ります。

だから、実際に少なくとも行政当局がどういう態度をするのか。工場排水に減額措置をする気はあるのかなのか、交渉が難航した場合どうするのか、それぐらいの判断は示していただかなければ困ります。特に地域住民は、工業排水を下水道幹線につなぐことによって大里川の整備をします。新しい設計も、あなた以前の課長が説明してこういうふうにできるんだと、3分の1に削減して周辺を緑地化するんだということも含めて協議しているわけですから、今どきあなたがそんな、これからお互い意見交換しますみたいな発言であれば、一体行政はこれまで何してきたかということになりますので、部長でもどなたでも、助役でも結構ですけれども、その辺の政治的判断も含めて御説明ください。

議長（嶋本五男君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） お答えします。

現在、面整備のできている区域といえますのは、いわゆる鳥取吉見線から下の2工場でございます。

それから、減額ということですが、その上の工場で面整備ができた場合には、かなり排水量が多いので減額してほしいということですが、下水道部としては、今のところ減額の考えというのは持ってないわけでございます。

ただ、工場としては、いわゆる希釈水とか、いろいろもろもろの水量が非常に多いので、その分を会社自身の経費節減でかなり縮減できるんでは

ないかということで、今話し合いをしているところでございます。

以上でございます。

〔北出寧啓君「最後にします」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） だから、今明らかになったことは、これはもう数年前から言われていることの繰り返しで、行政当局は減額をしない、それから周辺企業は、減額しないならつながらないということが二、三年前から言われているわけですよ。今、課長の説明をお聞きすれば、やっと意見交換をした、始まったということですよ。それ怠慢でしょう。もう意見は求めませんけれども、可及的速やかに対処してくれるように要請して、質問を終わりたいと思います。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 下水道なんですけど、現在、面整備が一定程度完成していますけども、これは条例で接続を3年内ということになりますと、現実にはそのことがなされているんかどうかということと、なされない場合の罰則規定か何かの問題があるかなと思うんですが、そういった面はどのようになっているんか。

そして、もう1点は、実質雨水というのは御承知のように、いつも小山議員が発言してますけども、保留水として田んぼとか山とか、そういう部分に非常に大きく残っていつている。そして、それが国土保全に大きく役立っているという、こういう表現がありますが、私もそのとおりだというふうに思います。

それが最近はなくなって一気に下流まで行ってしまうわけで、川も水がなくなってしまう、かれてしまうという部分もありまして、痛しかゆしかなというふうに思うわけで、そういった意味では市の今後の方向としては、保留水の問題ね。例えば地下タンクへ貯蔵していくとか、そういう意味での問題も含めて考えられていくのかどうかという点で。

議長（嶋本五男君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） お答えします。

面整備ができたところについては、先ほど巴里議員さんが言われたように、3年間以内につなぎ

込まないかんということはございます。ただ、それについての罰則規定というのはございません。そこで、できるだけ早くつなぎ込みをするよう下水道部としてはPRなり指導しているわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、雨水の関係ですけれども、先ほど市長も申しましたように、上流部の雨水の整備については、先ほど言われましたようないろいろ方法がございますので、その方法もこれからは検討していきたいということでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） ちょっとわからないけど、上流分て何を。上流分て何を言うてるんですか。上流分て意味わからないんですが。上流の住民のことを言うてるわけですか、お答えは。僕はそんなん聞いてないです。それは聞いてませんから。

保留水という問題なんですよ。一定程度——雨というのは、降れば当然土地にしみ込んでいったり、あるいはそのことによって田んぼにたまったりということで一定保留してるわけですよ。徐々に流れていくから、川は一気にかれずに、徐々ににじみ出して行って、川というのはずっと流れていくわけです。わかりますわね。

今では全部やってしましたら一気に流れてしまうから、川もかれるのは早いから、この方法を何とかできないのかと。それは一定地下タンクとかそういう問題がありまして、そういう保留水のタンク貯蔵みたいな形は考えられるんですかというのが1点と、保留水と言うたんです。そういう方法論がありますわね。

そういうことは今後考えられるのかというのが1点と、そしてつないでいる、いわゆる面整備ができて、たしか11年度の末で30%ということになってますけれども、それが果たして達成できるんかという問題と——これは後になりますけどね。これは先ほど言うてません。

もう1つは、先ほど私言うたように、つないでいないのに何の罰則もない。そんなら3年という条例の意味が何ら効果を及ぼさないということになるんですけれども、そういう点はどうお考えなんですか。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） まず、巴里議員御質問の保留水の件でございますけれども、我々土木の言葉でいえば浸透型といいますか、浸透型の雨水対策という言葉かと思ひます。それにつきましては、泉南市の地形によりますと、山から海に行きまして、ただいま雨水の整備をやっておりますのは、浜側に近い、海に近いとこでございますので、その場所で浸透型をやりましても余り効果がないかなと。

一方、山手の方になりますと、地層的にも場所的にも広く場所がとれますので、そういう雨水浸透型の対応も考えられるかと思ひますけれども、現時点の下水道計画につきましては、そういう考え方は今とっておりません。将来、下水の範囲といひますか、総合的な雨水の計画の中でハード的といひますか、線的な整備だけではなく、先生おっしゃった浸透型で貯留していくという考え方も取り組んでいく必要があるかと考えております。

それと、接続の問題でございますけれども、3年間たって接続してないことについては、罰則規定はございません。そのことは各都市とも問題となっておりますので、先月から今月にかけて、府下の各都市にどう方法で接続をやるようにやってるかということでアンケートを行いました。

今、集計中でございますけれども、一般の市の広報に掲載する、それからチラシを配布する、それからのはがきで御案内する等のほかに、いろいろ取り組んでおられる市町村さんの中には、戸別訪問をしたり、いろんな方法でチャレンジされております。

今後は、各ほかの市町村の事例を参考にしながら、罰則規定はないんですけども、水洗化率の向上に取り組んでいかなければならないと考えております。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 部長、誤解しとった答弁どないしますか。訂正してもらうんやったらしてもらわなかったら、そんな頼りない返事もろとつたら……。上へつないであるとか、つないでないとか、そんな話を僕は聞いてないんでね。

浸透型と言ひますけれども、今、日本だけでない

と思いますけども、長崎県もそうなんですが、夏がれの水対策というのが非常に大きな問題として各地で、世界的には砂漠化されているという問題がありますけども、そういう意味では、公共下水をつくるのがイコールいいんだということなしに、そのことをどう再利用できるかというシステムの循環、制度、システムのあり方を問いかけていく、公共下水のあり方を問いかけていかなきゃならないんじゃないかな。そのための保留水のつくり方というか、いわゆるため池じゃない形、地下、やっぱり公共的なものの下に入れていくとか、いざというたら、そのことが災害のときに大きく寄与する。神戸震災、それがありませんね。大谷石ができてると、ちょっとどこか忘れましたが、大谷石を取った跡へ水を入れ込んで、いざいうたときそれを使うとか、もちろん保存という問題もありますけども、そういう問題もあります、公害問題とか災害に対して非常に大きく関心を持たれてきているんですね。

そういう形で、今までのような形でない新しい方式を市として今後考えていかれるのかどうかということをお聞きしている。技術者の方ですから、これをあなたに聞くのはちょっと無理だと思うんで、市の政策の問題になってきますんで、これが完成していくのはいいんですけども、つなぎの問題の中で罰則規定がないという問題も、それでは条例の必要が余りない場合はどうするんやという問題になって、条例そのものもそれでは余り効力を発揮しないかなと。

3年以内につなぐんだと言うてるけども、つながないなどないするねんみたいな話になったときに、いやそれは何にも関係ないんやと。これは面整備の汚水の問題も出てくるかなというふうに思うんですが、そういう点では、方法論というより、今後の考え方をもう少し明確に示していただけませんかというふうなのが趣旨なんです、いかがでしょうか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目の河川水の保水能力といいますか、表面水の確保という問題なんです、泉南市の場合、大きく分けまして男里川・金熊寺川水系と、こっちでいきますと榎井川

水系ですね。新家川を含んだ榎井川水系に分かれるというふうに思います。

金熊寺川水系には御承知のように堀河ダムがございますので、あそこに最大270万トンぐらいの水がためられるわけで、できるだけあそこは常時少しづつ放水するように心がけております。ごらんいただいたらわかりますように、中段に放水口がありますので、それで下の河川水の確保といえますか、それをやっておるといことがございます。

それと、ため池もたくさんございますから、一定のそういう効果というのはそれぞれの地域にあるわけなんですけれども、特に泉南の場合、山手が近郊緑地保全地区とか指定されておまして、自然林あるいは山間部ということになっておりますので、我々雨が降ったときに考える流出率というのがありますが、市街地でほとんど家が建ってて道路舗装がしておれば1に近い数字と。山間部へ行けば、その状態によってコンマ4とか3とか2とか、そういういつときに出る率が下がってくるわけで、ということはその土地自体が保水能力があると。

したがって、仮に一度に降ったとしても、ずっと出てくるのは山手の山間部ですとごくわずかで、それが数日間あるいは数週間にわたってしみ出るという、もともとそういう性格がありますので、したがって我々の方は、今のところ河川水等のそういう問題については、ある程度クリアできてるんじゃないかというふうに思います。

ただ、御指摘ありましたように、雨水の貯留とか再利用というのは、今大きな課題でございますので、我々の方もこれから何か物をつくる場合でも、考えておかなければいけない課題だというふうにとらえております。

それから、もう1つ、下水道法のつなぎ込みなんです、一応3年以内ということになっておりますが、罰則規定がありません。これは努めてお願いをしていかざるを得ないわけでありまして、なかなかそれぞれの家庭の事情もあって十分にいかない部分があるんですが、罰則ということについては、今ちょっと考えにくいと思います。できるだけその以内にさせていただくと。しやすいよう

にいろんな融資制度とか設けておりますので、ぜひそういうことを活用していただいて、その以内につなぎ込みをしていただきたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 巴里君。議案から外れておりますので、まとめてください。

25番（巴里英一君） わかりました。

確かにそのとおりで、いわゆる遊水の問題、保留水、浸透水、いろいろ条件が整っていくことによって、水確保の問題も考えていかなきゃならないということでもありますし、今後はそういう方向で世界的な動きの中でも、日本も特にそういう水がたっぷり余ってるということはありませんし、各地方自治体がそのことをやっぱり国に対してきちっとした方針を、市長会も含めてですが、出していくということは、今後の国土保全の問題としてやっぱり大事なことでないかなと思います。

できれば3年の期限の条例の中では、きちっとそれなりのつなぎ込みができ得るような対策といえますか、確かに宣伝とかいろいろの願いも大事なんです、それはやっぱり経済的な問題も含めて、市が全部補助したれという意味じゃないですが、それなりの方法を講じていって、できるだけ普及率を高めると。せっかくできたものを高めていくという努力をぜひともお願いして、終わります。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかに。———松原君。

8番（松原義樹君） 先ほど北出議員も言ってくれたからあれなんです、男里の工場の取り組みのところ、それは私、前に聞いたはずですね。何ぼの太さの管をそこに入れるんですかと、その道路の下に。そうしたら250ぐらいの話を聞いたんですが、そのこともまだはっきりわかってない。向こうの工場の中でどれだけの水が例えば1秒間に対して排出されるかと、そういうことができてないような感じがしますから、それについてもどういう格好でやるのかを聞きたいのが1つ。

それと、5号踏切の下この工事については、もう過去2回、3回と延期されておるといおうか、工事の時間がふえてますね。そういうことがきょう出ているこの101ページからの歳入歳出の中

の超過勤務が250万円とか、こういうような数字が出てるように思うんですが、そういう意味からして、なぜそんなになってるんかと。おくれた理由ですね、もうちょっとははっきりした。

それと同時に、その雨水の取り込みについては、11年度というたらことしやと思うんですが、こととして概成というんですか、大まかにできたという答えやったと思います。でも、まだきょう見ると、ピアの下はまだ掘り返しが始まりましてね。それは下水だけの工事やないかもわからないのですが、そこら辺全体的にちょっとどれくらいになるのか。早くあそこをきれいに開通してほしいというふうか、歩道も大きな顔をして通れるような状況にしてほしいと思うんですが、それもまだできていません。そこら辺のことを2つ3つ言いました。回答ください。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 3点御質問をいただいたんですけども、まず一番最後の新府道の南海の交差点との高架下の工事の件だと思われるんですけども、あの工事は下水の雨の工事、それから下水の汚水の工事、それとほかの埋設企業ですね。関西電力ですとかガスとか入っております。現在、雨の方の工事は終わりました、今汚水の方の工事をやっております。現場はほぼ終わっております、今現在は関西電力さんほかのガス等の地下埋設物の施工中でございます。

あの工事につきましては、道路の関係もございまして、工程会議——道路管理者を含めまして、各地下埋設企業の連絡調整会議を持ちまして円滑な工程管理をしております。この件につきましては、特に道路管理者の方から工程調整を求められておりますので、工程調整会議を持ち、今各企業者協議しながらやっております。

それと、超過勤務手当の件でございますけども、去年大型補正がございまして、3月末ごろに契約した物件が多いんですけども、それが今年度に入りましていざ工事に入ると。工事の場合には各種の手続、それとか道路管理者の手続、各地下埋業者への協議等ございまして、昨年度発注いたしました補正予算の分の現場監督といいますが、各種協議の分で超過勤務手当がふえております。今後

は効率的な執行をしていくということで、超過勤務ができるだけ少なくなるように指導しているところでございます。

それと、1点目の工場群の計画でございますけれども、当然下水道というのは、下水道法認可に基づいてやっておるんですけども、いかんせん工場と申しますのは、水利用、水の出る量が経年によりまして、技術の進歩もあるんですけども、かなり変わってくるということが1点ございまして、それとあと、水の出し方といいますのがなかなか我々下水サイドではわからないと。

簡単に言ってしまうと、いつときに水を流すのか、それとも1日かけてゆっくり流すのか、そういうことをまだ勉強してないといいますが、まだ会社の方も水の出し方ということで正確な数字は持たれておりません。水の量が、近年、会社自体も節水型の装置を使っておるようでかなり減ってきてる等々もございまして、水の量につきましては、今のところは従前の計画に基づいて作業を進めております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） 今、超過勤務手当のことにしても、今後は改善するというような言い方をされましたが、103ページに出ている給料が394万8,000円、こういう金額に対して職員手当635万5,000円、それと共済費90万6,000円、こういうものは感覚的に言うたら、本給の方が多くてそれは少ないように思うんですね。まず、ここら辺がちょっと不審といおうか、おかしいと思うんですが、そこら辺はどういう状態なんですか。

例えば、本給で出た分だけは1人分で、あと10人が超勤してるからこうなったんですとか、何かそういう話がないと納得できないというか、おかしいと思います。

それと、何ミリで設計したのかということについてはちょっと答えてくれないので、そこについてもちょっとお答えください。

それと、5号踏切下は、あの分が終わったら次もう取り込んで、その水は、男里の上からの分は全部流せるんですか。それもお答えください。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 予算書の中身でございますけども、人事異動に伴うものと超過勤務手当による増と2つございまして、人事異動に伴いますものは、定員の変更によりまして減額になっております。それと、主に超過勤務手当につきましては、下水道建設に係る先ほど申しました現場の工事の設計、施工監督、各種協議によるものでございます。

それと、管の直径でございますけども、以前お話しさせていただきましては、現在やっている下水道法認可の値でございます。（松原義樹君「何ぼですか」と呼ぶ）今ちょっとそこまでは、手元に認可書もございませんので、今のところは申しわけないんですけども、資料不足でございます。

それと、もう1点ですけども、男里幹線の雨水でございますけども、平成11年度末の概成で今工事を進めております。今、各取り込みのところの工事を契約しているわけでございますけども、取り込みの工事が終わりまして、あと閉塞後撤去して通水ということでございまして、今のところまだ閉塞、撤去するための具体的な方法を検討中でございまして、いついつごろに通水するかというのは、具体的には今お答えできません。目標といたしまして、来年の出水期までには通水をしたいと考えております。

議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） 最後にします。

そしたら、来年のそういう時期というのは6月ぐらいになるんですね。5月か6月になると思うんですが、今も何回も言うてるように、その下の方はもう通ってるんですか。いわゆる大阪湾に出てるんですか。どこかを抜いたらもういけるようになってるんですか。5号踏切の下は、今工事してますね。それを抜いたらもういけるんですか。その工事はできてるんですか。それで最後です。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 男里雨水幹線でございますけども、南海の高架下の工事、ことし終わりまして、あとずっとりんくうタウンの埋立地内につきましては、ボックスはできておりま

す。りんくうタウン内の雨水幹線はできており
ます。

〔松原義樹君「はい、終わりです」と呼ぶ〕
議長（嶋本五男君） ほかにありませんね。――
――以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。――
――討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可
とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よ
って議案第12号は、原案のとおり可とするこ
とに決しました。

次に、日程12、議案第13号 平成11年度
大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計補正予算
（第2号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに
内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議
案第13号、平成11年度大阪府泉南市污水处理
施設管理特別会計補正予算（第2号）につつま
して御説明を申し上げます。

補正の内容でございますが、歳入歳出の総額に
それぞれ231万6,000円を追加し、歳入歳出
の総額を4,959万3,000円とするものでござ
います。その内容につきましては、前年度繰越金
並びに污水处理施設管理基金定期預金利子を汚
水処理施設管理基金へ積み立てるものでござ
います。

簡単ではございますが、説明とさせていただきます。
よろしく御審議賜り、御承認賜りますよう
お願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） 質疑の前に議員各位にお願
いします。議案書に沿っての御質問をお願いし
ます。議案書から外れますと議長の方で制止す
ることがありますので、その点よろしく御協力
のほどお願いいたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
――東君。

7番（東 重弘君） 議長のお言葉でございます
ので、今度は議案書に沿ってやります。

今回の補正は、管理費積立基金ということ
ですが、昨年でしたか大規模改修、3月補正だ
ったかなと思うんです。詳しい額はわかりま
せん。大変高額なお金を入れて補修をされま
した。その理由は、今後国からの補助金がこ
の施設についてはつかないというふうな話
であって……。また、別の
項で……。

議長（嶋本五男君） ほかにありませんか。――
――以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。――
――討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可
とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よ
って議案第13号は、原案のとおり可とするこ
とに決しました。

次に、日程第13、議案第14号 平成11年
度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第2号）
を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに
内容の説明を求めます。佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） ただいま上程されま
した議案第14号、平成11年度大阪府泉南市水
道事業会計補正予算（第2号）について御説
明申し上げます。議案書の113ページから117
ページとなっておりますが、115ページをお開
きいただきます。

収益的支出の補正でございますが、水道事業
費用に414万円を増額し、14億6,486万5,0
00円とするものでございます。内容につつま
しては、本年4月1日に実施されました人事
異動等によります給料、手当、法定福利費の
人件費の増額でございます。

簡単ではございますが、説明とさせていただきます。
よろしく御審議の上、御承認賜りますよう

お願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第14、議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第15、議案第16号 特別職の職員の給与に関する条例及び泉南市議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第15号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第16号、特別職の職員の給与に関する条例及び泉南市議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一括して御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、国におきまして平成11年9月21日に一般職の職員の給与に関する法律の一部改正法が閣議決定されたことに伴いまして、本市におきましてこれに準じて一般職の職員の給料及び諸手当の額並びに特別職の職員、泉南市議会議員の期末手当の支給率を改正するために、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正内容でございますが、一般職の職員の宿日直手当につきましては、通常の宿日直手当につきましては1回につき「4,000円」を「4,200円」に、特殊業務に係る宿日直手当につきましては1回につき「7,000円」を「7,200円」

に、常時の宿日直勤務につきましては月額「20,000円」を「21,000円」に改正するものでございます。

次に、給与につきましては、国の改正に準じて本市に適用した結果、平均で0.36%の増の改正を行うものでございます。

また、3月期の期末手当の支給率につきましては、一般職の職員を含め特別職の職員及び泉南市議会議員につきましても、それぞれ0.3カ月の減額を行うものでございます。

改正後の給料につきましては、平成11年4月1日から適用するものとし、宿日直手当につきましては、平成12年1月1日から施行し、期末手当の支給率につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———真砂君。

12番（真砂 満君） この改正条例につきましては、人事院勧告に伴う改正条例であります。そのことは理解をいたしておりますが、この人勤によって職員全体に係る金額ですね。それをまず明らかにしていただきたい。あわせて職員1人当たりどの程度になるのか、お示しをしていただきたい。まず、そのように思います。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 給与の増額分でございますけれども、本市に当てはめまして0.36ということで、平均月額1,472円のアップになります。それと、賞与の減額分でございますけれども、期末手当から0.3カ月分を減額いたします。大体職員平均にいたしまして12万円程度の減額になると思います。

なお、全体では一般職の給料で1,040万程度の増となります。

それと、一般職の職員手当につきましては7,591万8,000円程度の減額、特別職の手当につきましては584万7,000円程度の減額になります。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 真砂君。

12番（真砂 満君） ちょっと夜も遅くなって計算も簡単にはできないんですが、ざっと両方で7,000万の減額ということでほぼ間違いないんでしょうか。

わかりました。間違ってますか。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 一般会計分でトータル7,136万5,000円の減額になります。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 真砂君。

12番（真砂 満君） それでは本質に迫っていきたいと思いますが、まず人勤制度について当局はどのようにお考えになっておられるのか、お聞きをしたいということであります。今回、初めてマイナス人勤という形で国の方が出してきたわけでありまして、制度についてどのようにお考えになっているのか、その点1つ。

2点目は、この99年の人事院勧告の評価について当局はどのようにお考えなのか、お示しをしていただきたい。

それと、あわせて7,000万円余りの減額になるわけですから、泉南市の職員さんは地元採用が非常に多いわけでありまして、この7,000万の減額が地域の経済に対して波及はどうか。その辺、民生の方でどのように影響額を考えておられるのか、お示しをしていただきたい。

その3点、まずお願いします。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 従来から職員の給与につきましては、人事院勧告制度を尊重した中でその対応をさしてきていただおうということでございますから、今回も人事院勧告では上がる分もございますけれども、下がる分もあったということでございます。

今回の人事院におきましても、基本的には官民の給与を精査した中で比較をして、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させるという民間準拠を基本として行ってきているという考え方でございますから、それは現在の今の社会情勢の中からいきますと、いたし方ないのかなというふうに考

えておるところでございます。

公務員というのは身分を保障されておりますけれども、ただ非常に厳しい仕事、秘密を守らなければならないとか、非常に厳しい制裁もございます。ただ、生産をしているわけではございませんので、やはり民間の企業に合わせて人事院の勧告に基づいて従来から対応してきているということの中でございますから、本市としても今回もそういう形で対応を考えたということでございます。

それと、今回非常に厳しい人事院の勧告というふうに我々は理解をいたしていただおうでございますけれども、年度途中でマイナスの勧告ということになりますから、労働者、常に生活給という形の給料でございますから、かなり厳しい対応になるわけでございますけれども、それは今の長引く不況の経済情勢でございますが、御理解を賜った中でこういう形で提案をさしていただいたということ、御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 人事院勧告による経済効果はどうかという御質問であったと思いますが、（真砂 満君「影響」と呼ぶ）影響はどうかということでございますが、現在私どもでは試算いたしておりませんので、この場でちょっと答えづらいところでございますんで……。

議長（嶋本五男君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 正直なお答えですんで、それはそれでいいとしますけれども、やっぱりそれだったら困るんですね。やはりきちっと出していただく必要があると思うんです。

まず最初に、人勤制度、民間準拠の考え方については、非常によくわかりました。ただ、すべてが福祉の面、福利厚生面、その他もろもろ交通手段も含めて、国と泉南市がまるっきり一緒であるというのであれば、国一元化というのも一理あるというふうに思いますけれども、本来、労使のこういったものについては、労使間できちっとしていく、これが普通である、これが基本姿勢だというふうに思います。

ただ、法律のいろんな制限がございますからそれはそれといたしましても、職員団体との関係で

いいますと、公器の職員の皆さんもおられますし、労働法で守られている職員の皆さんもおられるわけですから、それは一定法律としての権限があるということであります。その辺はきちっと理解をしていただいておりますのかどうか。ただ単に人勤制度だけで民間準拠という形であれば、非常におかしいのではないかなというふうに思います。後でその辺についての御見解をお示しいただきたい。

それとあわせて、それであるならば12年の問題が今いろいろ議論されているところでありますけれども、それだったら逆にそのことはなぜなのか。人事院勧告が出されていないのに当市だけなぜそういったことをされるのか、その辺との整合性をお示しいただきたい。

それと、もう1点、一時金の加給金についてお伺いいたしますけれども、この加給金制度というものは一体どういうことなのか、改めて議会でお示しをいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 先ほど真砂議員の方から、当然、国と市町村とは仕事の内容も若干違ってあります。ですから、やはり市は市としての御意見があったわけでございますけれども、一般的に公務員としての職務とかその辺は、国とはよく似ておりますが、実際仕事の内容は違います。それと、この周辺での市町村ですね。大体同じような仕事の内容ということの中で、今回の人事院勧告につきましても、他市の状況等も見比べた中でこういう形で提案をさしていただいて、労使で合意に達したということでございます。

ただ、今言われましたように、当然公営企業法もございまして、現業もございまして。ですから、その辺の中ではやはり国とは、一部ですけども、取り扱いの違う部分もございまして、その辺は双方の話し合いの中で決定していくということは、我々としたら理解をさしていただいております。おつもりでございます。

それと、12年の問題でございますけれども、今回の期末手当につきましては、特に長期の不況の中でかなり民間についても下がってきているという状況の中で、やはり公務員だけ高いボーナス

ではという状況が出たということの中で、やはり下げるべきものは下げていくと。従来からも期末手当等について上がってきたときには、その辺の対応もやってきたという経過がございます。ですから、今回はそういうことで、今の経済情勢の中ということの中で御理解を賜ったということでございます。

ただ、今関係団体に申し入れをさしていただいております12年につきましては、やはり現在の泉南市の財政状況の中で、赤字再建団体になることは、当然市民サービスの低下も来すということの中で理解を賜った中で、それについても行っていきたいという気持ちで提案をさしていただいております。

これは、これから交渉に入っていくわけでございますけれども、その中で十分説明をして、御理解を賜った中で進めていくという考え方で、これからその辺の交渉に入っていくと。事務折衝はかなりやっておりますけれども、本格的な交渉はこれからということでございますから、その辺で御理解をお願いしたいと。

加給金の制度につきましては、次長の方から説明いたします。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 一時金の加給金制度でございますけれども、これは職務内容によりまして一時金に加算するというものでございます。本市では30歳で5%、40歳で10%、課長級15%、部長並びに特別職、それと議員さんにつきましては20%の加算を行っております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 真砂君。

12番（真砂 満君） まず、加算制度の件についてお伺いをしたいわけなんですけど、今御答弁いただきましたように、30歳5%、40歳10%、これは基本的には給料といいますが、賃金に差別化を図るものであるわけでありまして。それはそうなんですけども、やはり原則的には生計費とともにカーブを描いていかなければいけないのではないのかなと。これはやっぱり基本であるべきだというふうに思うんですよ。40歳以上になる

と、後はもう補職の関係で上がっていくわけですよ。議員がなぜか知らんけども20%いただいていると。これまた不思議な制度だなと。今までもらいながらこんなことを言うのもおかしい話であるとは思いますが、その辺ですね。

なぜこんなことを言うかといいますと、この本会議場の中でも、管理職の数を発表されると驚きの声が上がります。例えば、退職金の今後10年間の人数なり、また金額を発表すると驚きの声が上がります。そういった状況の中ですから、あえて発言をさせていただきたいんですが、だれしも生活というのは、部長であろうが、課長であろうが、平職であろうが、一緒なんですよ。加算制度があるとするならば、補職関係なしに50歳で幾ら、60歳で幾ら、そういった段階的な加算制度にすべきであるというふうに思うんですよ。原資がなければ、私は思い切って議員の20%を外せばいいと思います。

そこらあたりの考え方、具体的な、何%にせえとかそういうことじゃなくて、考え方について議論を深めたいと思うんですけども、どうなんでしょうか。不公平も生じている場合もあるんじゃないでしょうか。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 役職加算につきましては、当然職務の困難性等を考えてということが基本であろうと思いますので、当然課長あるいは部長、あるいは特別職等につきまして、20%の加算をするというの、ある一定合理性があるんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 非常に反論させていただくようで申しわけございませんが、それはそれで毎月管理職手当という形で支給をされているわけですから、それは一時金の部分についてまですることはないんじゃないのかなというふうに思うんです。

ただ、私が言いましたように、そしたら例えば45歳、50歳で生活が一番大変だといわれている世代、課長なりまた部長という補職がついてい

る方はそれなりの分がつかますけども、ついてない方がこの七百何人の職員の中でおられるわけでしょう。

やっぱり生活ということの基本にすれば、その辺は補職がつこうがついてなからうが関係ないでしょう。部長の生活と係長の生活と、同じ年だったら同じ生活なんですよ。大根1本買うにしたって同じなんですよ。部長は給料高いからいうて大根が高く買えて、給料が安いから安く買えるとか、そんなもんじゃないでしょう。生活の基本は一緒なんですよ。

ですから、そういう一時金の加算についても、基本的にはその年齢とかそういったものでカーブを描いていくような加算制度にすべきではないのかなと。これは私の意見なんですけども、作業の職務の困難性でされているということになれば、またおかしな部分も出てくるんですよ。現実に行っていることがおかしい部分も出てくるわけですから、40歳までは年齢でやられているわけですから、その後が補職でやられていくわけでしょう。そのこと自身がやはりおかしいんじゃないですかと、その辺、私指摘しておるんですけど、ちょっとその辺きちっと議論したいと思うんですけど、いかがですか。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 今、真砂議員から言われましたように、うちの場合は年齢で加給している分と役職で加給している分とあるわけでございます。その辺は最初の経過、なかなか詳しいものまで調べておられないんですけども、当然国とかその辺の制度からいきますと、役職への加算だという、そういう考え方も持っているわけですね。

ですから、うちとしても何回かの改正の中で、そういう形で制度化されてきたもんだというふうに我々考えておるんですけども、御意見は御意見として賜らなければならないわけでございますけれども、現段階での考え方としては、現在のこの加算制度という形で進んでいるということで、御理解をお願いしたいなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 真砂君。

12番(真砂 満君) 国の方の考え方は、今公室長がおっしゃられてましたように、役職制度の性質も一部ございました。しかし、そのときの時代背景というのは、やはり民間ではいろいろ成績考課的なものがある、また一方では中高年者の生活が大変だということで、この制度が発生してきたわけです。

そういった意味では、やはりさっきから私が言っているその補職がつかない方についても、その制度を受けられるべきだということだというふうに思います。今ここでお互いに議論をしても、結論が出ることはないだろうというふうに思いますけれども、意見としてぜひとも聞き及んでいただきたいというふうに思います。

それと、もう1点、白谷部長の方で何もしていない。現実はそうであろうというふうに思います。ただ、今このように地場が冷え込んで、職員の給料が下がる。これは後でまだ組合との交渉とかそれはいろいろ残っておりますけれども、12年の問題が後に控えている。手当のカットなり、また国の方では、調整手当の部分についてもカットしていくというふうな話が私どもの耳にも入ってきてるわけなんですけれども、そのことすべてをさせますと、かなりの影響が出てくるというふうに思うんですよ。

今回の部分でも一時金に係っては12万の減ということですから、今のこのシーズン、忘年会なりいろいろ出歩く機会が多いシーズンですけども、だれしも12万円も給料が下がってくると、やはりそういったことも控えてくるわけですよ。地場の産業がこれだけ冷え込んで、飲み屋さん、また食べ物屋さんに影響するというのは、もろにかかってくる問題だというふうに思います。

一方、12年とかそのもろもろの試算では、職員1人当たり30万円の減額になるというような数字も一方で出てきてますから、今以上にやはり厳しくなってくるわけですね。

さきにも言いましたように、職員の皆さんは、地元で採用された職員がかなりおるわけですから、地元への影響というのははかり知れないわけがあります。少なくとも私は30万円給料をカットされると、地元で今まで、私は飲めませんけども、

飲みに行ってる分は必ず減らします。減らさんと生活もちませんからね。そんなことを考えると、白谷部長とこの所管である部分で、このことについてどうなるんだということは、やはりきちっと把握をしとかなあかん必要があると思うんですよ。

以前にも労働実態等々質問させていただいたときでも、泉南市として何もされていないというふうなお話がありました。民生の部分を所管する部長としては、いささか職務として何もされていないような気がするんですけども、本来的にはそういったことも仕事としてやるべきじゃないのかなというふうに思うんですけども、そのあたりどうなんでしょうか。

議長(嶋本五男君) 白谷市民生活部長。

市民生活部長(白谷 弘君) 真砂議員の再度の質問でございまして、私ども商工課を所管している部局といたしましては、当然そのような試算もする必要があるのではなからうかなと思っておりますが、現状の体制、課長以下3名でございまして、その辺の職員みずからで試算するのは難しい問題があるかなと考えておるところでございまして。今後、きょうの御意見を参考に前向きに検討はさせていただきます。

以上でございます。

議長(嶋本五男君) ほかに。——以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより本2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本2件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(嶋本五男君) 御異議なしと認めます。よって議案第15号及び議案第16号につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第16、議案第17号 平成11年度大阪府泉南市一般会計補正予算(第6号)から日程第19、議案第20号 平成11年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算(第3号)までの以上4件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案4件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。遠藤助役。
助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第17号、平成11年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）、並びに議案第18号、平成11年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、並びに議案第19号、平成11年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、並びに議案第20号、平成11年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第3号）について、一括して御説明を申し上げます。議案書の13ページ以下でございます。

先ほどの一般職の給与改正の条例並びに特別職及び市議会議員の期末手当に関する条例改正により、改定率を0.36%とする職員の給与改定を平成11年4月1日にさかのぼって実施し、また期末手当の支給率の0.3カ月の減額を実施するに当たり、一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、下水道事業特別会計予算及び水道事業会計予算に変更を加える必要が生じたため、4会計予算につきまして、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、一般会計につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、給与費及び国民健康保険事業特別会計並びに下水道事業特別会計の繰出金の減額7,423万円を公債費管理基金に積み立てるものでございます。

また、国民健康保険事業特別会計でございますが、39ページでございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ94万4,000円を減額し、48億4,161万8,000円から48億4,067万4,000円とするのもでございます。

次に、下水道事業特別会計でございますが、47ページでございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ192万1,000円を減額し、33億463万1,000円から33億271万円とするものでございます。

次に、水道事業会計でございますが、57ペー

ジでございます。収益的支出の予算額から420万5,000円を減額し、14億6,486万5,000円から14億6,066万円とし、資本的支出の予算額から65万6,000円を減額し、12億6,188万2,000円から12億6,122万6,000円とするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。———質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。討論はありますか。———討論なしと認めます。

これより本4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本4件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第17号から議案第20号までの議案4件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第20、議案第21号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第21号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴いまして、本市におきましてもこれに準じて職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要から、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正内容でございますが、近年少子化傾向が進

展し、安心して子育てに専念できる環境づくりへの社会的要請が高まっている中、これまで基準日に育児休業をしている職員につきましては、期末手当、勤勉手当を支給しておりませんでした。今回の改正により、勤務実績に応じて期末手当、勤勉手当を支給することができることとするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———巴里君。

25番（巴里英一君） 今まで支給してなかった、「基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。」ということで、これに対する予算措置あるいは予算規模はどのぐらいになるんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 予算規模ということでございますけれども、各基準日、3月1日、6月1日、12月1日、期末手当につきましてはこの3回、勤勉手当につきましては、6月1日と12月1日に在職しておりながら育児休業で休んでいる職員に今まで出してなかったと。

それを今度はこの期間に在職しておっても、例えば勤勉手当につきましては前6カ月、期末手当につきましては3月、6月につきましては前3カ月に勤務した実績のある職員で、その各基準日に休んでおる職員ですね。休んでおるといふか、育児休業をとっている職員に対して、その割合に応じて支給するというものですので、多分1年間に出る率と申しますのは、二、三名ではなかろうかと感じております。金額といたしましては、何十万単位というところではなかろうかと思っております。正確に積算はいたしておりませんけれども、非常にわずかな額だろうというふうに感じております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） だろう———だろうやったら予算できないやないですか。それは補正でやるわけですね。出た時点でね。補正で措置をすると

ということの理解でいいですか。これは当然、男女機会均等法の中における、男女どちらでも同じ扱いだということの理解でいいですか。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 先生御指摘のとおり、その金額がちょっと当初に積算できませんので、もしあれば補正対応という形になると思います。当然、先生おっしゃるとおり、男女とも育児休業をとる方について適用するというところでございます。

〔巴里英一君「はい、わかりました。それでいいです」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） ほかに。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第21号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第21、選挙第1号 泉南市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） お諮りいたします。本件に関する選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

さらにお諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。泉南市選挙管理委員会委員に南 健君、宮本 保君、金田辰之君、布藤京子君の以上4名を、続いて同補充員には赤井成幸君、中筋三郎君、三宅伊津子君、山内孝之君の以上4名をそれぞれ指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました南 健君、宮本 保君、金田辰之君、布藤京子君の以上4名の諸君が泉南市選挙管理委員に、続いて赤井成幸君、中筋三郎君、三宅伊津子君、山内孝之君の以上4名の諸君が同補充員にそれぞれ当選されました。

なお、補充員の順位につきましては、ただいま指名いたしましたとおりの順位といたします。

次に、日程第22、請願第1号 喫煙対策に関する請願についてを議題といたします。

本件に関しては、理事者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。———松本君。

6番（松本雪美君） もう時間もありませんので、簡単にお聞きしたいと思います。

この請願の中には不十分なところもたくさんありますけれども、しかし少し気をつければ十分に守られることもあると思うんですね。歩きタバコをやめるとか、市民の面接中は禁煙だとか、禁煙タイムでなく分煙、市庁舎内でのタバコの自動販売機の撤去、女子障害者用トイレの灰皿用の瓶の撤去、それからポイ捨ては禁止するような条例をつくってほしいとか、公共施設や学校での禁煙化を推進する、こういう要望が出てます。

私は、市庁舎内で例えば母子の仕事をされているところ、高齢者の担当、お年寄りや障害者が来るところ、そういうところでも空気が悪い、タバコの煙でいっぱいだということで、職員からも苦情も出ている状況やとか、事業部へ行けば煙でまんまんとしてるとか、そんなような状況は、きちっと改めていかねばならないと思います。

それから、個人のモラルの問題というのもたくさんあると思いますから、その点では市理事者がきちっとした態度で臨んでいただければ、解決できることはいっぱいあると思います。

それから、学校施設におきましては、今学校はすごいいろいろな子供たちの心の荒れもたくさん出てますし、喫煙をする子供たちもいるというそんな状況の中で、こういうことはさせないように禁煙教育について取り組んでいかねばならないと思います。学校の施設、職員室で子供たちがたくさん入ってくるようなところでも、先生がタバコをぶかぶか吸ってられる、そういう状況はやっぱり改めねばならないと私は思うんですね。

だから、こういう状況をやっぱり正していくという立場に立って、市理事者の皆さん、それから各公共施設で働く皆さん、それぞれの課でこういう喫煙、禁煙、分煙、それから禁煙教育、そういうものについて取り組んでいていただきたいと思うんであります。

請願者の紹介議員になっておりますから、そういうところに気をつけていただいて、後はぜひ皆さんの御協力をお願いしたいと、そう思います。よろしくお願いします。一言言うてください。

理事者の皆さんには、一般質問では、公共施設については、市庁舎内については、きちっと分煙対策に臨めるような施設を、空気清浄機なども取りつけると、こういうふうに言っておられましたし、それから各公共施設、外の部分についても、それぞれの箇所に対応していくようにも検討すると、こういうふうにご回答いただいたということで私は確認しています。

そういう点で一言だけ理事者の方に答えていただいて、私はもうこれで質問を終わりますので、お答えだけお願いします。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） タバコの件につきましては、議員御指摘のように、今回の一般質問の中でも、タバコの害から市民の健康を守る市の施策についてということで、公共施設での分煙対策ということで御質問をいただいているところでございます。

タバコの件につきましては、本市におきまして、以前から庁舎内におきまして禁煙対策ということで午前、午後1時間ずつ、計2時間の禁煙タイムを実施してきてございます。当初はかなりいろいろと御理解を得てこなかったわけでございますが、

この件につきましては、議員の皆様方にもいろいろと御理解を得てきている中で、会議等におきましては、一定程度守られてきているのではないかと考えてきております。そういうことで、たばこの件につきましては、一定程度御理解を得てきているということでございます。

その上で今後の対応になるわけでございますが、庁舎内におきますいわゆる吸う方の権利ということですが、喫煙される方の権利をむげに遮るわけにもいきませんし、やはり一番いいのは分煙対策となるわけでございますが、今の庁舎内の状況から見ますと、なかなか物理的にそのスペースが得にくいというふうな状況がございました。

そういう中で、最近その分煙のための一定の施設ですね。そういうのがある程度普及しつつあるということでございます。厳しい財政状況でございますが、その辺の施設につきまして現在私どもの方で検討してございまして、でき得れば来年度の予算の中で一定程度の対応を検討してまいりたいと思っておるところでございます。

それで、あと各施設、特に市庁舎内だけでなしに、各公共施設ということをおっしゃられてございます。そういう私どもの関係します公共施設につきましては、関係の部あるいは課ですね。その辺との今後連絡の場なりを持ちまして、今の現状ですね。どういうふうな現状なのか、そしてそういう中でどういう対応ができるのか、その辺を十分検討する中で、また一定程度になりましたら御報告なりさしていただきたいと思っております。

議長（嶋本五男君） ほかに。———真砂君。

12番（真砂 満君） この喫煙対策に関する請願、趣旨はよくわかるんでありますけれども、私は大阪府のたばこ対策行動計画に基づいて、泉南市の方も午前、午後禁煙タイムを各1時間ずつ実施してきている。このことについては、何もしてないと書かれておりますけれども、それは一定されてきていると思います。

私も人並み以上にたばこを吸う方で、いろいろ注意を受けることもたびたびあるわけなんですけれども、この徹底がいまいちされていない。このことをもう少しきちっとすれば、大分違う部分もかなりあるのかなというふうに思うんです。

ただ、ここに書かれている項目を見ますと、歩きタバコはやめるとか、トイレの灰皿の撤去とか、もうそういったことは常識の範囲であるとかモラルの範囲であるというふうに思うわけなんですけれども、ポイ捨て条例の部分も言及をされておりますし、このあたりについて理事者の方はその御用意があるのかどうか。

本来は請願者にお聞きをした方がいろいろ議論もスムーズにいかうかと思うんですが、請願という形ですから、理事者側にお聞きする以外にございませんので、まずこのポイ捨て条例をつくる必要性なり可能性なり、そのあたりどうなのか、お聞きをしておきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） ポイ捨て条例の制定についてのお尋ねでありましたが、現時点では考えておらないところでございまして、私ども現在の条例により対処してまいりたいと、現時点ではそのように考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 真砂君。

12番（真砂 満君） それでは、もう1点だけお聞きをしておきたいなと思います。

ポイ捨て禁止条例をつくる御用意がないということですから、どうなんでしょうね。これを賛成する、反対するにしても、こういう形で出されると、非常に我々議員としてもいろんな立場もあり、判断のしようがなくなってくるわけなんですけれども、もう少しこの問題について、やはり自分の害だけじゃなく他人に害を与える、そういったことがありますし、いろんな影響があるわけです。

ただ、先ほど公室長の方が御答弁されてましたように、スペース、設備の問題等々があって、いろいろ議論を要する部分もかなりあるかというふうに思うわけなんですけれども、そこらあたりこのたばこの害の対策ということで、ひとつ検討するそういったものを設けてきちっと議論するなり整備をするなりした方がいいのではないかなというふうな気がするわけなんですけれども、そのあたりのお考えをお聞かせ願いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） このたばこ対策については、私がかねがね、何て言うんですか、いろいろな角度から検討もいたしておりますし、その請願者からもいろんな御要望をいただいております。当面できる範囲ということで禁煙タイム、これもやっぱり職員の皆さんとか、ある程度理解を得た中でやっているわけでございます。

そこに幾つか書かれておまして、例えばたばこ販売機の撤去とか書かれておるわけなんですけど、本来はやはり分煙という形にできれば一番いいのかなというふうに思っております。ただ、非常に狭い庁舎でございますから、また分煙するにしても、排煙対策とかいろいろしないとイケませんので、物理的に非常に厳しい問題がありますので、今それは研究をいたしております。

それから、その他全般について、この問題についていろいろ検討をしてはどうかということでございますが、やはりこれからの時代として、たばこを吸わない方が非常に多うございますし、女性職員あるいは妊娠をされておられる方もいらっしゃると思いますから、できるだけ合理的な形で、そしてその分煙なりあるいは禁煙対策ができるように、我々の方でもトータルとして一回検討をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——北出君。

21番（北出寧啓君） 基本的に禁煙対策ということの位置づけというのは、我々も当然時代の中で考えていかなきゃならないことだと思いますし、趣旨については基本的に賛同できると思うんですけども、個々の項目については、至ってまだまだ論議しなきゃならない。

例えば、禁煙タイムではなく分煙にといったら、禁煙タイムはやめるのか、そのかわりに分煙ということにするつもりなのか。あるいは庁舎内のたばこ自動販売機撤去というのも、これはやっぱり喫煙の権利もありますし、そういうことの問題性。

難しいのは、やっぱりこれもちょっと意味がわかりにくんですけど、公共施設や学校の禁煙化を推進するという場合に、例えば市役所、冒頭にある総合福祉センターあるいは学校、ここに勤務する職員は禁煙しなさいということで、こういうこ

とが人権の問題として強制されるのか。その辺も非常に難しい。

これが整理されてないということで非常に問題点を含みますので、明快に言っていただければもっと我々も考えられるんですけども、この文面ということではいろんな矛盾がありますので、明快に同意しかねるなというふうに考えます。そのように私は考えておりますが、その点にかかわって行政の見解を示していただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 種々御意見もいただきまして、基本的には北出議員と見解を同じようにするものでございます。何人かの議員の方からも御意見をいただいておりますように、本人のマナーといいますが、それで済む部分と、やはり多少禁煙タイムなり分煙なりを設けてやる部分、特に公共施設についてはそういう要請が高いだらうというふうに私も思っております。

ただ、請願だけを見せさせていただきますと、おっしゃるとおり禁煙タイムで分煙にすると禁煙でもやめるのかと。多分そうはならんのだらうというふうに思いますけれども、考え方としての分煙という方向は、先ほど来総務部長もお答えをいたしておりますし、物理的に可能であればという条件がつきますが、できるだけそういう形でやっていくべきだらうというふうに思っております。

また、私もたばこを吸う関係で、自動販売機を撤去されると非常に困るなというのが率直な気持ちでございます。

それからあと、ポイ捨て禁止条例、これは先ほども御答弁申し上げましたが、もう少し勉強させていただきませんと、実行という点も含めると、たばこだけの話じゃないやろうというところがございます。

それと、公共施設や学校の禁煙化という点については、学校の禁煙化と言われましても、元来吸うたらあかんのやろうなと。先生の問題が若干あるかとは思いますが、この辺も少し整理をしていただきませんと、直ちにこれでという形には非常になりにくいのかなと。私も全体の趣旨については決して反対するものではない、できるだけこういう形でということは思いますが、個別

に見ますと、ややいろいろな問題があるのかなというふうに感じております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 最後にさしていただきますけれども、基本的な時代の要請ということでは、こういう請願というのは貴重かなというふうに考えさせていただきますけれども、とりわけ最後の公共施設や学校の禁煙化というのは、やっぱり基本的人権にかかわってきまして、喫煙する権利もあるわけですから、こういう形で明文化されると、ここではとても賛成できませんよと、まだまだ協議していただきたいですねということで、私の意見とさせていただきます。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかに。———巴里君。

25番（巴里英一君） 私は、願意は尊重すべきだと思う立場です。項目を申し上げますと、皆さんおっしゃっていましたが、歩きたばこはやめる、市民と面接中は禁煙する、あるいは公共施設や学校の禁煙化を推進する、これはまずモラルの問題だというように思いますね。

例えば、トイレの中でたばこを吸うと、これもまたモラルの範疇に入るのかなということで、本来的には禁煙対策の問題やなしに、モラル対策の問題だというふうにきちんとこの願意に沿ったような、紹介議員の皆さんがきちんとそのことを願意をされている方、宇野知代さんですね。この方に申し上げて、もう少し成文化されたものを出していただきたいなというのが本来の私の考え方です。そしてこれを本来なら関係委員会でやっぱり十分審議をしていただくというふうな取り扱いをすべきやなからうかと。

そうして練った上において、これを理事者に今答えるとか答えなとかいう話ではなしに、そのことに対して必要な措置を講じてもらうというふうな形へ論議を展開していくのが、本来の筋だというふうに感じるんです。

出した願意はようわかるし、この宇野知代さんという方は議会のシステムの中身がわからないわけですから。いつもここに傍聴に見えられてますけれども、そして皆さんの名前をおつけになられてま

すけども、せめて紹介されている議員さん方は、請願の場合はこうこうこうでありますよということをお教えしてやってほしいと思う。

それでない、せつかくのこの願意がやっぱり問題提起されてしまうということであってはならない。そのことを慎重に討議をして、そしてどうかということ結論を出して、その論議の結論を本人の願意の届く限りその方に返していくという本来の方法を議会としてとるべきやないかというのが私の趣旨でございます。

そういった意味では、私がたばこをやめてから7年半、もう8年来ますけど、たばこをのんだ——100本のんでましたから、のんでる人の気持ちもわかるし、のまない人の気持ちもわかりますよ。それはそれなりの方法論をどうとるかを全体で協議すればいいんで、モラルはモラルとして社会的にやっぱり広めていく運動というのは、大事なことであることは間違いない。

そのこととこれをどうのこうのということは、若干筋が違うんじゃないかなということ、紹介された議員諸氏の今後の賢明なる民意に対するこたえ方についての御指導なりなをお願いしたいということをお申し上げておきます。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 今たくさんの方の貴重なこの請願に対する意見をいただいたんですが、確かにごもっともでありまして、この趣旨、願意というのは、おおむね皆さんが賛同いただけるものというふうに思います。

ただ、紹介議員として署名した一人として、やはりただいま先輩の先生方が言われましたように、非常に皆さんに要らぬ誤解を与える内容になってしまったなということに對しまして、非常に申しわけないなという思いでいっぱいあります。

ただ、願意が非常によくわかるし、そして本日もこの請願者であります宇野知代さんが傍聴されておりますけども、彼女にあらまはしては、常々本当に陰にひなたに皆さんの健康であるとか、あるいは社会の中でのあるべき姿を訴えられておる姿を見たときに、本当に宇野知代様に対しても申しわけないなというふうな思いでいっぱいあります。

非常にこういうふうな形で時間ない中ぶつけたということに対しまして、迷惑をかけたということに対して、私の方からも一言おわびをしたいと思えます。ただ、この願意だけは知っていただきたいと、このように思います。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより請願第1号を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立少数であります。よって請願第1号は、不採択と決しました。

次に、日程23、議員提出議案第24号 公的年金制度の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関しては、提出者を代表して大森和夫君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。大森和夫君。

5番（大森和夫君） 議員提出議案第24号について案文を朗読して提案にかえたいと思えます。

公的年金制度の拡充を求める意見書（案）

1986年（昭和61年）4月以来、基礎年金制度の導入とともに年金給付水準の段階的切り下げが実施され、1994年（平成6年）11月には被用者年金制度の満額支給開始年齢を原則65歳とする法改定が行われた。

また、現在、国会に上程されている各年金制度改定法案は、被用者年金の支給年齢を65歳にし、報酬比例部分の給付額を5%切り下げる、賃金上昇率にあわせたスライド制を廃止するなど、さらに年金水準を低下させるものとなっている。

年金制度をめぐる厳しい状況のなか、国民の老後生活に対する深刻な不安と、安心して老後を暮らせる公的年金制度の拡充を求める切実な声が高まっている。

高齢社会が進行する現在、求められていることは、「次期年金再計算期に基礎年金に対する国庫負担を、現行の3分の1から2分の1に引き上げ

るよう」との1994年（平成6年）11月国会決議を直ちに実現し、公的年金制度の安定的運営と拡充を持って、年金制度に対する国民的信頼を回復することである。

以上の状況に鑑み、当議会は社会保障の名に値する公的年金制度の拡充のために、政府に対して以下の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 誰もが安心して老後を暮らせる基礎となる最低保障年金制度を全額国庫負担で早急に創設すること。また、当面、基礎年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1とし、将来は全額国庫負担を目指すこと。
2. 年金制度に対する国庫負担を増額する措置とともに、巨額な年金積立金を計画的に活用し、国民年金保険料、厚生年金、共済年金の掛け金の引き上げや、年金支給額切り下げや、賃金スライド制廃止を行わないこと。
3. 年金支給開始年齢は、65歳への繰り延べをやめ、すべての年金について原則として60歳支給とすること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成11年12月17日

泉南市議会

議員各位におかれましては、御賛同を賜るようよろしくお願いいたします。

議長（嶋本五男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。——井原君。

1番（井原正太郎君） 2点ほど質問をさせていただきます。

今回のこの年金制度の拡充を求める意見書につきましては、国会の方でも論議を呼んだ内容であります。この背景にあるのは少子・高齢化、やがていわゆる長寿国家となる中にありまして、やはり年金をいただくその年齢、これが非常に論議的となってきたわけでありまして、確かにこの内容は、60歳から支給をしていただくということは、年をいく者にとってはいいことなんです。逆に若年層が大変大きな負担となってくるといふような計算が既にされております。

そういった意味で、ただいまの意見書の内容が

らしますと、いわゆる保険料の負担率をどれくらいまで見ておられるのか、もしわかれば示していただきたいというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） この意見書の中での案としましては、個人の負担率は変えないで国の補助金をふやしていくという趣旨なので、そこは御理解をお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） これはだれしもが関係のある大事な問題なんですが、この意見書の中で、いわゆる報酬比例部分の給付額を5%切り下げるといふようなことで、賃金上昇率に合わせたスライド制を廃止するなどというふうな内容になっておりまして、この5%切り下げるといふ続きに、ただし従来の年金額をそのままにして、物価スライドした分は保障するという内容になっておったと思うんですけども、これでよろしいでしょうか。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） この内容でいいです。オーケーです。

以上、よろしくをお願いします。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 私が聞いたのは、この後、単に5%切り下げるといふふうに結論づけておる内容になっておりますけれども、しかし、それはあくまでも従来の年金額は保障し、なおかつ物価スライドは保障していくと、その分は保障していくという内容になっておったと思うんですよ。そういうような意味で、確認の意味で質問させていただきました。そういうようなことで結構でございます。

議長（嶋本五男君） ほかにございませんか。——奥和田君。

9番（奥和田好吉君） ちょっとお伺いしたいんですけども、今の年金制度が進んでいくと、若者に対して、これからの年代で、これから成長していく子供に対して、大きな負担がかかる年金制度になっているわけなんです。どこかで歯どめをせんことには、例えば今4人で1人の御老人の面倒を見ているものが、これが10年先、20年先に

なっていくと、2人で1人の御老人の面倒を見なあかんような、そういう制度になってるんです、今の年金制度というのは。どこかであれせん。

ここで質問をしたいと思うんですけども、記第1の最後のところに、「将来は全額国庫負担を目指すこと」となっておりますけども、この財源はどこから出てくるのか。この財源が年間どれだけ要するのか、お聞きしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 金額は大体15兆円ということになると思います。

財源はいろいろ立場があるかと思っておりますけども、大型開発優先とか、銀行への60兆円を削減するとか、そういう内容です。大型公共開発優先の国政とか、それから銀行支援の60兆円、そういう部分を回すというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 現在、日本の借金というのは500兆円ぐらいあるわけなんですね。今、全く雲をつかむような状態で、財源がどこにあるやらわからんというのは、非常に矛盾があると思うんですね。将来の子供を考えると、我が子供、我が孫がそれだけの負担をせなあかんということになれば、これは大変な問題になると思うんです。そこらのとこをどう考えているんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 財源は今お答えしたとおりなんで、ぜひ御賛同賜るようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） これはね、こうなったらありがたいことなんですね。こうなったらありがたいけども、今の年金制度そのものがこのままでいったら大変だということで歯どめをかけなあかんわけですね。それでこういう形になってると思うんですけども、まず財源がなければどうしようもできないと思うんです。

こうなったら非常にええと思うんですけども、財源がどこから出るやらわからんというような中途半端な状況で、これはちょっと非常に問題が残るようなあれだと思います。あえて発言は求めませんけど、これ以上言うたらちょっと答弁しにくいやろうから求めませんけども。結構です。

議長（嶋本五男君） ほかに。——北出君。
21番（北出寧啓君） 今の論議を聞かせていただいて、やっぱり根本的な欠陥があるんじゃないかなというふうに思います。この文案を見ますと、基礎年金の国庫負担の割合云々で、将来は全額国庫負担を目指すということで、これはわかるんですけども、この次の条項で「国庫負担を増額する措置とともに、巨額な年金積立金を計画的に活用し」ということが私には引かかるわけです。

ということはどういうことかといいますと、今、国では国民年金と厚生年金で大体2025年までに400兆円もの基金を積み立てるというふうに考えているわけです。問題点は、この積立金の利子運用なんですね。これで日本の年金制度を維持しようとするに根本的な欠陥があるわけです。

つまり、先進国の中では、実際日本のような積み立て方式をしているところはほとんどないわけです。逆に今、大森さんも言われましたように、公共事業を削減すると。それを年金に充てるということなんですけども、逆にこの積立年金が400兆円を目指す、これがほとんど公共事業等の財政投融资に投入されていくわけです。この構造を根本的に改めない限り、今後の日本の年金制度の将来はないと私は考えます。

現行のヨーロッパの大多数の国では、こういう積み立て方式はもう既にやめてるわけです。積み立て方式によって利子運用する、そのために公共事業に大量的な財政投融资を行うという、こういうもはや愚劣な制度は、もう危機に瀕しているわけです。だから、このように巨額な年金積み立てを計画的に活用するということの文面自体に私は自己矛盾を感じてるわけです。

だから、その点については、今後は税制方式をとると。そうすると巨大な積立金を、奥和田さんが言われましたが、どこからとるんだということなんですけども、逆に積立金の利子運用を廃棄すれば、こういうふうな高額な積立金の給付水準の引き下げとか、保険料の引き上げという、こういう避けられない困難な課題を解決できるわけです。

その辺で根本的にもう一步踏み込めば、いわゆる積み立て方式をやめると。せいぜい年金基金は

数カ月程度で国はとめると。そういう公共事業の膨大な運用で利子利益を年金の払いに積み立てていく、利用するということの根本的な考えを改める必要があるというふうに考えます。その点、大森議員のお考えをお述べいただきたい。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） この部分に関しましては、年金の運用失敗で1兆8,400億円のそういう損失が出た。そういうことの経験を生かして、計画的に積むということです。北出議員の意見はぜひ拝聴させていただきますけども、この件に関しては、御賛同賜うようよろしくお願い申し上げます。
議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 矛盾も感じますけども、一応今後できたら税制方式へ転用していくと、そういうことで年金制度全体の根本的な改革を行うということで、私はそういうお考えであれば同意したいと思いますが、その点大森議員の再度の答弁をお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 先ほどお答えしましたように、ここで書いている計画的というのは、そういう運用の失敗のことを書いている内容で、北出議員の意見は意見として聞かさせていただきます。私としては、そこまでこの議案の中には含まれていませんので、その点よろしくお願い申し上げます。
議長（嶋本五男君） ほかに。——巴里君。

25番（巴里英一君） 先ほど奥和田議員がおっしゃっていたことはそのとおりで、お答えを聞いてますと、15兆円ほど財源が要ると。それは全部国家負担だと、国庫負担だと。現在、大森議員御承知だと思いますけども、国家予算は幾らだと思ってるんですか。今の国家予算80兆円の中で、15兆円を実質負担できるというお考えなんですか。（「全額と違うよ」の声あり）いやいや、そういう答え方やから、あと答えられへんと言ってるから、そういう答え方をしとるから聞いてるんであってね。60歳から65歳のこの間の話ですからね。この部分はあなた15兆だという答弁の理解でいいわけですか。5年間の支給を早めることで15兆円が要するという理解でいいわけですか、先ほどのお答えから聞くと。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 現在の負担額は3分の1で5.1兆円です。それを全額にすると、15兆円必要だということでお答えいたしました。よろしく御賛同賜るようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 近代先進国では、基本的にはやっぱり受益者負担しなければ国家財政はもたないという、これはあなたも国際的な勉強をされていると思うんでおわかりかと思えます。どこから財源を生ましめるのかなということで、大型開発プロジェクトをやめたらそれで全部出るんだという、そういう単純な発想、思想では僕はないと思うんですね。

国土保全とか国家運営とかいうことから考えたら、そのことを単純にやめればいいんだという話になると、社会的経済基盤状況あるいは景気的な問題が非常におくれていくことによって、また景気低迷というところへ出てくるという可能性との関係。だから5.1兆円ですね、その部分は国家負担したらいいんだというようなことには、僕はつながらないんじゃないかと思えますけども、それをやれば必ず、これだけではないですけども、公的年金だけをちゃんとすれば、国家運営はいかなることがあろうとも構わないという考え方になるわけですか、大型開発やめたらいいんだということであれば。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） ここに書いてあるとおり、とりあえず国会決議でありました現行の3分の1から2分の1に引き上げると。将来的には全額国庫負担と。その場合にはいろんな財政問題を解決せなければならぬと思えますけども、それは将来の問題であります。よろしくようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） やるときには——やるときと言うたら言い方が悪いですが、いわゆる提案するときは、詳しく——国家公務員とか自治体職員とかまでの細かい数字までは要りませんけども、やっぱりアバウトであっても、大きな数字について、あるいは政策についての答弁をできるだけ

資料を持っていただきたいなど。

以前のとおり、私、林さんと和気さんにかなり質問されまして、上と下の電車ですね。上は行く行く下も行くという、バスと電車の省線の違いだというような話をしたことがありますけども、それは考え方の違いですよということで答弁して、答弁不能だとまで私言われましたよ。侮辱ですからね、それは。そういう昔のこともありました。しかし、それは忘れます。だから、今後大森さん、もう少しあるいは懇切に、勉強とは言いませんけども、ある程度わかるような数字を出していただきたいということで、議長、終わります。

以上です。

議長（嶋本五男君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
——討論なしと認めます。

これより議員提出議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（嶋本五男君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって議員提出議案第24号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第24、議員提出議案第25号 横山大阪府知事の政治的責任を求める決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本雪美君。

6番（松本雪美君） 議員提出議案第25号、横山大阪府知事の政治的責任を求める決議について、案文を朗読して提案にかえます。

横山大阪府知事の政治的責任を求める決議（案）

横山大阪府知事は、今年4月の大阪府知事選挙の運動期間中にわいせつ行為があったと告訴された。ところが10月4日、11月1日の口頭弁論で、知事は何ら答弁せず結審し、自ら敗訴を認めた。

知事は4月16日の記者会見で「敗訴となれば辞職は当然」と言い切りながら、口頭弁論回避後には、事件は「でっちあげ」「真っ赤な嘘」「政治的背景がある」と居直っている。

男女共同参画社会基本法が制定された今年、大阪府女性政策企画推進本部長も務める知事がわいせつ疑惑に何ら答えず、女性の人権を無視して賠償金で解決しようとしていることは到底許されるものではない。

よって本市議会は、自ら民事訴訟敗訴の道を選択し、府政を混乱させ、府政に対する信頼を完全に失墜させた知事に、その責任を自覚し、政治的責任をとって知事職を辞職するよう強く要求するものである。

以上、決議する。

平成11年12月17日

泉南市議会

議長（嶋本五男君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。——東君。

7番（東 重弘君） 今の説明理由の中に、民事訴訟の敗訴をもってとありますが、この前文の方は民事訴訟じゃなくて、告訴された、口頭弁論でも何も答弁しなかったというふうな書き出しで始まっておりますが、一方では、刑事訴訟も現在提起をされておる中で、提案者についてはその辺をどういうふうな理解をしているのか。

例えば、民事で負けた、刑事で無罪ということになると、あなたの提案趣旨からして後日どのような判断をするのか。その辺について、提案者の意見を聞きたいと思います。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） あくまでも、これは民事訴訟での判決がこういう形でありたということであり、1,100万円の賠償金、そして悪質で執拗で計画的を思わせるというようなことまで裁判官がその判決文の趣旨にうたっていると、こういう状況のもとで、私は女性の立場からこういった

女性の人権を無視して、そしてこういう弱い女性をいじめるようなそういうわいせつ行為、絶対許せないと、こういう立場で決議を提案させていただきました。

議長（嶋本五男君） 東君。

7番（東 重弘君） 今、私質問した中に、刑事訴訟がもう現在提起されておるという中で、そのことをお聞きしたのですが、抜けております。ただ民事だけでやると、刑事は無罪なってもいいんだと、そういうことでもいいのでしょうか。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） 民事できちっとした判決がありました。この判決をもとにして、私はこういう提案をさせていただきました。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議員提出議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（嶋本五男君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって議員提出議案第25号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第25、議員提出議案第26号 実効性のある消費者契約法の制定を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田政彦君。

14番（成田政彦君） 議員提出議案第26号、実効性のある消費者契約法の制定を求める意見書について、議案を読んで提案にかえたいと思います。

実効性のある消費者契約法
の制定を求める意見書（案）

泉南市議会

近年、国際化、情報化、規制緩和の進行など、消費者を取り巻く社会経済環境はめまぐるしく変化している。このような状況の下、消費者契約をめぐるトラブルは、消費生活や販売方法の多様化により、年々増加の一途をたどっており、全国の消費生活センターに寄せられる相談のうち大半が販売方法や契約・解約問題で占められている。

現在、このような消費者トラブルに関しては、訪問販売法や割賦販売法・宅建業法・保険業法など個別の業種、取引形態ごとに、それぞれの事業者を取り締まる縦割り業法によって、対応しているため、インターネットを利用した悪質商法や国際的なマルチ商法など、既存の法律の間隙を狙った新たな商法に対しては無力な状況にある。

消費者の自己責任を問う不可欠な前提条件として、事業者と消費者の情報力や交渉力等の大きな格差を是正し、契約における対等・公正を確保することが必要である。

よって、政府に対し、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1．消費者と事業者の対等・公平な契約社会を確立するために、全ての消費者契約を対象とする包括的な民事ルールとして、消費者契約法を速やかに制定すること。
- 2．消費者契約法の内容としては、契約締結時の事業者の情報提供義務を定めると共に、不当な取引方法、勧誘方法の禁止や契約内容における不当条項の排除について一般条項を定めた上で、個別の不当とされる条項を明示すること。また、これに違反した契約について消費者が救済される規定を定めること。
- 3．地方自治体における消費者相談・苦情処理体制の拡充の促進を図るとともに、消費者契約法に違反する行為に対する消費者団体の差止請求権など、消費者契約法の実効性を確保する法制度を併せて実現すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成11年12月17日

よろしく申し上げます。

議長（嶋本五男君） ただいまの提出者の説明...
...（小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ）

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 会期延長を提案したいと思います。会期延長して上げられた議案については処理していきたいと思っておりますので、賛同をよろしく申し上げます。

〔巴里英一君「議長」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 今の小山君の提案でありますけれども、会期は議会運営委員会で決定されてぎりぎりの時間になっておりますので、今の段階ではそれは少し無理ではなからうかと思っておりますので、議長の方で判断をいただいて処理をいただくということで結構かと思っております。

議長（嶋本五男君） 賛同者がおりませんので。

ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。

ただいま午前0時となりました。これにて流会いたしました。

午前0時 会期切れによる自然閉会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 嶋 本 五 男

大阪府泉南市議会議員 和 気 豊

大阪府泉南市議会議員 成 田 政 彦